

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.9 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの 燃料補給のタイムチャート*</p> <p>※1: 可搬型タンクローリーの移動時間は、作業時間16時間の2/3を想定した時間 ※2: 整合地対策所から1号機西側1kmアリ亞までの移動時間に余裕をも込んだ時間 ※3: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号機西側1kmアリ亞から燃料タンク (SA) までを想定した移動時間及び ホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕をも込んだ時間 ※4: 可搬型タンクローリーの燃料込み上げを想定した作業時間に余裕をも込んだ時間</p>	タイムチャートの相違

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 3.14-16 に示すように、通常時は電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 2.14.21 に示すように、通常時は電源となる可搬型代替電源車を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク（SA）と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め） 記載の充実（大飯伊方実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
	<p style="text-align: center;">表 3.14-16 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替系内電気設備</td> <td>6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋内側用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替系内電気設備</td> <td>6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(A) 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(C) 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(E) 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(E) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(H) 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(D) 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(F) 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS B-L軽曲ダシング 弘出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS B-L軽曲ダシング 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>A - 可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B - 可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">非常用交流電源設備</td> <td>A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋内側用)	電気作動	通常時切	代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(H) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(D) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(F) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	HPCS B-L軽曲ダシング 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	HPCS B-L軽曲ダシング 入口弁	手動	通常時 切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常設代替交流電源設備	A - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し		B - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備 燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止	<p style="text-align: center;">表 2.14.21 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>A - 可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B - 可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">非常用交流電源設備</td> <td>A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常設代替交流電源設備	A - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し		B - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備 燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止	他系統との隔離箇所の相違
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																						
代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋内側用)	電気作動	通常時切																																																																																																																						
代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)	電気作動	通常時切																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(H) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(D) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(F) 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	HPCS B-L軽曲ダシング 弘出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	HPCS B-L軽曲ダシング 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																						
常設代替交流電源設備	A - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
	B - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
	常設代替交流電源設備 燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																						
常設代替交流電源設備	A - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
	B - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
非常用交流電源設備	A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																						
	常設代替交流電源設備 燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																						
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-8～11 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.10～14 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、周辺補機棟又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p>	<p>(57-2)</p> <p>(57-2)</p> <p>操作場所の相違</p>																																																																																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 108kL を上回る、容量約 830kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 108kL を上回る、容量約 330kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 118.7kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 燃料タンク（SA）</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約 26kL/h／台、吐出圧力約 0.3MPa 及び原動機出力約 11kW／台を2台有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備のうち、電源車接続口（原子炉建屋西側）及び電源車接続口（原子炉建屋東側）から、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系並びに緊急用低圧母線2G系までの常設の電路は、代替所内電気設備を経由する。 代替所内電気設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の各機器と多様性及び位置的分散を図る設計とする。 電路については、代替所内電気設備を非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。 これらの詳細については、3.14.2.6.5.2(3)項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>これらの詳細については、2.14.2.1.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>記載方針の相違 ・泊は代替所内電気設備の電路を経由しないため常設代替交流電源設備を同様の記載とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を分散して保管する。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。</p> <p>具体的には、電源車は、常設代替交流電源設備が使用できない場合、低圧代替注水系に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>電源車から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備を受電する場合は、原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため、必要設備を2セットに加えて予備を配備する。</p> <p>必要となる負荷は、最大負荷約671kW及び連続負荷約670kWであり、約400kVA(340kW)/台の電源車が2台必要である。</p> <p>また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備の軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を重油車に補給する。</p>	<p>2.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型代替電源車は、常設代替交流電源設備が使用できない場合、代替炉心注水に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>可搬型代替電源車から非常用所内電気設備を受電する場合は、原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため、必要設備を2セットに加えて予備を配備する。</p> <p>必要となる負荷は、最大負荷約788kW及び連続負荷約553kWであり、約2,200kVA(1,760kW)/台の可搬型代替電源車が1台必要である。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p>炉型による給電対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：低圧代替注水系→泊：代替炉心注水 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続が必要な電源車ケーブル及びタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-17～20 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-8)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型代替電源車及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型代替電源車及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続が必要な可搬型代替電源車ケーブル及び可搬型タンクローリーホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.22～25 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<p>表 3.14-17 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) 又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>電源車接続口(原子炉 建屋西側) 又は 電源車接続口(原子炉 建屋東側)</td><td>屋外(原子炉) 建屋西側 又は 原子炉 建屋東側)</td><td>コネクタ接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-18 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) 又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ～緊急低圧母線 2G 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>電源車接続口(原子炉 建屋西側) 又は 電源車接続口(原子炉 建屋東側)</td><td>屋外(原子炉) 建屋西側 又は 原子炉 建屋東側)</td><td>コネクタ接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-19 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td><td>軽油タンク</td><td>屋外</td><td>専用金具接続</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td><td>電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-20 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td><td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td><td>屋外</td><td>専用金具接続</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td><td>電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>表 2.14.22 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A - 可搬型代替電源接続盤又はB - 可搬型代替電源接続盤 ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td><td>A - 可搬型代替電源 接続盤又はB - 可搬 型代替電源接続盤</td><td>屋外 (3号炉東 側 32m エリア) 又 は3号炉西側 32m エリア)</td><td>ボルト・ネジ 接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.23 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td><td>屋外</td><td>ホース挿入に よる接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.24 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン</td><td>屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>離手接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.25 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>燃料タンク (SA)</td><td>屋外</td><td>ホース挿入に よる接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることでA - 可搬型代替電源接続盤又はB - 可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違 ・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)、 電源車接続口(原子炉建屋東側) → 泊：A - 可搬型代替電源接続盤， B - 可搬型代替電源接続盤 設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉 建屋西側) 又は 電源車接続口(原子炉 建屋東側)	屋外(原子炉) 建屋西側 又は 原子炉 建屋東側)	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉 建屋西側) 又は 電源車接続口(原子炉 建屋東側)	屋外(原子炉) 建屋西側 又は 原子炉 建屋東側)	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A - 可搬型代替電源 接続盤又はB - 可搬 型代替電源接続盤	屋外 (3号炉東 側 32m エリア) 又 は3号炉西側 32m エリア)	ボルト・ネジ 接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入に よる接続	可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	離手接続	可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入に よる接続	可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
電源車	電源車接続口(原子炉 建屋西側) 又は 電源車接続口(原子炉 建屋東側)	屋外(原子炉) 建屋西側 又は 原子炉 建屋東側)	コネクタ接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
電源車	電源車接続口(原子炉 建屋西側) 又は 電源車接続口(原子炉 建屋東側)	屋外(原子炉) 建屋西側 又は 原子炉 建屋東側)	コネクタ接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																	
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																	
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
可搬型代替電源車	A - 可搬型代替電源 接続盤又はB - 可搬 型代替電源接続盤	屋外 (3号炉東 側 32m エリア) 又 は3号炉西側 32m エリア)	ボルト・ネジ 接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入に よる接続																																																																																	
可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	離手接続																																																																																	
可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																	
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入に よる接続																																																																																	
可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3)複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ電源供給する場合それにおいて、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った二箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーの接続場所は、表3.14-17～20と同様である。</p> <p>これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないと、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.22～25と同様である。</p> <p>これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないと、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、電源車から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系を電源供給する系統並びに軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-21で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	
			<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系→泊：6-A, 6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送する系統→泊：燃料移送する設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

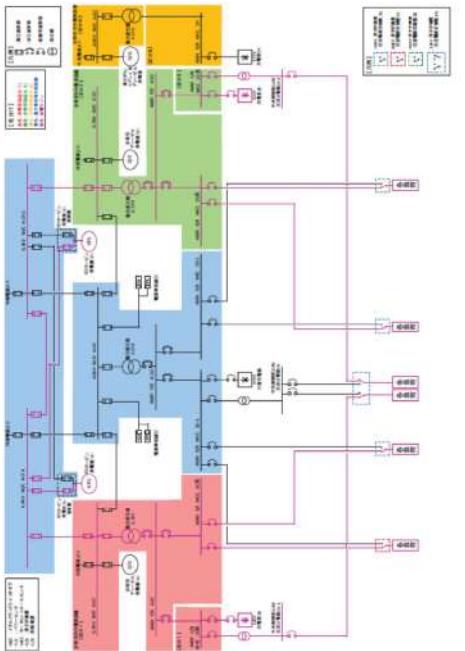
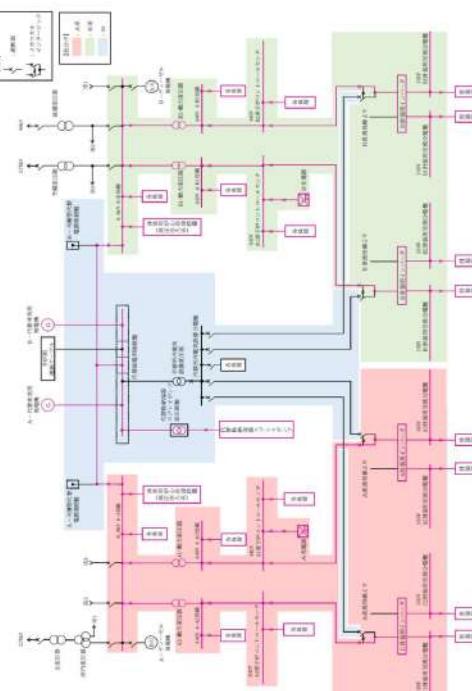
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表				相違理由																																																																																																																																				
大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="69 174 224 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源</td><td data-bbox="69 174 224 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレーポンプ <いずれも原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="69 285 224 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電機 <屋外(緊急用電気品種屋 地上1階)></td><td data-bbox="69 397 224 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="69 476 224 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電路</td><td data-bbox="69 476 224 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電機(D) ～非常用高圧母線2C系統電路</td><td data-bbox="69 555 224 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電機(D) ～非常用高圧母線2D系統電路 高圧炉心スプレーポンプ ～非常用高圧母線2D系統電路</td><td data-bbox="69 651 224 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電機 <非常用高圧母線2C系統電路 及び 非常用高圧母線2D系統電路 ガスターービン発電機 <緊急用高圧母線2C系統電路 ～緊急用高圧母線2D系統電路</td><td data-bbox="69 762 224 794" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) ～非常用高圧母線2C系統及び 非常用高圧母線2D系統電路 電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) ～緊急用高圧母線2C系統電路</td></tr> <tr> <td data-bbox="69 794 224 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源供給先</td><td data-bbox="69 794 224 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="69 873 224 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線2C系統 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="69 968 224 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線2C系統 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="69 1032 224 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td></tr> <tr> <td data-bbox="69 1111 224 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;">駆動方式</td><td data-bbox="69 1111 224 1143" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル</td><td data-bbox="69 1143 224 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン</td><td data-bbox="69 1191 224 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル</td><td data-bbox="69 1222 224 1270" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="69 1270 224 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源の冷却方式</td><td data-bbox="69 1270 224 1302" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水冷式</td><td data-bbox="69 1302 224 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="69 1349 224 1381" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="69 1381 224 1429" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td></tr> <tr> <td data-bbox="69 1381 224 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="69 1381 224 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 103 898 1440" style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="696 174 898 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料庫</td><td data-bbox="696 174 898 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="696 285 898 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽油タンク <屋外></td><td data-bbox="696 397 898 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 476 898 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料貯蔵</td><td data-bbox="696 476 898 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td><td data-bbox="696 555 898 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外></td><td data-bbox="696 651 898 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 762 898 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 762 898 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 873 898 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 968 898 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">タンクローリー^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1032 898 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1032 898 1143" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1143 898 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外></td><td data-bbox="696 1191 898 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;">タンクローリー^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1222 898 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1222 898 1302" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1302 898 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1349 898 1381" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table> </td><td data-bbox="898 103 1123 1440" style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 174 1055 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源</td><td data-bbox="898 174 1055 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td><td data-bbox="898 285 1055 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 31mエリア、2号炉東側 31mエリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60mエリア)></td><td data-bbox="898 397 1055 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1055 476 1123 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電路</td><td data-bbox="1055 476 1123 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A)電路</td><td data-bbox="1055 555 1123 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機～非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路</td><td data-bbox="1055 651 1123 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路</td></tr> <tr> <td data-bbox="1123 762 1190 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源供給先</td><td data-bbox="1123 762 1190 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)</td><td data-bbox="1123 873 1190 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m></td><td data-bbox="1123 968 1190 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m></td></tr> <tr> <td data-bbox="1190 1032 1257 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源の冷却方式</td><td data-bbox="1190 1032 1257 1063" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水冷式</td><td data-bbox="1190 1063 1257 1095" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="1190 1095 1257 1127" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="1190 1127 1257 1159" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td></tr> <tr> <td data-bbox="1257 1159 1325 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1159 1325 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1191 1325 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1222 1325 1254" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1254 1325 1286" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1325 1381 1392 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1325 1381 1392 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table> </td><td data-bbox="1392 103 1572 1440" style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1392 174 1459 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料源</td><td data-bbox="1392 174 1459 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td data-bbox="1392 285 1459 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td data-bbox="1392 397 1459 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="1459 476 1527 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料貯蔵</td><td data-bbox="1459 476 1527 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械棟 T.P. 17.8m></td><td data-bbox="1459 555 1527 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外></td><td data-bbox="1459 651 1527 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="1527 762 1594 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料流路</td><td data-bbox="1527 762 1594 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td data-bbox="1527 873 1594 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型タンクローリー^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td><td data-bbox="1527 968 1594 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型タンクローリー^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td></tr> <tr> <td data-bbox="1594 1032 1662 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1594 1032 1662 1063" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1594 1063 1662 1095" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td data-bbox="1594 1095 1662 1127" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td></tr> <tr> <td data-bbox="1662 1159 1729 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1159 1729 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1191 1729 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1222 1729 1254" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table> </td><td data-bbox="1796 103 1864 1440" style="vertical-align: top;"> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレーポンプ <いずれも原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	ガスターービン発電機 <屋外(緊急用電気品種屋 地上1階)>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	電路	非常用ディーゼル発電機(D) ～非常用高圧母線2C系統電路	非常用ディーゼル発電機(D) ～非常用高圧母線2D系統電路 高圧炉心スプレーポンプ ～非常用高圧母線2D系統電路	ガスターービン発電機 <非常用高圧母線2C系統電路 及び 非常用高圧母線2D系統電路 ガスターービン発電機 <緊急用高圧母線2C系統電路 ～緊急用高圧母線2D系統電路	電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) ～非常用高圧母線2C系統及び 非常用高圧母線2D系統電路 電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) ～緊急用高圧母線2C系統電路	電源供給先	非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線2C系統 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線2C系統 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	駆動方式	ディーゼル	ガスターービン	ディーゼル		電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	空冷式						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="696 174 898 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料庫</td><td data-bbox="696 174 898 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="696 285 898 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽油タンク <屋外></td><td data-bbox="696 397 898 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 476 898 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料貯蔵</td><td data-bbox="696 476 898 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td><td data-bbox="696 555 898 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外></td><td data-bbox="696 651 898 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 762 898 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 762 898 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 873 898 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 968 898 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">タンクローリー^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1032 898 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1032 898 1143" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1143 898 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外></td><td data-bbox="696 1191 898 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;">タンクローリー^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1222 898 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1222 898 1302" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1302 898 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1349 898 1381" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料庫	非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>	燃料貯蔵	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外>	ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外>				タンクローリー ^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>			ガスターービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>									<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 174 1055 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源</td><td data-bbox="898 174 1055 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td><td data-bbox="898 285 1055 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 31mエリア、2号炉東側 31mエリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60mエリア)></td><td data-bbox="898 397 1055 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1055 476 1123 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電路</td><td data-bbox="1055 476 1123 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A)電路</td><td data-bbox="1055 555 1123 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機～非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路</td><td data-bbox="1055 651 1123 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路</td></tr> <tr> <td data-bbox="1123 762 1190 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源供給先</td><td data-bbox="1123 762 1190 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)</td><td data-bbox="1123 873 1190 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m></td><td data-bbox="1123 968 1190 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m></td></tr> <tr> <td data-bbox="1190 1032 1257 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源の冷却方式</td><td data-bbox="1190 1032 1257 1063" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水冷式</td><td data-bbox="1190 1063 1257 1095" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="1190 1095 1257 1127" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="1190 1127 1257 1159" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td></tr> <tr> <td data-bbox="1257 1159 1325 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1159 1325 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1191 1325 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1222 1325 1254" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1254 1325 1286" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1325 1381 1392 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1325 1381 1392 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 31mエリア、2号炉東側 31mエリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60mエリア)>		電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A)電路	代替非常用発電機～非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路	可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路	電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	空冷式											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1392 174 1459 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料源</td><td data-bbox="1392 174 1459 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td data-bbox="1392 285 1459 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td data-bbox="1392 397 1459 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="1459 476 1527 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料貯蔵</td><td data-bbox="1459 476 1527 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械棟 T.P. 17.8m></td><td data-bbox="1459 555 1527 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外></td><td data-bbox="1459 651 1527 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="1527 762 1594 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料流路</td><td data-bbox="1527 762 1594 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td data-bbox="1527 873 1594 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型タンクローリー^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td><td data-bbox="1527 968 1594 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型タンクローリー^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td></tr> <tr> <td data-bbox="1594 1032 1662 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1594 1032 1662 1063" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1594 1063 1662 1095" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td data-bbox="1594 1095 1662 1127" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td></tr> <tr> <td data-bbox="1662 1159 1729 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1159 1729 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1191 1729 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1222 1729 1254" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料貯蔵	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械棟 T.P. 17.8m>	代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	可搬型タンクローリー ^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>			ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>									<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目		設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備																																																																																																																																				
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																																																																					
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレーポンプ <いずれも原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	ガスターービン発電機 <屋外(緊急用電気品種屋 地上1階)>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																																																																																																																					
電路	非常用ディーゼル発電機(D) ～非常用高圧母線2C系統電路	非常用ディーゼル発電機(D) ～非常用高圧母線2D系統電路 高圧炉心スプレーポンプ ～非常用高圧母線2D系統電路	ガスターービン発電機 <非常用高圧母線2C系統電路 及び 非常用高圧母線2D系統電路 ガスターービン発電機 <緊急用高圧母線2C系統電路 ～緊急用高圧母線2D系統電路	電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) ～非常用高圧母線2C系統及び 非常用高圧母線2D系統電路 電源車～電源車接続口 (原子炉建屋) ～緊急用高圧母線2C系統電路																																																																																																																																				
電源供給先	非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線2C系統 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系統 非常用高圧母線2D系統 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線2C系統 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																																																																																																																				
駆動方式	ディーゼル	ガスターービン	ディーゼル																																																																																																																																					
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	空冷式																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="696 174 898 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料庫</td><td data-bbox="696 174 898 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td><td data-bbox="696 285 898 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽油タンク <屋外></td><td data-bbox="696 397 898 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 476 898 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料貯蔵</td><td data-bbox="696 476 898 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td><td data-bbox="696 555 898 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外></td><td data-bbox="696 651 898 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 762 898 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 762 898 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 873 898 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 968 898 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">タンクローリー^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1032 898 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1032 898 1143" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1143 898 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガスターービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外></td><td data-bbox="696 1191 898 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;">タンクローリー^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1222 898 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1222 898 1302" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1302 898 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1349 898 1381" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="696 1381 898 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料庫	非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>	燃料貯蔵	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外>	ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外>				タンクローリー ^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>			ガスターービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>									<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 174 1055 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源</td><td data-bbox="898 174 1055 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td><td data-bbox="898 285 1055 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 31mエリア、2号炉東側 31mエリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60mエリア)></td><td data-bbox="898 397 1055 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1055 476 1123 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電路</td><td data-bbox="1055 476 1123 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A)電路</td><td data-bbox="1055 555 1123 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機～非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路</td><td data-bbox="1055 651 1123 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路</td></tr> <tr> <td data-bbox="1123 762 1190 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源供給先</td><td data-bbox="1123 762 1190 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)</td><td data-bbox="1123 873 1190 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m></td><td data-bbox="1123 968 1190 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m></td></tr> <tr> <td data-bbox="1190 1032 1257 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源の冷却方式</td><td data-bbox="1190 1032 1257 1063" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水冷式</td><td data-bbox="1190 1063 1257 1095" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="1190 1095 1257 1127" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td><td data-bbox="1190 1127 1257 1159" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空冷式</td></tr> <tr> <td data-bbox="1257 1159 1325 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1159 1325 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1191 1325 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1222 1325 1254" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1257 1254 1325 1286" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1325 1381 1392 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1325 1381 1392 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 31mエリア、2号炉東側 31mエリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60mエリア)>		電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A)電路	代替非常用発電機～非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路	可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路	電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	空冷式											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1392 174 1459 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料源</td><td data-bbox="1392 174 1459 285" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td data-bbox="1392 285 1459 397" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td data-bbox="1392 397 1459 476" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="1459 476 1527 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料貯蔵</td><td data-bbox="1459 476 1527 555" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械棟 T.P. 17.8m></td><td data-bbox="1459 555 1527 651" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外></td><td data-bbox="1459 651 1527 762" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td></tr> <tr> <td data-bbox="1527 762 1594 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">燃料流路</td><td data-bbox="1527 762 1594 873" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td data-bbox="1527 873 1594 968" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型タンクローリー^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td><td data-bbox="1527 968 1594 1032" style="text-align: center; vertical-align: middle;">可搬型タンクローリー^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td></tr> <tr> <td data-bbox="1594 1032 1662 1111" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1594 1032 1662 1063" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1594 1063 1662 1095" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td data-bbox="1594 1095 1662 1127" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td></tr> <tr> <td data-bbox="1662 1159 1729 1349" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1159 1729 1191" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1191 1729 1222" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1662 1222 1729 1254" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td data-bbox="1729 1381 1796 1440" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料貯蔵	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械棟 T.P. 17.8m>	代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	可搬型タンクローリー ^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>			ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>									<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 																																					
項目		設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備																																																																																																																																				
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																																																																					
燃料庫	非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>																																																																																																																																					
燃料貯蔵	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレーポンプ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外>	ガスターービン発電設備 軽油タンク <屋外>																																																																																																																																					
			タンクローリー ^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																																																																																																																					
		ガスターービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^{青字} (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																																																																																																																					
項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備																																																																																																																																					
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																																																																					
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 31mエリア、2号炉東側 31mエリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60mエリア)>																																																																																																																																						
電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A)電路	代替非常用発電機～非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路	可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高壓母線 (6-B)電路																																																																																																																																					
電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m>																																																																																																																																					
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	空冷式																																																																																																																																				
項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備																																																																																																																																					
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																																																																					
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>																																																																																																																																					
燃料貯蔵	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械棟 T.P. 17.8m>	代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																																																																																																																					
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	可搬型タンクローリー ^{青字} <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>																																																																																																																																					
		ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																																																																																																																																					

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.2.1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ガスタービン及び発電機を搭載した「ガスタービン発電機」、ガスタービン発電機の燃料を保管する「軽油タンク」、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料を運搬する「タンクローリー」、ガスタービン発電機の近傍で燃料を保管する「ガスタービン発電設備軽油タンク」及びガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給する「ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ」並びに代替所内電気設備として電路を構成する「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線2F系」、「緊急用高圧母線2G系」及び「緊急用動力変圧器2G系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機発電機車を制御するガスタービン発電機制御車により構成されるが、以下、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機制御車を合わせてガスタービン発電機と称す。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-11～15に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-22に示す。</p> <p>本系統は、外部電源の喪失時にガスタービン発電機を自動起動し、全交流動力電源喪失した場合に、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転中は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の起動に際しては、ガスタービン発電機車載燃料を用いて起動し、その後はガスタービン発電機自身が発電した電力にてガスタービン発電設備燃料移送ポンプを運転し、継続的に燃料を補給する。</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給することでガスタービン発電機の運転を継続する。</p> <p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.2.3項に詳細を示す。</p>	<p>2.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.2.1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」、代替非常用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から代替非常用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」並びに電源供給先である「非常用高圧母線(6-A)」、「非常用高圧母線(6-B)」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料捕給）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>	
	<p>本系統の概要図を図2.14.11～14に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.27に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機を中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機は、中央制御室からの遠隔操作及び設置場所からの操作が可能な設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p>	
	<p>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を代替非常用発電機に補給することで代替非常用発電機の運転を継続する。</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>	
	<p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.2.3項に詳細を示す。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

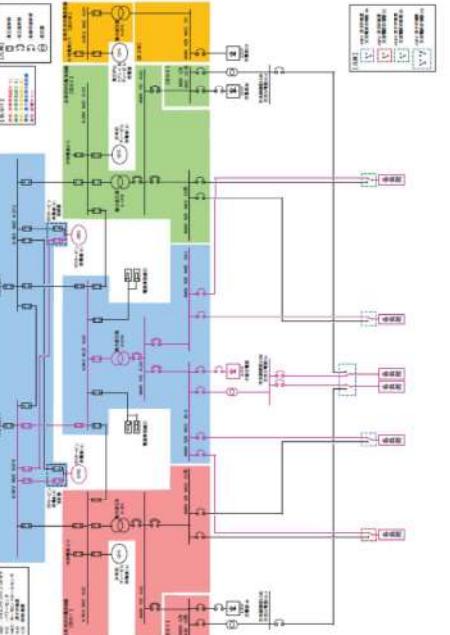
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-11 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系)	 図2.14.11 常設代替交流電源設備系統図 及び非常用高圧～非常用高圧ボンブレイボンプ装置(6-B) (代替非常用発電機～非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B))	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

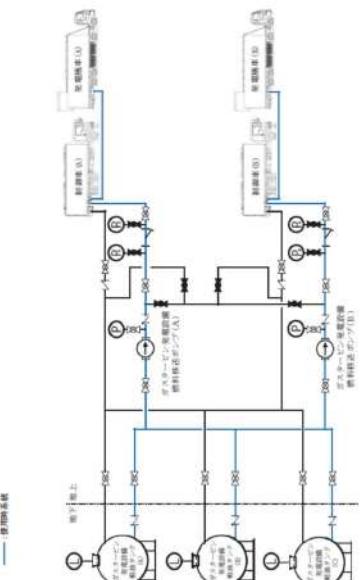
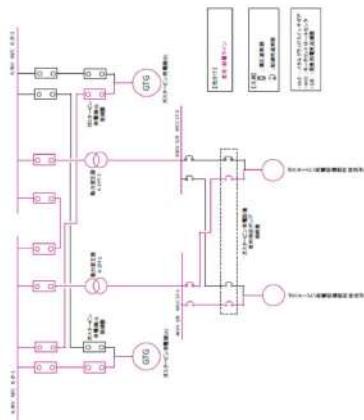
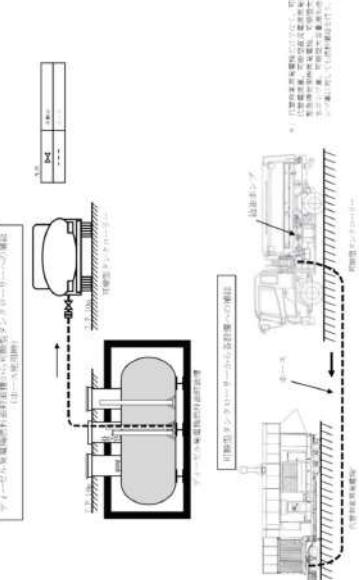
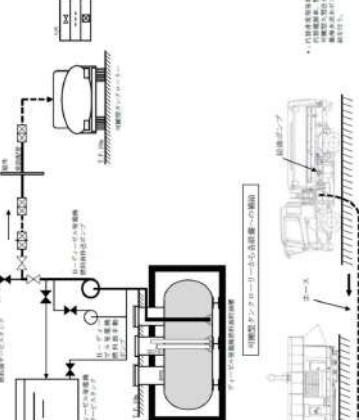
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-12 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 26 系路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

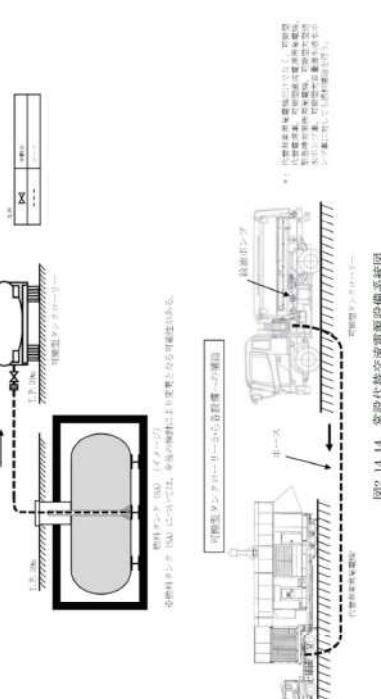
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-13 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送)</p>  <p>図3.14-14 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)</p>	 <p>図2.14-13 常設代替交流電源設備系統図 (ディーゼル発電機燃料移送ポンプ使用時)</p>  <p>図2.14-12 常設代替交流電源設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油注油槽 (チーズ式油槽))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14-15 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p> <p>図2.14-14 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA) 使用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表3.14-22 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電機備用軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電機備用燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料路</td><td>ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧母線スプリットディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>ガスタービン整電機 ～非常用高圧母線 3C 系*5及び非常用高圧母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用振動回路 3G 系*7電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）**</td><td>6-2P-1 母線電圧【常設】 6-2P-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車(A)及びガスタービン発電機制御車(B)並びにガスタービン発電機発電機車(B)及びガスタービン発電機制御車(B)により構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。 *4：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧母線スプリットディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *5：非常用高圧母線 3C 系は、6.0kV メータクラフ6-2Cにより構成される。 *6：非常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メータクラフ6-2Dにより構成される。 *7：緊急用振動回路 3G 系は、400V バリーセンタ3G、400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 3G-2により構成される。 **8：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電機備用軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電機備用燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧母線スプリットディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】	電路	ガスタービン整電機 ～非常用高圧母線 3C 系*5及び非常用高圧母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用振動回路 3G 系*7電路【常設】	計装設備（補助）**	6-2P-1 母線電圧【常設】 6-2P-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】	<p>表2.14.27 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料路</td><td>ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>代替非常用発電機*4～非常用高圧母線（6-A）*5、非常用高圧母線（6-B）*6 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）**</td><td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：代替非常用発電機は、A-1代替非常用発電機及びB-1代替非常用発電機により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *3：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-1ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-1ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *4：非常用高圧母線（6-A）は、6-Aメタクラフにより構成される。 *5：非常用高圧母線（6-B）は、6-Bメタクラフにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	代替非常用発電機*4～非常用高圧母線（6-A）*5、非常用高圧母線（6-B）*6 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】	計装設備（補助）**	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電機備用軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電機備用燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧母線スプリットディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】																										
電路	ガスタービン整電機 ～非常用高圧母線 3C 系*5及び非常用高圧母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用振動回路 3G 系*7電路【常設】																										
計装設備（補助）**	6-2P-1 母線電圧【常設】 6-2P-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	代替非常用発電機*4～非常用高圧母線（6-A）*5、非常用高圧母線（6-B）*6 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】																										
計装設備（補助）**	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ガスタービン発電機 ガスタービン 台 数：2 使 用 燃 料：軽油 出 力：約 3,600kW (1台当たり) 発電機 台 数：2 種 類：三相同期発電機 容 量：約 4,500kVA (1台当たり) (連続定格：約 3,791kVA (1台当たり)) 力 率：0.80 (遅れ) 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：3 容 量：約 110kL (1基当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取 付 箇 所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 種 類：スクリュー式 台 数：2 容 量：約 3.0m³/h (1台当たり) 全 圧 力：約 0.5MPa [gage] 最高使用圧力：約 0.95MPa [gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約 1.5kW (1台当たり) 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台 数：2 使 用 燃 料：軽油 出 力：約 1,450kW (1台当たり) 発電機 台 数：2 型 式：防滴保護、空気冷却自己自由通風型 容 量：約 1,725kVA (1台当たり) 力 率：0.8 (遅れ) 電 圧：6.6kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外 (3号炉東側 32m エリア)</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 軽油タンク</p> <p>種類：横置円筒形 基数：6 (1系列につき3基) : 1 (1系列につき1基) 容量：約110kL (1基当たり) : 約170kL</p> <p>使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p>	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式：横置円筒形 基数：4</p> <p>容量：約146kL (1基当たり)</p> <p>使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
	<p>(5) タンクローリー</p> <p>容量：約4.0kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備1) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び 第4保管エリア)</p>	<p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型式：歯車形 台数：2 容量：約26kL/h (1台当たり) 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約11kW (1台当たり) 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容量：約4kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備2) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (1号炉西側31mエリア及び2号炉東側 31mエリア(b))</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-23で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、ガスタービン発電機を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、常設代替交流電源設備から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線2H系を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、ガスタービン発電機は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>電源の駆動方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン駆動に対して、ガスタービン発電機はガスタービン駆動とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクからの供給であるのに対して、ガスタービン発電機はガスタービン発電設備軽油タンクからの供給とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表3.14-24で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 台数：1 冷却却：自冷 容量：約1,000kVA 定格電圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取付箇所：原子炉補助建屋T.P.24.8m</p> <p>2.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.28で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、常設代替交流電源設備から非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、代替非常用発電機は空冷式とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、代替非常用発電機は発電機搭載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表2.14.29で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系一泊：6-A, 6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はガスタービン発電機の駆動方式により非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表 3.14-23 常設代替交流電源設備の位置の分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非常用空気圧縮機設備</td> <td>常設代替空気圧縮機設備</td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレイ系¹ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)></td> <td>ガスタービン発電機 <屋外(緊急用空気圧縮機屋地上1階)></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2B系電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路</td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレイ系¹ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線2G系電路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源供給先</td> <td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2E系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付翼構内)></td> <td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋付翼構内></td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレイ系¹ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路</td> <td>緊急用高圧母線2G系 <原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋付翼構内)></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td><td>水冷式</td><td>空冷式</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料庫</td> <td>軽油タンク <屋外></td><td>軽油タンク <屋外></td><td></td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料ディンプル 高圧中心スプレイ系¹ディーゼル発電設備 燃料ディンプル <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付翼構内)></td><td>ガスタービン発電装置軽油タンク <屋外></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料油槽</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイ系¹ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td><td>タンクローリー² <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>ガスタービン発電装置燃料移送ポンプ <屋外></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用空気圧縮機設備	常設代替空気圧縮機設備	高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用空気圧縮機屋地上1階)>	電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2B系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路	高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線2G系電路	電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2E系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付翼構内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋付翼構内>	高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	緊急用高圧母線2G系 <原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋付翼構内)>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式		燃料庫	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>		非常用ディーゼル発電設備 燃料ディンプル 高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電設備 燃料ディンプル <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電装置軽油タンク <屋外>		燃料油槽	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ² <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>			ガスタービン発電装置燃料移送ポンプ <屋外>		<p>表 2.14.28 常設代替交流電源設備の位置の分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリヤ)></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路</td> <td>代替非常用発電機～ 非常用高圧母線(6-A)</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路</td> <td>非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源供給先</td> <td>非常用高圧母線(6-A)</td> <td>非常用高圧母線(6-A)</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> <td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料庫</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td> <td></td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m></td> <td>燃料タンク(SA) <屋外></td> <td>代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料路</td> <td>タンクローリー² <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td> <td>タンクローリー² <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリヤ)>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路	代替非常用発電機～ 非常用高圧母線(6-A)	B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線(6-A)	非常用高圧母線(6-A)	非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式		燃料庫	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>		ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	燃料タンク(SA) <屋外>	代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外>	燃料路	タンクローリー ² <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	タンクローリー ² <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>		ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																									
電源	非常用空気圧縮機設備	常設代替空気圧縮機設備																																																																									
	高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用空気圧縮機屋地上1階)>																																																																									
電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2B系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路																																																																									
	高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線2G系電路																																																																									
電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2E系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付翼構内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋付翼構内>																																																																									
	高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	緊急用高圧母線2G系 <原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋付翼構内)>																																																																									
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																									
燃料庫	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>																																																																									
	非常用ディーゼル発電設備 燃料ディンプル 高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電設備 燃料ディンプル <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電装置軽油タンク <屋外>																																																																									
燃料油槽	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイ系 ¹ ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ² <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																																																									
		ガスタービン発電装置燃料移送ポンプ <屋外>																																																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																									
電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																									
	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリヤ)>																																																																									
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路	代替非常用発電機～ 非常用高圧母線(6-A)																																																																									
	B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路																																																																									
電源供給先	非常用高圧母線(6-A)	非常用高圧母線(6-A)																																																																									
	非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>																																																																									
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																									
燃料庫	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>																																																																									
	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	燃料タンク(SA) <屋外>	代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外>																																																																								
燃料路	タンクローリー ² <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	タンクローリー ² <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>																																																																									
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外>																																																																								
	<p>表 3.14-24 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付箇所内外に屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因故障	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付箇所内外に屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。	<p>表 2.14.29 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付箇所内外に屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因故障	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付箇所内外に屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。																																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																									
共通要因故障	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																									
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																									
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付箇所内外に屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																									
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。																																																																									
設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																									
共通要因故障	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																									
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																									
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付箇所内外に屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																									
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)。																																																																									
設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に施錠することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)。																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-25 に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表3.14-25 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-26 に示す設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-26 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.30 に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表2.14.30 想定する環境条件及び荷重条件 (代替非常用発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-27に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-27 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-28に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-28 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			設備名称の相違（燃料油貯油槽）																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.32 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.32 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク (SA)）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.33 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.33 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>e. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-29に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-29 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.34に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.34 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固脚等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固脚等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備名称の相違(タンクローリー) 保管場所の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留め等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固脚等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
		<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.35に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2)</p> <p>表2.14.35 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。																														
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
	<p>(2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。 なお、ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは自動起動並びに代替所内電気設備の緊急用高圧母線2F系の遮断器は自動投入するが、ガスタービン発電機及び緊急用高圧母線2F系は中央制御室又は設置場所において並びにガスタービン発電設備燃料移送ポンプは設置場所においても容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-30～33に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-30 操作対象機器 (軽油タンク～タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名稱</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(1)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(1)軽油タンク(0')出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(1)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(3)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(3)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(3)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS-D/E軽油タンク 出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(A) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(B) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS-D/E軽油タンク 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名稱	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(1)軽油タンク(A)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(1)軽油タンク(0')出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(1)軽油タンク(E)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(3)軽油タンク(B)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(3)軽油タンク(D)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(3)軽油タンク(F)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS-D/E軽油タンク 出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(A) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(B) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS-D/E軽油タンク 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 合成性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料油設備の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。 また、代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 設備名称の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>	<p>表2.14.36～40に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.36 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名稱</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>	機器名稱	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 可搬型タンクローリー給油ポンプ	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作			ホース接続	屋外	屋外	手動操作	
機器名稱	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
B/G(1)軽油タンク(A)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(1)軽油タンク(0')出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(1)軽油タンク(E)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(3)軽油タンク(B)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(3)軽油タンク(D)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(3)軽油タンク(F)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS-D/E軽油タンク 出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(A) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(B) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS-D/E軽油タンク 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
機器名稱	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 可搬型タンクローリー給油ポンプ	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																												
	<p>表3.14-31 操作対象機器 (タンクローリーへガスバッキン発送設備タンク流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GIG 軽油タンク(A)入口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(B)入口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(C)入口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>車載ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>吐出弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-32 操作対象機器 (ガスバッキン発電機～非常用高圧母線(3C系及)3B系常用高圧母線(2D系)電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスバッキン発電機(A)</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)</td><td>—</td><td>操作不要 (自動起動) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所からの 手動起動</td></tr> <tr> <td>ガスバッキン発電機(B)</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)</td><td>—</td><td>操作不要 (自動起動) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所からの 手動起動</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-33 機器名別機器一覧 (6.9kVメタクラ6-2F-1遮断器 (ガスバッキン発電機(A)接続盤用))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバッキン発電機(A)接続盤用)</td><td>切 →入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>—</td><td>操作不要 (自動投入) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-34 機器名別機器一覧 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用)</td><td>切 →入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>—</td><td>操作不要 (自動投入) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-35 機器名別機器一覧 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D用))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D用)</td><td>切 →入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>—</td><td>操作不要 (自動投入) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-36 機器名別機器一覧 (6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属機器)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの 手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-37 機器名別機器一覧 (ガスバッキン発電機燃料油貯蔵槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口遮 鉗サンプリング弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁</td><td>全閉 →全閉</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁</td><td>全閉 →全閉</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td><td>切 →入</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー^{マシンホール}</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-38 機器名別機器一覧 (燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク(SA)給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-39 機器名別機器一覧 (可搬型タンクローリー～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-40 機器名別機器一覧 (代替非常用発電機～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機</td><td>発電機 切 →入</td><td>屋外 (3号炉東側32mエリア)</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>設置場所からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GIG 軽油タンク(A)入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(B)入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(C)入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスバッキン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動起動	ガスバッキン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動起動	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバッキン発電機(A)接続盤用)	切 →入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用)	切 →入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D用)	切 →入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切 →入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属機器)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの 手動投入 操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口遮 鉗サンプリング弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁	全閉 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク(SA)給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機	発電機 切 →入	屋外 (3号炉東側32mエリア)	中央制御室	操作器操作	設置場所からの 手動投入 操作も可能	6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
GIG 軽油タンク(A)入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
GIG 軽油タンク(B)入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
GIG 軽油タンク(C)入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																											
吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
ガスバッキン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動起動																																																																																																																																																																																																																										
ガスバッキン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動起動																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバッキン発電機(A)接続盤用)	切 →入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用)	切 →入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D用)	切 →入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切 →入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属機器)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
燃料油移送ポンプ出口遮 鉗サンプリング弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁	全閉 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																											
可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
燃料タンク(SA)給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機	発電機 切 →入	屋外 (3号炉東側32mエリア)	中央制御室	操作器操作	設置場所からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																											
6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>表 3.14-33 操作対象機器 (ガスタービン発電機～緊急用低圧自縫2G系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機(A)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機(B)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、外部電源の喪失時に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。 なお、中央制御室又は設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク入口弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスタービン発電機(A)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能	ガスタービン発電機(B)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能	<p>設備名称の相違</p> <p>設置場所、操作場所、操作方法の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：操作スイッチ→泊：操作器 	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																															
ガスタービン発電機(A)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能																																															
ガスタービン発電機(B)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能																																															
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能																																															
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能																																															
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																															
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能																																															
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機の起動後に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。なお、設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p>
		<p>c. 燃料タンク（SA）</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、燃料タンク（SA）給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。</p> <p>タンクローリーは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク入口弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象箇所の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. ガスタービン発電機</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、表3.14-34に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-34 ガスタービン発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-35に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔壁弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、表2.14.41に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14.41 代替非常用発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表3.14-35 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、表3.14-36に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、運転性能の確認として、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-36 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="5">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、表3.14-37に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-37 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.42に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.42 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										
		<p>c. 燃料タンク（SA）</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、表2.14.43に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク（SA）内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク（SA）の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク（SA）は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>																									

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p style="text-align: center;">表 2.14.43 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を 目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.44 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.44 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を 目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p style="color: red;">設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を 目視等で確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p>e. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、表3.14-38に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-38 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー各部の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー各部の確認			停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認			<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、表2.14.45に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.45 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認			<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																								
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																								
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー各部の確認																																								
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																								
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																								
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																								
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																								
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																								
	<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表2.14.46に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.46 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																								
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																								

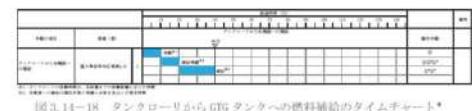
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表 3.14-30～33 と同様である。 非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 2C系、非常用高圧母線 2D系及び緊急用高圧母線 2F系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、D/G 軽油タンク出口弁、D/G 軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G 軽油タンク出口弁、HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁及びGTG 軽油タンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 これにより図 3.14-16～18 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。 (57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表 2.14.36～40 と同様である。 非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 これにより、図 2.14.15～19 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。 (57-4)</p>	<p>非常に高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料系統→泊：燃料油設備</p> <p>操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3.14-16 ガスタービン発電機による非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系受電のタイムチャート*</p>  <p>図3.14-17 軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>  <p>図3.14-18 タンクローリーからGIGタンクへの燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「3.14 電解の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>		 <p>図2.14.15 代替非常用発電機による非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)受電のタイムチャート*</p> <p>※1: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※2: 機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間 ※3: 中止操作または装置操作開始までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	タイムチャートの相違

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.17 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート* (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)</p> <p>*1: 可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉西側31mエリア。 *2: 1号炉西側31mエリアから原発建屋までを想定した移動時間及び作業時間。 *3: 可搬型タンクローリーでの移動時間として、1号炉西側31mエリアから原発建屋までを想定した移動時間及びホース敷設時間。 *4: 可搬型タンクローリーの移動時間として原子炉補助建屋までを想定した移動時間及びホース敷設時間。 *5: 可搬型タンクローリーの移動時間として原子炉補助建屋までを想定した移動時間。 *6: 原子炉補助建屋から換熱器作業場までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。 *7: 燃料油移送ポンプ作業時間に余裕を見込んだ時間。 *8: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。</p>	タイムチャートの相違



図2.14.17 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への
燃料補給のタイムチャート*
(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)

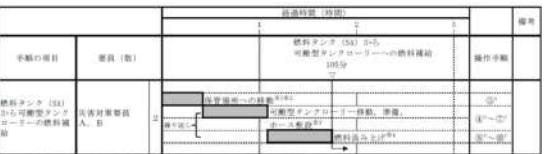


図2.14.18 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの
燃料補給のタイムチャート*



図2.14.19 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への
燃料補給のタイムチャート*

*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表 3.14-39 に示すように、通常時は電源となるガスタービン発電機を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、ガスタービン発電機の運転中にタービン翼が破損したとしても、ガスタービン発電機周りへ防護壁を設置することで、タービン翼が防護壁内に留まり、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表 2.14.47 に示すように、通常時は電源となる代替非常用発電機を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク（SA）と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、代替非常用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違（車輪止め） 設備の相違 ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																
	<p style="text-align: center;">表3.14-39 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(A)軽油タンク(A) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(A)軽油タンク(C) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(A)軽油タンク(E) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(A)軽油タンク(A) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(A)軽油タンク(C) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(A)軽油タンク(D) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(G)軽油タンク(B) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(G)軽油タンク(B) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(G)軽油タンク(D) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>0/G(G)軽油タンク(D) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>取合い系統</td> <td>系統隔離</td> <td>駆動方式</td> <td>状態</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS 0/G 軽油タンク 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS 0/G 軽油タンク 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GIG 軽油タンク(A) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GIG 軽油タンク(B) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GIG 軽油タンク(C) 圧出ロ止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GIG 軽油タンク(A) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GIG 軽油タンク(B) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GIG 軽油タンク(C) 人口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(A) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(C) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(E) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(A) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(C) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(D) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(B) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(D) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(D) 人口弁	手動	通常時 切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	HPCS 0/G 軽油タンク 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	HPCS 0/G 軽油タンク 人口弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(A) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(B) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(C) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(A) 人口弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(C) 人口弁	手動	通常時 切離し	<p style="text-align: center;">表2.14.47 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用高圧母線</td> <td>6-A メタクラ遮断器 (S用代替電源受電) 6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>A 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用高圧母線	6-A メタクラ遮断器 (S用代替電源受電) 6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	A 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 閉止	可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止	他系統との隔離箇所の相違
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(A) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(C) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(E) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(A) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(C) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(A)軽油タンク(D) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(B) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(D) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	0/G(G)軽油タンク(D) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																
非常用交流電源設備	HPCS 0/G 軽油タンク 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
非常用交流電源設備	HPCS 0/G 軽油タンク 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(A) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(B) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(C) 圧出ロ止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(A) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	GIG 軽油タンク(C) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																
非常用高圧母線	6-A メタクラ遮断器 (S用代替電源受電) 6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																																
非常用交流電源設備	A 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 閉止																																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-30～33 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ブル内内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約4,615kW及び連続負荷約3,220kWよりも十分な余裕を有する、非常用短時間仕様約3,600kW/台及び常用連続運用仕様約3,033kW/台（力率0.8において非常用短時間仕様約4,500kVA/台及び常用連続運用仕様約3,791kVA/台）を2台有する設計とし、約6,066kWを確保する設計とする。 (57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。 常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.36～40 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室、周辺補機棟又は原子炉補助建屋内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。 a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約2,139kW及び連続負荷約1,645kWよりも十分な余裕を有する、約1,380kW/台（力率0.8において約1,725kVA/台）を2台有する設計とし、約2,760kWを確保する設計とする。 (57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機が7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約414kLより、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給する燃料量約160kLを差し引いた約254kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機2台の燃料消費量を上回る、容量約3.0m³/h/個、全圧力約0.5MPa及び原動機出力約1.5kW/個を2台有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約234kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約182.3kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
		<p>c. 燃料タンク（SA）</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、代替非常用発電機の燃料消費量を上回る、容量約26kL/h/台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW/台を2台有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、3.14.2.2.3 項に記載のとおりである。 (57-2, 5-3, 57-9)</p> <p>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、2.14.2.2.3 項に記載のとおりである。 (57-2, 57-4, 57-9)</p> <p>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	
			記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>a. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続が必要なタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表3.14-40に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-40 接続対象機器設置場所 (軽油タンクへガスタービン発電設備軽油タンク流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	<p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続が必要な可搬型タンクローリーホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表2.14.48～50に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.48 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.49 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンブリッジライン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>継手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンブリッジライン	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	継手接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																				
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																				
タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																				
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																				
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																				
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンブリッジライン	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	継手接続																																				
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																				

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
		<p style="text-align: center;">表 2.14.50 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>燃料タンク (SA)</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>代替非常用発電機</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーと軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンクの払出口及びガスタービン発電設備軽油タンクの給油口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>a. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーを接続する軽油タンクのD/G軽油タンク払出口及びHPCS D/G軽油タンク払出口並びにガスタービン発電設備軽油タンクの GTG 軽油タンク給油口は、複数箇所設置し、軽油タンクの各々の接続箇所及びガスタービン発電設備軽油タンクの各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法													
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続													
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続													

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーの接続場所は、表 3.14-40 と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないとみられ、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーの接続場所は、表 2.14.48~50 と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないとみられ、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	設備名称の相違（タンクローリー）
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	設備名称の相違（タンクローリー） 保管場所の相違
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。 (57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である可搬型代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-41で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。 (57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)から代替非常用発電機まで燃料移送する設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.51で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。 (57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違 ・女川：燃料移送する系統→泊：燃料移送する設備</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>表3.14-41 常設代替交流電源設備の多様性及び位置の分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td> 離油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> </td> <td> 離油タンク <屋外> ガスバーナー発電設備 離油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> </td> <td> 離油タンク <屋外> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td>燃料路</td> <td> 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外> </td> <td> タンクローリー^① <屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア)> ガスバーナー発電設備 燃料移送ポンプ <屋外> </td> <td> タンクローリー^① <屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア)> </td> <td> 可搬型タンクローリー^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> <td> 可搬型タンクローリー^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	離油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	離油タンク <屋外> ガスバーナー発電設備 離油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外>	離油タンク <屋外> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	燃料路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ^① <屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア)> ガスバーナー発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^① <屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア)>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	<p>表2.14.51 常設代替交流電源設備の多様性及び位置の分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td>燃料路</td> <td> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> <td> 可搬型タンクローリー^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> <td> 可搬型タンクローリー^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	可搬型代替交流電源設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	燃料路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	<p>設備名称の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備																																
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																
燃料源	離油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	離油タンク <屋外> ガスバーナー発電設備 離油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外>	離油タンク <屋外> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																															
燃料路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ^① <屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア)> ガスバーナー発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^① <屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア)>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>																														
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	可搬型代替交流電源設備																																
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																
燃料路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^① <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>																																

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V 蓄電池 2A」及び「125V 蓄電池 2B」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V 充電器 2A」及び「125V 充電器 2B」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 3.14-19～21 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.14-42 に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源を 125V 充電器 2A 及び 125V 蓄電池 2A 並びに 125V 充電器 2B 及び 125V 蓄電池 2B を経由して 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 並びに 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>2.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料 ピット 内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「蓄電池（非常用）」及び「後備蓄電池」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「A充電器」及び「B充電器」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 2.14.20～24 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2.14.52 に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室 及び 中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から 24 時間必要な負荷に電力を供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源を A充電器、B充電器及び蓄電池（非常用）を経由して A直流母線 及び B直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備に電力を供給するという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

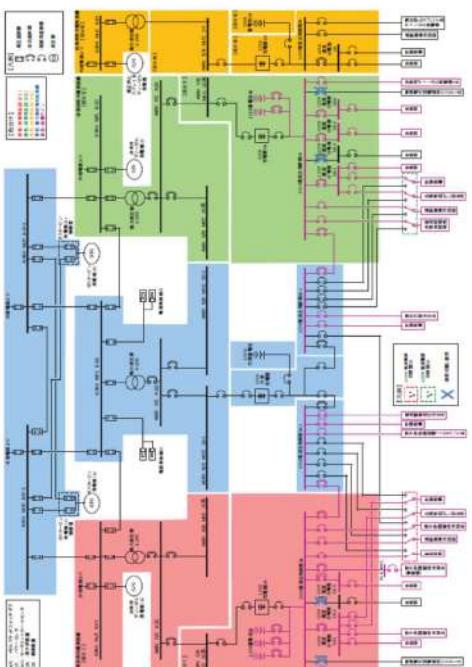
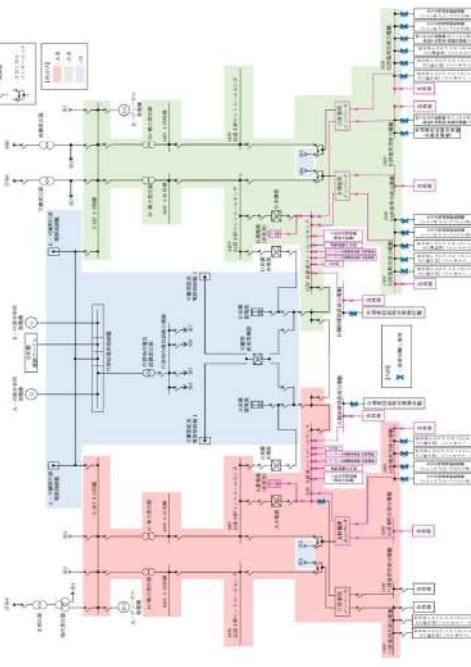
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-19 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>図2.14-20 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流水箱及びB蓄電池～B直流水箱) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

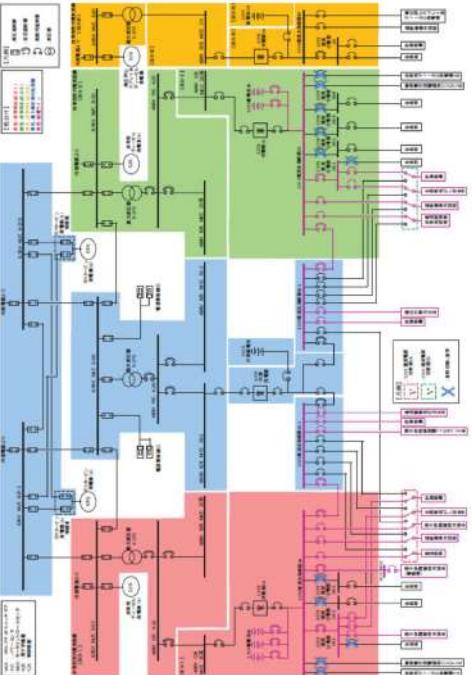
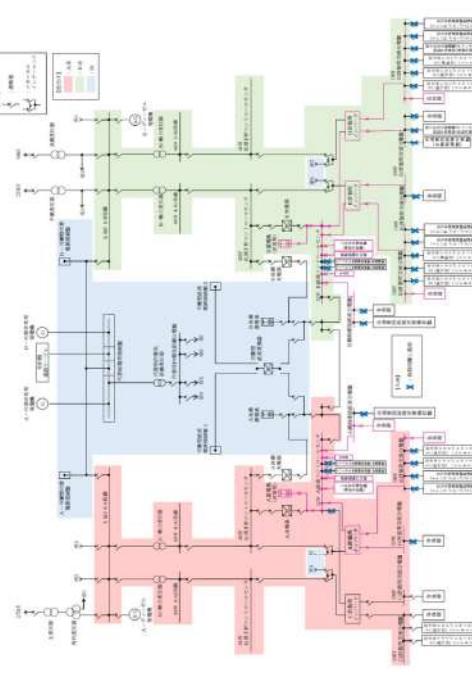
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-20 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)	 図2.14.21 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流水箱及D/B蓄電池 1時間後～8時間後)	設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

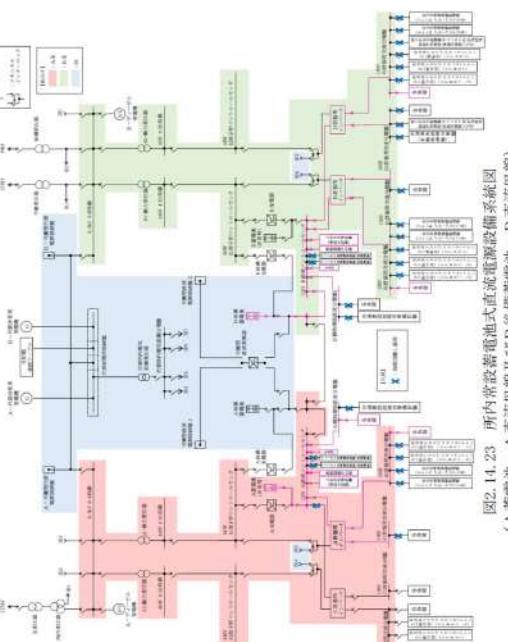
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-21 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失8時間後～24時間後)</p>	 <p>図2.14.22 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流水線及びB蓄電池～B直流水線) (全交流動力電源喪失8時間後～1.3時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.23 所内常設蓄電池式直流水源設備系統図 (A蓄電池～A直流水母線及びB後備蓄電池～B直流水母線) (全交流動力電源喪失 1.3時間後～1.7時間後)</p>	設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.24 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失 17時間後～24時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
	<p>表3.14-42 所内常設蓄電式直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>125V 蓄電池 2A [常設]</td></tr> <tr><td>125V 蓄電池 2B [常設]</td></tr> <tr><td>125V 充電器 2A [常設]</td></tr> <tr><td>125V 充電器 2B [常設]</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電路</td><td>125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 花路【常設】</td></tr> <tr><td>125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 花路【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備（補助）**</td></tr> <tr> <td rowspan="3">計装設備（補助）**</td><td>125V 直流主母線 2A 電圧【常設】</td></tr> <tr><td>125V 直流主母線 2B 電圧【常設】</td></tr> <tr><td>125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】</td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 蓄電池 2A [常設]	125V 蓄電池 2B [常設]	125V 充電器 2A [常設]	125V 充電器 2B [常設]	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 花路【常設】	125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 花路【常設】	計装設備（補助）**	計装設備（補助）**	125V 直流主母線 2A 電圧【常設】	125V 直流主母線 2B 電圧【常設】	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】	125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】	<p>表 2.14.52 所内常設蓄電式直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>蓄電池（非常用）*1【常設】</td></tr> <tr><td>後備蓄電池*2【常設】</td></tr> <tr><td>A充電器【常設】</td></tr> <tr><td>B充電器【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電路</td><td>A蓄電池及びA充電器～A直流母線*3電路【常設】</td></tr> <tr><td>B蓄電池及びB充電器～B直流母線*4電路【常設】</td></tr> <tr><td>A後備蓄電池～A直流母線電路*5【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="3">計装設備（補助）**</td><td>B後備蓄電池～B直流母線電路*6【常設】</td></tr> <tr><td>6～A母線電圧</td></tr> <tr><td>6～B母線電圧</td></tr> <tr> <td></td><td>A直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> <tr> <td></td><td>B直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：蓄電池（非常用）は、A蓄電池及びB蓄電池により構成される。 *2：後備蓄電池は、A後備蓄電池及びB後備蓄電池により構成される。 *3：A直流母線は、A直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B直流母線は、B直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	蓄電池（非常用）*1【常設】	後備蓄電池*2【常設】	A充電器【常設】	B充電器【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	A蓄電池及びA充電器～A直流母線*3電路【常設】	B蓄電池及びB充電器～B直流母線*4電路【常設】	A後備蓄電池～A直流母線電路*5【常設】	計装設備（補助）**	B後備蓄電池～B直流母線電路*6【常設】	6～A母線電圧	6～B母線電圧		A直流コントロールセンタ母線電圧		B直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																																													
主要設備	125V 蓄電池 2A [常設]																																													
	125V 蓄電池 2B [常設]																																													
	125V 充電器 2A [常設]																																													
	125V 充電器 2B [常設]																																													
附属設備	—																																													
燃料流路	—																																													
電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 花路【常設】																																													
	125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 花路【常設】																																													
	計装設備（補助）**																																													
計装設備（補助）**	125V 直流主母線 2A 電圧【常設】																																													
	125V 直流主母線 2B 電圧【常設】																																													
	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】																																													
125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】																																														
設備区分	設備名																																													
主要設備	蓄電池（非常用）*1【常設】																																													
	後備蓄電池*2【常設】																																													
	A充電器【常設】																																													
	B充電器【常設】																																													
附属設備	—																																													
燃料流路	—																																													
電路	A蓄電池及びA充電器～A直流母線*3電路【常設】																																													
	B蓄電池及びB充電器～B直流母線*4電路【常設】																																													
	A後備蓄電池～A直流母線電路*5【常設】																																													
計装設備（補助）**	B後備蓄電池～B直流母線電路*6【常設】																																													
	6～A母線電圧																																													
	6～B母線電圧																																													
	A直流コントロールセンタ母線電圧																																													
	B直流コントロールセンタ母線電圧																																													

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 8,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び 制御建屋地下中1階</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(3) 125V 充電器 2A 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(4) 125V 充電器 2B 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 蓄電池（非常用） 組 数：2 電 圧：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p> <p>(2) 後備蓄電池 組 数：2 電 圧：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m</p> <p>(3) A充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p> <p>(4) B充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 3.14-43 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B に直流電源を給電することで、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B を使用した代替電源系統は、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 3.14-44 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>2.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 2.14.53 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は、A 直流母線及び B 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>後備蓄電池は、A 直流母線及び B 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と異なる原子炉補助建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を使用した代替電源系統は、蓄電池（非常用）から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統並びに後備蓄電池から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池を使用した代替電源系統は、後備蓄電池から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 2.14.54 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-4, 57-10)</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表 3.14-43 所内常設蓄電式直流水源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流水源設備</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> 非常用ディーゼル発電機 原子炉心内ブレイキモディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 原子炉建屋付属棟内> </td> <td> 125V 蓄電池 2a <制御建屋地下2階、制御建屋地下3階 及び制御建屋地下1階> 125V 充電器 2a <制御建屋地下1階> 125V 充電器 2a <制御建屋地上1階> </td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td> 非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線 2C 直供路 非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線 2D 直供路 原子炉心内ブレイキモディーゼル発電機 ~非常用高圧母線 2E 直供路 </td> <td> 125V 蓄電池 2a, 8a(125V 充電器 2a ~125V 原子炉建屋 2a, 125V 原子炉建屋 2a-1及び 125V 直流水源切替盤出力電路 125V 蓄電池 2b 並びに 125V 充電器 2b ~125V 原子炉建屋 2b, 125V 原子炉建屋 2b-1及び 125V 直流水源切替盤出力電路 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 原子炉心内ブレイキモディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 原子炉建屋付属棟内>	125V 蓄電池 2a <制御建屋地下2階、制御建屋地下3階 及び制御建屋地下1階> 125V 充電器 2a <制御建屋地下1階> 125V 充電器 2a <制御建屋地上1階>	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線 2C 直供路 非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線 2D 直供路 原子炉心内ブレイキモディーゼル発電機 ~非常用高圧母線 2E 直供路	125V 蓄電池 2a, 8a(125V 充電器 2a ~125V 原子炉建屋 2a, 125V 原子炉建屋 2a-1及び 125V 直流水源切替盤出力電路 125V 蓄電池 2b 並びに 125V 充電器 2b ~125V 原子炉建屋 2b, 125V 原子炉建屋 2b-1及び 125V 直流水源切替盤出力電路	<p>表 2.14.53 所内常設蓄電式直流水源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流水源設備</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td></td> <td> A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 1L.2m> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td></td> <td> A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> A蓄電池及びA充電器～ A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備	電源		A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>			A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 1L.2m>			A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	電路		A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路			A蓄電池及びA充電器～ A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備																																					
電源	非常用ディーゼル発電機 原子炉心内ブレイキモディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 原子炉建屋付属棟内>	125V 蓄電池 2a <制御建屋地下2階、制御建屋地下3階 及び制御建屋地下1階> 125V 充電器 2a <制御建屋地下1階> 125V 充電器 2a <制御建屋地上1階>																																					
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線 2C 直供路 非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線 2D 直供路 原子炉心内ブレイキモディーゼル発電機 ~非常用高圧母線 2E 直供路	125V 蓄電池 2a, 8a(125V 充電器 2a ~125V 原子炉建屋 2a, 125V 原子炉建屋 2a-1及び 125V 直流水源切替盤出力電路 125V 蓄電池 2b 並びに 125V 充電器 2b ~125V 原子炉建屋 2b, 125V 原子炉建屋 2b-1及び 125V 直流水源切替盤出力電路																																					
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備																																					
電源		A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>																																					
		A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 1L.2m>																																					
		A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>																																					
電路		A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路																																					
		A蓄電池及びA充電器～ A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路																																					
	<p>表 3.14-44 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流水源設備</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>表 2.14.54 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流水源設備</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>共通要因故障</p>
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備																																					
地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																					
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																					
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																					
漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																					
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流水源設備																																					
地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																					
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機械及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																					
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																					
漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流水源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 蓄電池 2Aは、制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び制御建屋地下中1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-45に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表3.14-45 想定する環境条件及び荷重条件(125V 蓄電池 2A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 蓄電池 2Bは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-46に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表3.14-46 想定する環境条件及び荷重条件(125V 蓄電池 2B)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。 a. 蓄電池 (非常用) 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池 (非常用) は、原子炉補助建屋 T.P. 10.3m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.55に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表2.14.55 想定する環境条件及び荷重条件 (蓄電池 (非常用))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の大気による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、大気による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の大気による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、大気による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違 (蓄電池 (非常用)) 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違 (蓄電池 (非常用)) 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の大気による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、大気による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、原子炉補助建屋 T.P. 14.2mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14. 56 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14. 56 想定する環境条件及び荷重条件（後備蓄電池）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備、運用の相違（蓄電池の構成）														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 充電器 2A は、制御建屋地下 1 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-47 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-47 想定する環境条件及び荷重条件（125V 充電器 2A）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>c. A充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の A充電器は、原子炉補助建屋 T.P. 10.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14. 57 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14. 57 想定する環境条件及び荷重条件（A充電器）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>d. 125V充電器2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Bは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-48に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="707 349 1224 611"> <caption>表3.14-48 想定する環境条件及び荷重条件(125V充電器2B)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号) (i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から1時間以内に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、設置場所にて容易に操作可能な設計とする。表3.14-49及び表3.14-50に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は、原子炉補助建屋T.P.10.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.58に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1291 349 1808 627"> <caption>表2.14.58 想定する環境条件及び荷重条件(B充電器)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から1時間以内に簡易な操作で負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室以外の場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池をA直流母線及びB直流母線に接続する遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。表2.14.59～62に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（充電器） 設置場所の相違</p> <p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
	<p>表3.14-4b 操作対象機器 (全交流動力遮断喪失から1時間を超える前までの負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主用制御盤 2A 制断器 (無押電交直電源用 CVCF 2A 用)</td><td>入一切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主用制御盤 2A 制断器 (125V 直流分電盤 2A-2用)</td><td>入一切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主用制御盤 2B 制断器 (無押電交直電源用 CVCF 2B 用)</td><td>入一切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主用制御盤 2B 制断器 (125V 直流分電盤 2B-2用)</td><td>入一切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主用制御盤 2A 制断器 (無押電交直電源用 CVCF 2A 用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主用制御盤 2A 制断器 (125V 直流分電盤 2A-2用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主用制御盤 2B 制断器 (無押電交直電源用 CVCF 2B 用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主用制御盤 2B 制断器 (125V 直流分電盤 2B-2用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		<p>表3.14-5b 操作対象機器 (全交流動力遮断喪失から1時間を超える前までの負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA1,2) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA3,4) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA5,6) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA7) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB1,2) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB3,4) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB5,6) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>機器名称</td><td>状態の変化</td><td>設置場所</td><td>操作場所</td><td>操作方法</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB7) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (運転用) (SF042) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (運転用) (SF043) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) が外核計 算信号処理部遮断器 (計算用電源 AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) が外核計 算信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))</td><td>入一切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB7) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (運転用) (SF042) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (運転用) (SF043) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) が外核計 算信号処理部遮断器 (計算用電源 AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) が外核計 算信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																								
125V 直流主用制御盤 2A 制断器 (無押電交直電源用 CVCF 2A 用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																									
125V 直流主用制御盤 2A 制断器 (125V 直流分電盤 2A-2用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																									
125V 直流主用制御盤 2B 制断器 (無押電交直電源用 CVCF 2B 用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																									
125V 直流主用制御盤 2B 制断器 (125V 直流分電盤 2B-2用)	入一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																									
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																								
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SPMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																								
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SPMB7) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (運転用) (SF042) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (運転用) (SF043) 遮断器 (AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) が外核計 算信号処理部遮断器 (計算用電源 AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									
原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) が外核計 算信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))	入一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17, 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																									

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																					
	<p>表 3.14-50 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 脱離器 (125V 直流分電盤 2B-3用)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流分電盤 2A-1 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 脱離器 (125V 直流分電盤 2B-3用)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流分電盤 2B-1 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2A 脱離器 (125V 直流分電盤 2B-3用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流分電盤 2A-1 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 脱離器 (125V 直流分電盤 2B-3用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流分電盤 2B-1 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事故対応装置 (自動制御盤) 遠隔器 (AC100V)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A直流コントロール センタ脱離器 (C計装用インバータ)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 16.3m</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A補助建屋直流 分電盤脱離器 (A-共通事故対応操作盤)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>B補助建屋直流 分電盤脱離器 (B-共通事故対応操作盤)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.60 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A直流コントロール センタ脱離器 (A-ディーゼル発電機制御盤)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A直流コントロール センタ脱離器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>B直流コントロール センタ脱離器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>B直流コントロール センタ脱離器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>B1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>D1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>B補助建屋直流分電盤 脱離器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.61 操作対象機器 (後備蓄電池～A直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A直流コントロール センタ電源盤脱離器 (後備蓄電池接続盤)</td><td>切→入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.62 操作対象機器 (B後備蓄電池～B直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B直流コントロール センタ電源盤脱離器 (B後備蓄電池接続盤)</td><td>切→入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	共通事故対応装置 (自動制御盤) 遠隔器 (AC100V)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器操作		A直流コントロール センタ脱離器 (C計装用インバータ)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 16.3m	中央制御室	操作器操作		A補助建屋直流 分電盤脱離器 (A-共通事故対応操作盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	中央制御室	操作器操作		B補助建屋直流 分電盤脱離器 (B-共通事故対応操作盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	中央制御室	操作器操作		機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A直流コントロール センタ脱離器 (A-ディーゼル発電機制御盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		A直流コントロール センタ脱離器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		B直流コントロール センタ脱離器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		B直流コントロール センタ脱離器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		A1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		B1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		D1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		B補助建屋直流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A直流コントロール センタ電源盤脱離器 (後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	中央制御室	操作器操作		機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B直流コントロール センタ電源盤脱離器 (B後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	中央制御室	操作器操作	
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																			
125V 直流主母線盤 2A 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																				
125V 直流主母線盤 2A 脱離器 (125V 直流分電盤 2B-3用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																				
125V 直流分電盤 2A-1 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B 脱離器 (125V 直流分電盤 2B-3用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																				
125V 直流分電盤 2B-1 脱離器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																				
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																			
共通事故対応装置 (自動制御盤) 遠隔器 (AC100V)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器操作																																																																																																																																																				
A直流コントロール センタ脱離器 (C計装用インバータ)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 16.3m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																				
A補助建屋直流 分電盤脱離器 (A-共通事故対応操作盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																				
B補助建屋直流 分電盤脱離器 (B-共通事故対応操作盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																				
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																			
A直流コントロール センタ脱離器 (A-ディーゼル発電機制御盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
A直流コントロール センタ脱離器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
B直流コントロール センタ脱離器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
B直流コントロール センタ脱離器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
A1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
B1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
D1 計装用交流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
B補助建屋直流分電盤 脱離器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																				
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																			
A直流コントロール センタ電源盤脱離器 (後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																				
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																			
B直流コントロール センタ電源盤脱離器 (B後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																				

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以下に、所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 蓄電池 2Aは操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 蓄電池 2Bは操作不要である。 (57-3)</p> <p>c. 125V 充電器 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Aは操作不要である。 (57-3)</p> <p>d. 125V 充電器 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Bは操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>以下に、所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は操作不要である。 (57-4)</p> <p>b. 後備蓄電池 所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、中央制御室又は設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保することで、容易に操作可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>c. A充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のA充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>a. 125V 蓄電池 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A は、表 3.14-51 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 蓄電池 2A の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-51 125V 蓄電池 2A の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、表 2.14.63 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、蓄電池（非常用）の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14.63 蓄電池（非常用）の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																						
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
	<p>b. 125V 蓄電池 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2B は、表 3.14-52 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 蓄電池 2B の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-52 125V 蓄電池 2B の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 								
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
		<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表2.14.64に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、後備蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14.64 後備蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験 外観点検</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認 各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験 外観点検	蓄電池の単体及び総電圧の確認 各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>							
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中 又は 停止中	機能・性能試験 外観点検	蓄電池の単体及び総電圧の確認 各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
<p>c. 125V充電器2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Aは、表3.14-53に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V充電器2Aの盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V充電器2Aの出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-53 125V充電器2Aの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認														
	特性試験	絶縁抵抗の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														

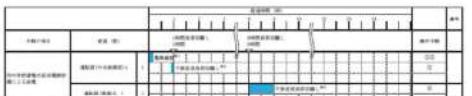
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>d. 125V充電器2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Bは、表3.14-54に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。 性能の確認として、125V充電器2Bの盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。 125V充電器2Bの出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="718 508 1201 682"> <caption>表3.14-54 125V充電器2Bの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表3.14-49及び表3.14-50と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は、表2.14.66に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、外観点検及び特性試験が可能な設計とする。 性能の確認として、B充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。 B充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1291 508 1808 627"> <caption>表2.14.66 B充電器の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。後備蓄電池から電源を供給するため必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、速やかな電源供給が可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより、24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表2.14.59～60と同様であり、後備蓄電池による電源供給操作の対象機器は表2.14.61～62と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																											
	特性試験	絶縁抵抗の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																											
	特性試験	絶縁抵抗の確認																											
外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>これにより図 3.14-22 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要直流負荷切離しが可能である。</p> <p>(57-3)</p>  <p>図 3.14-22 所内常設蓄電式直流電源設備による電源供給（全交流動力電源喪失から1時間以内及び8時間後の負荷切離し操作のタイムチャート）*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設備者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>これにより図 2.14.25 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要な負荷の切り離し及び後備蓄電池による電源供給が可能である。</p> <p>(57-4)</p>  <p>図 2.14.25 所内常設蓄電式直流電源設備による電源供給のタイムチャート*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設備者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表 2.14.67 に示すように、通常時は遮断器により非常用直流電源設備から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>タイムチャートの相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>他系統との隔離箇所の相違</p>												
		<p>表 2.14.67 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態												
非常用直流電源設備	A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												
非常用直流電源設備	B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-49 及び表 3.14-50 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、中央制御室又は制御建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.59～62 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、中央制御室、安全系計装盤室又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	
	<p>3.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。 さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、125V蓄電池2Aは約8,000Ah、125V蓄電池2Bは約6,000Ahを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>2.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。 さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、蓄電池（非常用）は約2,400Ah／組を2組、後備蓄電池は約2,400Ah／組を2組の合計4組を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.3.3 項に記載のとおりである。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、2.14.2.3.3 項に記載のとおりである。</p>	(57-2, 57-3, 57-10) (57-2, 57-4, 57-10)

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.4 常設代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.4.1 設備概要</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V代替蓄電池」及び、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失時又は交流電源及び直流電源の喪失時に、直流電源が必要な設備に電源供給する「250V蓄電池」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-23～26に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-55に示す。</p> <p>本系統は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1、125V直流電源切替盤2A及び125V直流電源切替盤2Bを操作して系統構成を行った後、125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、可搬型代替交流電源設備の交流電源を125V代替充電器及び125V代替蓄電池並びに250V充電器及び250V蓄電池を経由し、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1並びに250V直流主母線盤に接続することで、可搬型代替直流電源設備として電力を供給できる設計とする。これらの詳細については、3.14.2.5項に記載する。</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 3.14-23 常設代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失直後～8時間後)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 3.14-24 常設代用直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流電力電源喪失 8 時間後～24 時間後)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

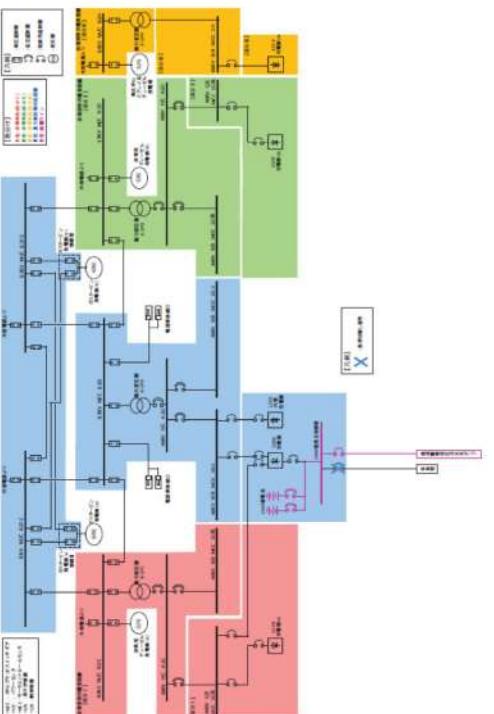
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-25 常設代替直流電源設備系統図 (250V系) (全交流動力電源喪失直後～1時間後)</p>		設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-26 常設代替直流電源設備系統図(250V系統) (全交流動力電源喪失1時間後～24時間後)		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表3.14-55 常設代替直流水源設備に関する重大事故等対応設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>125V代替蓄電池【常設】 250V蓄電池【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>125V代替蓄電池 ～125V直流水母線盤2A-1及び125V直流水解切替盤2A並びに 125V直流水母線盤2B-1及び125V直流水解切替盤2B電路【常設】 250V蓄電池 ～250V直流水母線盤電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td><td>125V直流水母線2A-1電路【常設】 125V直流水母線2B-1電路【常設】 250V直流水母線電路【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設 計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V代替蓄電池【常設】 250V蓄電池【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V代替蓄電池 ～125V直流水母線盤2A-1及び125V直流水解切替盤2A並びに 125V直流水母線盤2B-1及び125V直流水解切替盤2B電路【常設】 250V蓄電池 ～250V直流水母線盤電路【常設】	計装設備（補助）*	125V直流水母線2A-1電路【常設】 125V直流水母線2B-1電路【常設】 250V直流水母線電路【常設】		設備・運用の相違（常設代替直流水源設備）
設備区分	設備名														
主要設備	125V代替蓄電池【常設】 250V蓄電池【常設】														
附属設備	—														
燃料流路	—														
電路	125V代替蓄電池 ～125V直流水母線盤2A-1及び125V直流水解切替盤2A並びに 125V直流水母線盤2B-1及び125V直流水解切替盤2B電路【常設】 250V蓄電池 ～250V直流水母線盤電路【常設】														
計装設備（補助）*	125V直流水母線2A-1電路【常設】 125V直流水母線2B-1電路【常設】 250V直流水母線電路【常設】														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 2,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地上2階</p> <p>(2) 250V 蓄電池 個 数：1 電 圧：250V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階</p> <p>3.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保 常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-56で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1までの系統並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2Hまでの系統に対して、独立した設計とする。 常設代替直流電源設備は、表 3.14-57 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9, 57-10)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>表3.14-56 常設代替直流電源設備の位置の分割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>非常用直流水解設備</td><td>常設代替直流電源設備</td></tr> <tr> <td>電源</td><td>125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、核建屋地下1階 及U制御建屋地下1甲1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V蓄電池 2B <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属機内)></td><td>125V代替蓄電池 <制御建屋 地下2階> 250V蓄電池 <制御建屋 地下2階></td></tr> <tr> <td>電源</td><td>125V蓄電池 2A ～125V直流水母線盤 2A及び 125V直流水母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ～125V直流水母線盤 2B及び 125V直流水母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ～125V直流水母線盤 2B電路</td><td>125V代替蓄電池 ～125V直流水 母線盤 2A-1 及び 125V直流水 電源切替盤 2A 及び 125V直流水 母線盤 2B-1 及び 125V直流水 電源切替盤 2B 電路</td><td>250V蓄電池 ～250V直流水 母線盤 電路</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-57 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>非常用直流水解設備</td><td>常設代替直流電源設備</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備は、相應Sクラス設計とし、重大事態等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属機内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に並接することのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）</td><td></td></tr> <tr> <td>漏水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用直流水解設備	常設代替直流電源設備	電源	125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、核建屋地下1階 及U制御建屋地下1甲1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V蓄電池 2B <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属機内)>	125V代替蓄電池 <制御建屋 地下2階> 250V蓄電池 <制御建屋 地下2階>	電源	125V蓄電池 2A ～125V直流水母線盤 2A及び 125V直流水母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ～125V直流水母線盤 2B及び 125V直流水母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ～125V直流水母線盤 2B電路	125V代替蓄電池 ～125V直流水 母線盤 2A-1 及び 125V直流水 電源切替盤 2A 及び 125V直流水 母線盤 2B-1 及び 125V直流水 電源切替盤 2B 電路	250V蓄電池 ～250V直流水 母線盤 電路	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用直流水解設備	常設代替直流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備は、相應Sクラス設計とし、重大事態等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属機内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に並接することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）		漏水	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																															
	非常用直流水解設備	常設代替直流電源設備																															
電源	125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、核建屋地下1階 及U制御建屋地下1甲1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V蓄電池 2B <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属機内)>	125V代替蓄電池 <制御建屋 地下2階> 250V蓄電池 <制御建屋 地下2階>																															
電源	125V蓄電池 2A ～125V直流水母線盤 2A及び 125V直流水母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ～125V直流水母線盤 2B及び 125V直流水母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ～125V直流水母線盤 2B電路	125V代替蓄電池 ～125V直流水 母線盤 2A-1 及び 125V直流水 電源切替盤 2A 及び 125V直流水 母線盤 2B-1 及び 125V直流水 電源切替盤 2B 電路	250V蓄電池 ～250V直流水 母線盤 電路																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																															
	非常用直流水解設備	常設代替直流電源設備																															
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備は、相應Sクラス設計とし、重大事態等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属機内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に並接することのない設計とする。																																
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）																																
漏水	設計基準事故対処設備の非常用直流水解設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）																																

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、制御建屋地上2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-58に示す設計とする。 (57-2) 表3.14-58 想定する環境条件及び荷重条件(125V代替蓄電池) <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 防震設計の基本方針」に示す）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> b. 250V 蓄電池 常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-59に示す設計とする。 (57-2) 表3.14-59 想定する環境条件及び荷重条件(250V蓄電池) <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 防震設計の基本方針」に示す）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> </p> <td></td> <td>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</td>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 防震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 防震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 防震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 防震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な各遮断器については、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V系統は、交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち250V系統は、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-60～62に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p>表3.14-60 操作対象機器 (125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (125V 代替充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (125V 代替充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-61 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間で経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 側 125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 側 125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-62 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間で経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>制御建屋地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A 側 125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B 側 125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	250V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作				設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																			
125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																			
125V 直流主母線盤 2A 側 125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B 側 125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																			
250V 直流主母線盤 2A-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																				
125V 直流主母線盤 2B-1 連断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																				

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>以下に、常設代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 常設代替直流電源設備の 250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、表3.14-63に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 性能の確認として、125V 代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>表3.14-63 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>b. 250V 蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、表3.14-64に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-64 250V蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の125V系統のうち125V代替蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。</p> <p>常設代替直流電源設備の250V系統のうち250V蓄電池は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、常設代替直流電源設備として電源供給元を切り替える操作は不要とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表3.14-60～62と同様である。</p> <p>これにより図3.14-27で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p style="text-align: center;"></p> <p>図3.14-27 常設代替直流電源設備による電源供給 (全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流水源喪失から1時間後及び8時間後の負荷切離し操作のタイムチャート) *</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び重大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「3.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池は、表3.14-65に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-65 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用直流電源設備</td> <td>125V 蓄電池十日蔵留器 2A-I 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 蓄電池十日蔵留器 2B-I 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常用直流電源設備	125V 蓄電池十日蔵留器 2A-I 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時	非常用直流電源設備	125V 蓄電池十日蔵留器 2B-I 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切			設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態													
常用直流電源設備	125V 蓄電池十日蔵留器 2A-I 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時													
非常用直流電源設備	125V 蓄電池十日蔵留器 2B-I 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14-60～62に示す。これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約2,000Ahを有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約6,000Ahを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常設代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.4.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-10)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、直流電源が必要な設備に電源供給を行う常設代替直流電源設備である「125V代替蓄電池」及び「250V蓄電池」並びに代替所内電気設備から受電した交流電源を直流電源に変換する「125V代替充電器」及び「250V充電器」並びに代替所内電気設備に電源供給を行う可搬型代替交流電源設備である「電源車」、「軽油タンク」、「ガスタービン発電設備軽油タンク」及び「タンクローリー」並びに電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として電路を構成する「緊急用高圧母線2G系」、「緊急用動力変圧器2G系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V系統は、電源車を代替所内電気設備並びに125V代替充電器及び125V代替蓄電池を経由し、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V系統は、電源車を代替所内電気設備並びに250V充電器及び250V蓄電池を経由し、250V直流主母線盤に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-28～35に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-66に示す。</p> <p>本系統のうち125V系統は、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1、125V直流電源切替盤2A及び125V直流電源切替盤2Bを操作して系統構成を行った後、125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車を所定の接続先である電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）に接続し、電源車の操作ボタンにより起動することで、125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に合計24時間以上、電源供給することが可能である。</p> <p>また、本系統のうち250V系統は、250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車から250V充電器を受電することにより、必要な負荷に合計24時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>2.14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2.14.2.4.1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型直流電源用発電機」、可搬型直流電源用発電機から受電した交流電源を直流電源に変換する「可搬型直流変換器」、可搬型直流電源用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク（SA）」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型直流電源用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」、可搬型直流電源用発電機を接続する「可搬型直流電源接続盤1」及び「可搬型直流電源接続盤2」並びに可搬型直流変換器を接続する「A後備蓄電池接続盤」及び「B後備蓄電池接続盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器を経由し、A直流母線及びB直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>本系統の概要図を図2.14.26～31に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.68に示す。</p> <p>本系統は、可搬型直流電源用発電機を所定の接続先である可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2に接続し、可搬型直流変換器を所定の接続先であるA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤に接続した後、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の操作器により起動し、A直流母線又はB直流母線に接続することで、必要な負荷に合計24時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：操作ボタン→泊：操作器

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

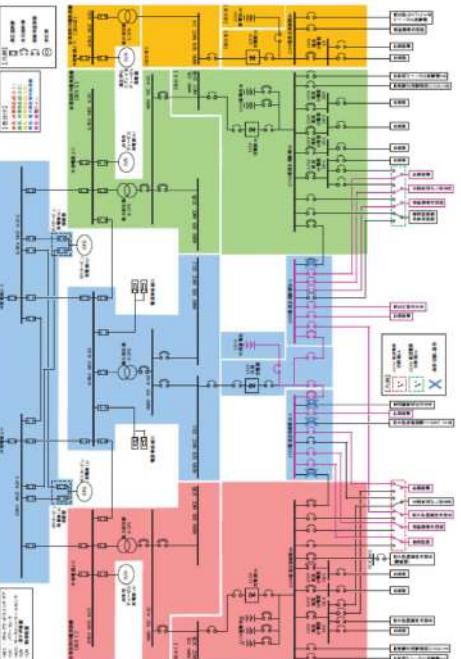
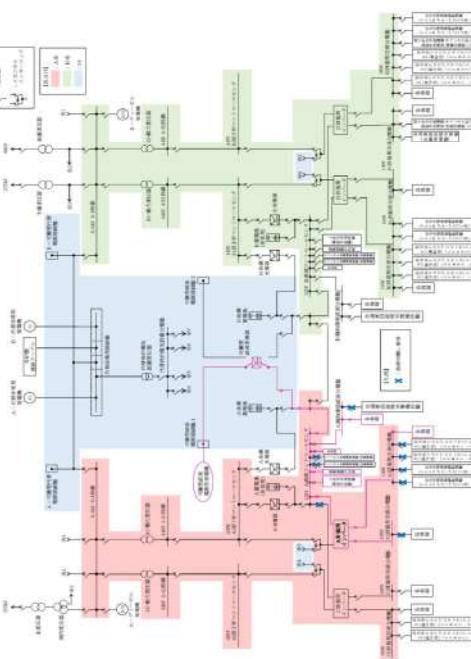
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.5.3項に詳細を示す。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA)より可搬型タンクローリーを用いて可搬型直流電源用発電機に燃料を補給することで可搬型直流電源用発電機の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.4.3項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

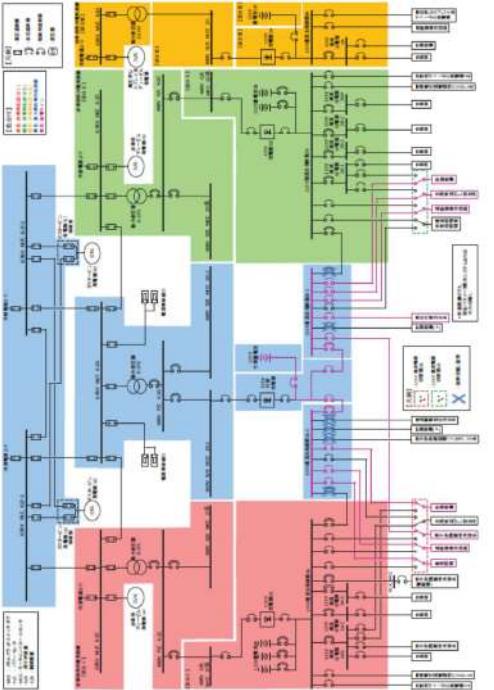
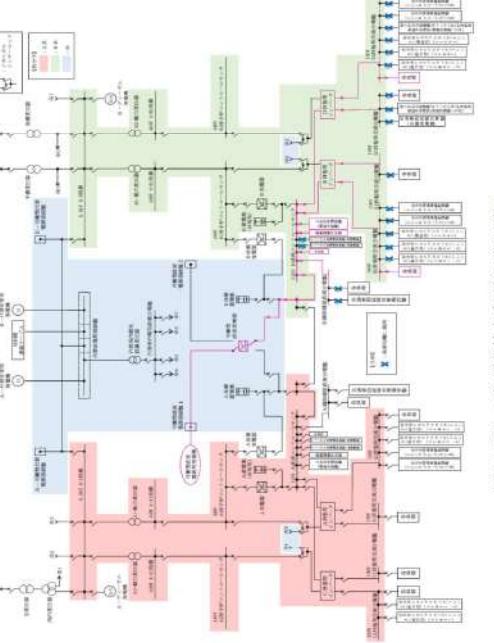
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-28 可搬型代替直流電源設備系統図(125V系統) (全交流熱力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～8時間後)</p>	 <p>図2.14-26 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1～A直流母線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

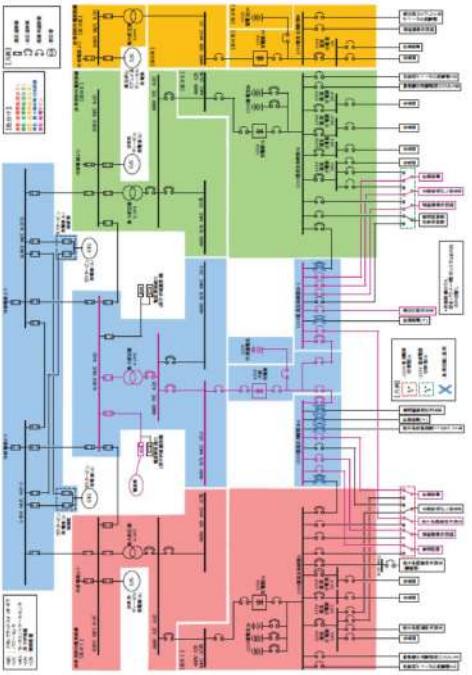
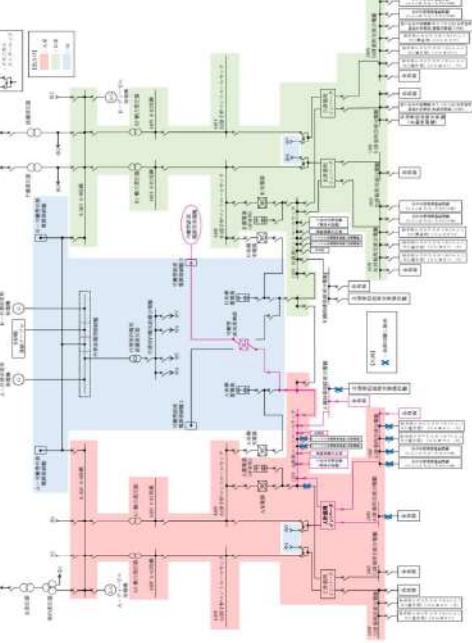
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-29 可搬型代持直流電源設備系統図(125V系統) (全交流動力遮断及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失8時間後～24時間後)	 図2.14-27 可搬型代持直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1～B直流水線)	設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

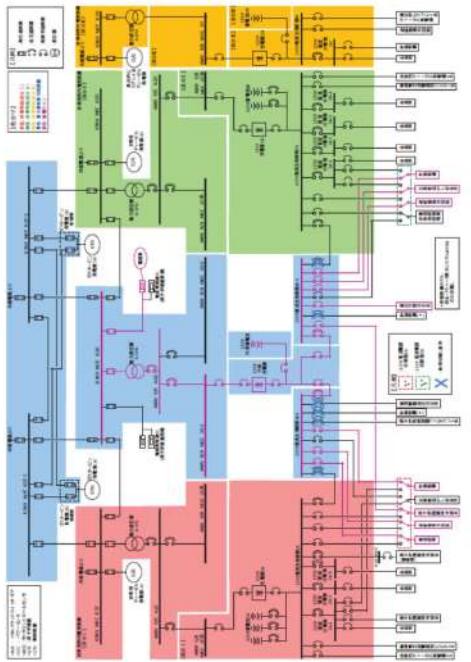
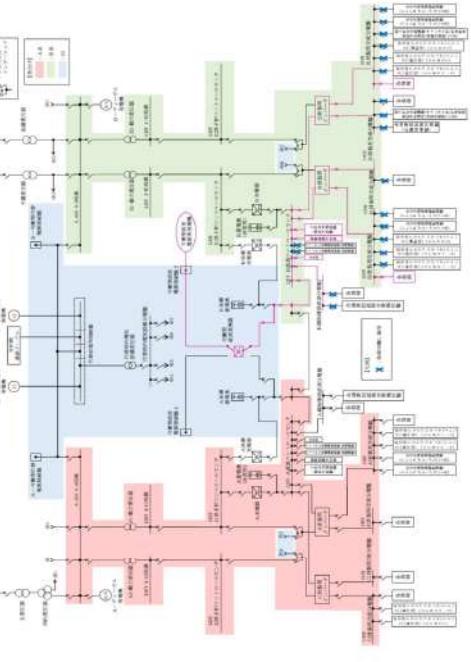
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-30 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 24時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)</p>	 <p>図2.14-28 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流电源用充電機～可搬型直流電源接続盤2～A直交流母線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-31 可搬型代替持直流電源設備系統図 (125V系) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 24時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋裏側) 接続)</p>	 <p>図2.14-29 可搬型代替持直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2～B直流通路)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

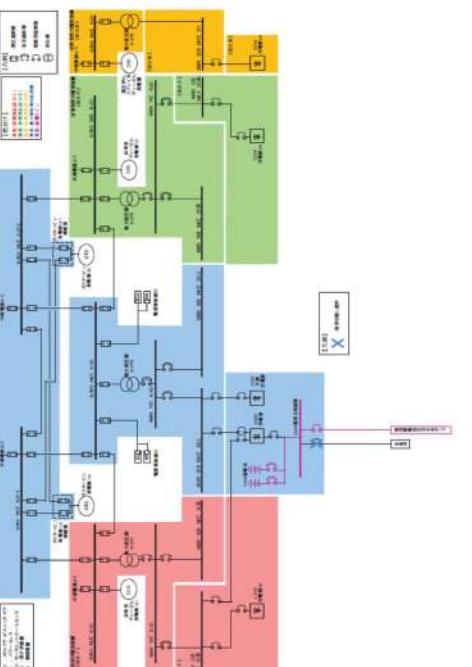
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-32 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～1時間後)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

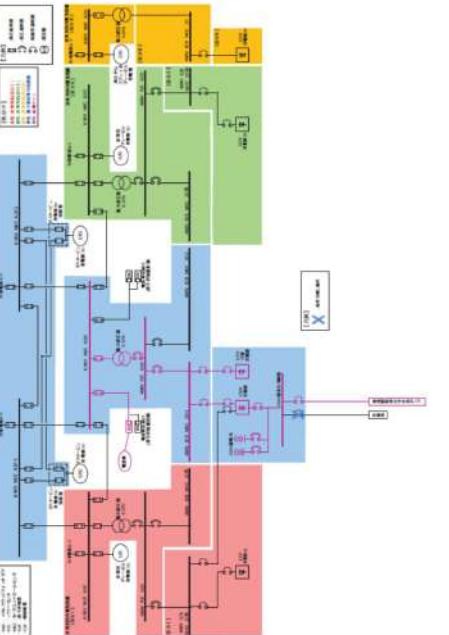
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-33 可能型代替直流電源設備系統図(250V系統) (全交流動力電源喪失及U所内常設蓄電式直流電源設備喪失1時間後～24時間後)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

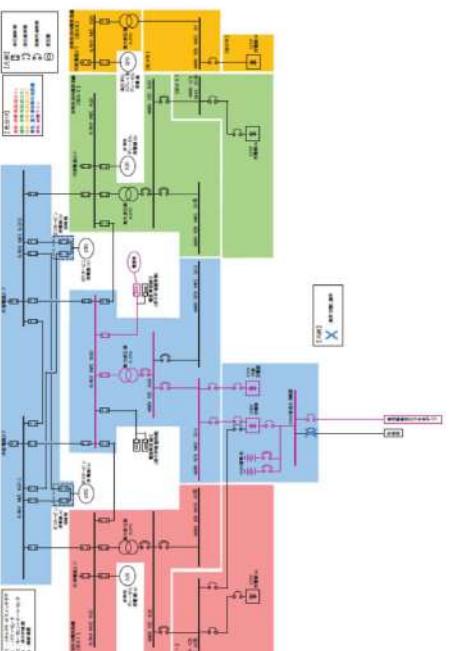
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-34 可搬型代替直流電源設備系統図 (250F系続) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口(原子炉建屋西側)接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-35 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系) (全交流動力電源喪失及びJW所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口) (原子炉建屋東側) 接続</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.29 女川原子力発電所2号炉の燃料油供給系統図 (燃料油貯蔵槽(燃料油タンク)より、ポンプ、フィルタ、リアクター建屋までの供給系統)</p> <p>図2.14.30 可燃型代用油流動設備系統図 (燃料油貯蔵槽(燃料油タンク)より、ポンプ、フィルタ、リアクター建屋までの供給系統)</p> <p>図2.14.31 可燃型代用油流動設備系統図 (燃料油貯蔵槽(燃料タンク(SA)使用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>表3.14-66 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主要設備</td><td>125W 代蓄電池 【常設】 250W 蓄電池 【常設】 送風機 【可搬】 125W 代光電源 【常設】 250W 光電源 【常設】 軽油タンク 【常設】 ガス・タービン発電設備軽油タンク*2 【常設】 タスクローリー 【可搬】</td></tr> <tr> <td>—</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧印心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガス・タービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td>125W 代替蓄電池及び125W 代光電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路【常設】</td></tr> <tr> <td>250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線電路【常設】</td></tr> <tr> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用低圧母線 2G 系 *4 ～125V 直流充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) ** ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路【常設】</td></tr> <tr> <td>電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用低圧母線 2G 系 *4 ～250V 充電器 ～125V 直流主母線電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) ** ～250V 直流主母線電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）** 125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)及び高圧印心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *2：ガス・タービン発電設備軽油タンクは、ガス・タービン発電設備軽油タンク(A)、ガス・タービン発電設備軽油タンク(B)及びガス・タービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側1)、電源車接続口(原子炉建屋西側2)、電源車接続口(原子炉建屋東側1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。 *4：緊急用低圧母線 2G 系は、400V パワーセンタ 4-2G、400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-2 により構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125W 代蓄電池 【常設】 250W 蓄電池 【常設】 送風機 【可搬】 125W 代光電源 【常設】 250W 光電源 【常設】 軽油タンク 【常設】 ガス・タービン発電設備軽油タンク*2 【常設】 タスクローリー 【可搬】	—	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧印心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガス・タービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	125W 代替蓄電池及び125W 代光電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路【常設】	250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線電路【常設】	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用低圧母線 2G 系 *4 ～125V 直流充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) ** ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路【常設】	電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用低圧母線 2G 系 *4 ～250V 充電器 ～125V 直流主母線電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) ** ～250V 直流主母線電路【常設】	計装設備（補助）** 125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線【常設】	<p>表2.14-68 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>—</td></tr> <tr> <td>燃料油路</td></tr> <tr> <td>ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td rowspan="4">電路</td><td>可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*又はB 直流母線*～電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*～電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤*～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*又はB 直流母線*電路【常設】)</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td></tr> <tr> <td>6～A 母線電圧 6～B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> <tr> <td>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：可搬型直流電源接続盤は、可搬型直流電源接続盤 1 及び可搬型直流電源接続盤 2 により構成される。 *3：A 直流母線は、A 直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B 直流母線は、B 直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。 </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	—	燃料油路	ホース【可搬】	電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*又はB 直流母線*～電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*～電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤*～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*又はB 直流母線*電路【常設】)	計装設備（補助）*	6～A 母線電圧 6～B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧	*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：可搬型直流電源接続盤は、可搬型直流電源接続盤 1 及び可搬型直流電源接続盤 2 により構成される。 *3：A 直流母線は、A 直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B 直流母線は、B 直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																									
主要設備	125W 代蓄電池 【常設】 250W 蓄電池 【常設】 送風機 【可搬】 125W 代光電源 【常設】 250W 光電源 【常設】 軽油タンク 【常設】 ガス・タービン発電設備軽油タンク*2 【常設】 タスクローリー 【可搬】																									
	—																									
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧印心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガス・タービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																									
	125W 代替蓄電池及び125W 代光電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路【常設】																									
	250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線電路【常設】																									
電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用低圧母線 2G 系 *4 ～125V 直流充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) ** ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 电路【常設】																										
電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用低圧母線 2G 系 *4 ～250V 充電器 ～125V 直流主母線電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) ** ～250V 直流主母線電路【常設】																										
計装設備（補助）** 125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線【常設】																										
設備区分	設備名																									
主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																									
	—																									
	燃料油路																									
	ホース【可搬】																									
電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*又はB 直流母線*～電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*～電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤*～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A 後備蓄電池接続盤又はB 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*又はB 直流母線*電路【常設】)																									
	計装設備（補助）*																									
	6～A 母線電圧 6～B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧																									
	*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：可搬型直流電源接続盤は、可搬型直流電源接続盤 1 及び可搬型直流電源接続盤 2 により構成される。 *3：A 直流母線は、A 直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B 直流母線は、B 直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。																									

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V代替蓄電池 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約2,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地上2階</p> <p>(2) 250V蓄電池 個 数：1 電 圧：250V 容 量：約6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階</p> <p>(3) 電源車 エンジン 台 数：4（予備1*） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：4（予備1*） 種 類：三相同期発電機 容 量：約400kVA（1台当たり） 力 率：0.85（遅れ） 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側) 保 管 場 所：屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(4) 125V代替充電器 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機 エンジン 台 数：2（予備2） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型 式：突極回転界磁形同期発電機 容 量：約125kVA（1台当たり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：200V 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア) 保 管 場 所：屋外 (1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア)</p> <p>(2) 可搬型直流変換器 台 数：1（予備2） 直流出力電圧：150V（使用電圧125V） 直流出力電流：200A 取 付 場 所：原子炉補助建屋T.P.10.3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 250V充電器 個 数：1 直流出力電圧：258.7V 直流出力電流：約400A 取付箇所：制御建屋地下2階</p> <p>(6) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取付箇所：屋外</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基数：4 容量：約146kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付場所：屋外</p> <p>(4) 燃料タンク（SA） 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) タンクローリー</p> <p>容 量：約 4.0kL (1台当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa [gage] 最高使用温度：40°C 台 数：2 (予備1) 設 置 場 所：屋外 保 管 場 所：屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p>	<p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容 量：約 4kL (1台当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa 最高使用温度：40°C 台 数：2 (予備2) 設 置 場 所：屋外 保 管 場 所：屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))</p>	設備名称の相違（タンクローリー）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保 可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-67で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。 125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器及び250V充電器は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hと異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。 電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池及び電源車から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池及び電源車から250V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。 電源の冷却方式については、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 また、125V代替充電器及び250V充電器により交流を直流に変換できることで、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表3.14-68で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p>	<p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保 可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.69で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリーは、屋外のディーゼル発電機建屋から離れた場所に設置又は保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置又は保管することで、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、可搬型直流電源用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 また、可搬型直流変換器により交流を直流に変換できることで、蓄電池（非常用）を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型直流電源用発電機は発電機搭載燃料として、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表2.14.70で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p>	設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー） 設置場所の相違 保管場所の相違 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（直流母線） 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（可搬型直流変換器）
	(57-2, 57-3, 57-9, 57-10)	(57-2, 57-4, 57-9, 57-10)	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p>表 3.14-67 可搬型代替直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非常用直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="696 182 741 595" style="text-align: center;">電源</td> <td data-bbox="752 182 1235 595"> 125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び制御建屋地上1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下3階> 125V蓄電池 2H <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)> 125V充電器 2A 125V充電器 2B <原子炉建屋地下1階*> 125V充電器 2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属構内)> 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属構内)> </td> <td data-bbox="1246 182 1291 595"> 125V代替蓄電池 <制御建屋 地上2階> 125V代替充電器 <制御建屋 地下1階*> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V充電器 2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属構内)> </td> <td data-bbox="1302 182 1347 595"> 250V蓄電池 <制御建屋 地下2階> 250V充電器 <制御建屋 地下1階*> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> </td> <td data-bbox="1358 182 1819 595"> 表 2.14.69 可搬型代替直流電源設備の位置的分散 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非常用直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1830 182 1875 595" style="text-align: center;">電源</td> <td data-bbox="1886 182 1931 595"> A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> <td data-bbox="1942 182 1987 595"> 可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1998 182 2043 595" style="text-align: center;">電路</td> <td data-bbox="2055 182 2100 595"> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> <td data-bbox="2111 182 2156 595"> 可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路西側60m エリア) > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2167 182 2212 595" style="text-align: center;">電源方式</td> <td data-bbox="2223 182 2246 595"> A-ディーゼル発電機～ A充電器電路 B-ディーゼル発電機～ B充電器電路 </td> <td data-bbox="2279 182 2246 595"> 可搬型直流電源用発電機～可搬 型直流電源接続盤～可搬型直流 変換器電路 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2335 182 2246 595" style="text-align: center;">電源の冷却方式</td> <td data-bbox="2391 182 2246 595"> 蓄電池による給電 水冷式 </td> <td data-bbox="2448 182 2246 595"> 交流電力を直流電力に変換 空冷式 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2504 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料源</td> <td data-bbox="2560 182 2246 595"> 設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備 </td> <td data-bbox="2616 182 2246 595"> 重大事故等対応設備 可搬型代替直流電源設備 </td> <td data-bbox="2672 182 2246 595"> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2728 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料流路</td> <td data-bbox="2785 182 2246 595"> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械 T.P. 17.8m> </td> <td data-bbox="2841 182 2246 595"> 可搬型直流水源用発電機 (発電 機搭載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2897 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料ポンプ</td> <td data-bbox="2953 182 2246 595"> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外> </td> <td data-bbox="3009 182 2246 595"> タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) > </td> <td data-bbox="3065 182 2246 595"> 可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) > </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 603 741 1302"> 電源方式 蓄電車による給電 水冷式 </td> <td data-bbox="752 603 1235 1302"> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外> </td> <td data-bbox="1246 603 1347 1302"> 250V蓄電池 及び 250V充電器 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V代替蓄電池 及び 125V代替充電器 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V蓄電池 2A 及び 125V充電器 2A ~125V直流水母線 2A 及び 125V直流水母線 2A-1 電路 125V蓄電池 2B 及び 125V充電器 2B ~125V直流水母線 2B 及び 125V直流水母線 2B-1 電路 125V蓄電池 2H 及び 125V充電器 2H ~125V直流水母線 2H 電路 </td> <td data-bbox="1358 603 1819 1302"> 設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備 </td> <td data-bbox="1830 603 1830 1302"> 設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1310 741 1310"> 燃料源 燃料ポンプ </td> <td data-bbox="752 1310 1235 1310"> 軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディーゲンク 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ディーゲンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)> </td> <td data-bbox="1246 1310 1347 1310"> 軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車 (重油燃料) <屋外> </td> <td data-bbox="1358 1310 1819 1310"> 軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車 (重油燃料) <屋外> </td> <td data-bbox="1830 1310 1830 1310"> 軽油タンク <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1318 741 1318"> 燃料ポンプ </td> <td data-bbox="752 1318 1235 1318"> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外> </td> <td data-bbox="1246 1318 1347 1318"> タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) > </td> <td data-bbox="1358 1318 1819 1318"> タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア) > </td> <td data-bbox="1830 1318 1830 1318"> 軽油タンク <屋外> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	非常用直流水源設備		電源	125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び制御建屋地上1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下3階> 125V蓄電池 2H <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)> 125V充電器 2A 125V充電器 2B <原子炉建屋地下1階*> 125V充電器 2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属構内)> 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属構内)>	125V代替蓄電池 <制御建屋 地上2階> 125V代替充電器 <制御建屋 地下1階*> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V充電器 2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属構内)>	250V蓄電池 <制御建屋 地下2階> 250V充電器 <制御建屋 地下1階*> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)>	表 2.14.69 可搬型代替直流電源設備の位置的分散 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非常用直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1830 182 1875 595" style="text-align: center;">電源</td> <td data-bbox="1886 182 1931 595"> A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> <td data-bbox="1942 182 1987 595"> 可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1998 182 2043 595" style="text-align: center;">電路</td> <td data-bbox="2055 182 2100 595"> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> <td data-bbox="2111 182 2156 595"> 可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路西側60m エリア) > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2167 182 2212 595" style="text-align: center;">電源方式</td> <td data-bbox="2223 182 2246 595"> A-ディーゼル発電機～ A充電器電路 B-ディーゼル発電機～ B充電器電路 </td> <td data-bbox="2279 182 2246 595"> 可搬型直流電源用発電機～可搬 型直流電源接続盤～可搬型直流 変換器電路 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2335 182 2246 595" style="text-align: center;">電源の冷却方式</td> <td data-bbox="2391 182 2246 595"> 蓄電池による給電 水冷式 </td> <td data-bbox="2448 182 2246 595"> 交流電力を直流電力に変換 空冷式 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2504 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料源</td> <td data-bbox="2560 182 2246 595"> 設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備 </td> <td data-bbox="2616 182 2246 595"> 重大事故等対応設備 可搬型代替直流電源設備 </td> <td data-bbox="2672 182 2246 595"> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2728 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料流路</td> <td data-bbox="2785 182 2246 595"> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械 T.P. 17.8m> </td> <td data-bbox="2841 182 2246 595"> 可搬型直流水源用発電機 (発電 機搭載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2897 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料ポンプ</td> <td data-bbox="2953 182 2246 595"> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外> </td> <td data-bbox="3009 182 2246 595"> タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) > </td> <td data-bbox="3065 182 2246 595"> 可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) > </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	非常用直流電源設備		電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	電路	A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路西側60m エリア) >	電源方式	A-ディーゼル発電機～ A充電器電路 B-ディーゼル発電機～ B充電器電路	可搬型直流電源用発電機～可搬 型直流電源接続盤～可搬型直流 変換器電路	電源の冷却方式	蓄電池による給電 水冷式	交流電力を直流電力に変換 空冷式	燃料源	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備	重大事故等対応設備 可搬型代替直流電源設備	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械 T.P. 17.8m>	可搬型直流水源用発電機 (発電 機搭載燃料) <屋外>	燃料ポンプ	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) >	可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) >	電源方式 蓄電車による給電 水冷式	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	250V蓄電池 及び 250V充電器 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V代替蓄電池 及び 125V代替充電器 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V蓄電池 2A 及び 125V充電器 2A ~125V直流水母線 2A 及び 125V直流水母線 2A-1 電路 125V蓄電池 2B 及び 125V充電器 2B ~125V直流水母線 2B 及び 125V直流水母線 2B-1 電路 125V蓄電池 2H 及び 125V充電器 2H ~125V直流水母線 2H 電路	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備	燃料源 燃料ポンプ	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディーゲンク 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ディーゲンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車 (重油燃料) <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車 (重油燃料) <屋外>	軽油タンク <屋外>	燃料ポンプ	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) >	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア) >	軽油タンク <屋外>
項目		設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																																		
	非常用直流水源設備																																																				
電源	125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び制御建屋地上1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下3階> 125V蓄電池 2H <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)> 125V充電器 2A 125V充電器 2B <原子炉建屋地下1階*> 125V充電器 2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属構内)> 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属構内)>	125V代替蓄電池 <制御建屋 地上2階> 125V代替充電器 <制御建屋 地下1階*> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V充電器 2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属構内)>	250V蓄電池 <制御建屋 地下2階> 250V充電器 <制御建屋 地下1階*> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)>	表 2.14.69 可搬型代替直流電源設備の位置的分散 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非常用直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1830 182 1875 595" style="text-align: center;">電源</td> <td data-bbox="1886 182 1931 595"> A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> <td data-bbox="1942 182 1987 595"> 可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1998 182 2043 595" style="text-align: center;">電路</td> <td data-bbox="2055 182 2100 595"> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m> </td> <td data-bbox="2111 182 2156 595"> 可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路西側60m エリア) > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2167 182 2212 595" style="text-align: center;">電源方式</td> <td data-bbox="2223 182 2246 595"> A-ディーゼル発電機～ A充電器電路 B-ディーゼル発電機～ B充電器電路 </td> <td data-bbox="2279 182 2246 595"> 可搬型直流電源用発電機～可搬 型直流電源接続盤～可搬型直流 変換器電路 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2335 182 2246 595" style="text-align: center;">電源の冷却方式</td> <td data-bbox="2391 182 2246 595"> 蓄電池による給電 水冷式 </td> <td data-bbox="2448 182 2246 595"> 交流電力を直流電力に変換 空冷式 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2504 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料源</td> <td data-bbox="2560 182 2246 595"> 設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備 </td> <td data-bbox="2616 182 2246 595"> 重大事故等対応設備 可搬型代替直流電源設備 </td> <td data-bbox="2672 182 2246 595"> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2728 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料流路</td> <td data-bbox="2785 182 2246 595"> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械 T.P. 17.8m> </td> <td data-bbox="2841 182 2246 595"> 可搬型直流水源用発電機 (発電 機搭載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2897 182 2246 595" style="text-align: center;">燃料ポンプ</td> <td data-bbox="2953 182 2246 595"> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外> </td> <td data-bbox="3009 182 2246 595"> タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) > </td> <td data-bbox="3065 182 2246 595"> 可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) > </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	非常用直流電源設備		電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	電路	A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路西側60m エリア) >	電源方式	A-ディーゼル発電機～ A充電器電路 B-ディーゼル発電機～ B充電器電路	可搬型直流電源用発電機～可搬 型直流電源接続盤～可搬型直流 変換器電路	電源の冷却方式	蓄電池による給電 水冷式	交流電力を直流電力に変換 空冷式	燃料源	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備	重大事故等対応設備 可搬型代替直流電源設備	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械 T.P. 17.8m>	可搬型直流水源用発電機 (発電 機搭載燃料) <屋外>	燃料ポンプ	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) >	可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) >																					
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																																			
	非常用直流電源設備																																																				
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>																																																			
電路	A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路西側60m エリア) >																																																			
電源方式	A-ディーゼル発電機～ A充電器電路 B-ディーゼル発電機～ B充電器電路	可搬型直流電源用発電機～可搬 型直流電源接続盤～可搬型直流 変換器電路																																																			
電源の冷却方式	蓄電池による給電 水冷式	交流電力を直流電力に変換 空冷式																																																			
燃料源	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備	重大事故等対応設備 可搬型代替直流電源設備	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>																																																		
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機械 T.P. 17.8m>	可搬型直流水源用発電機 (発電 機搭載燃料) <屋外>																																																			
燃料ポンプ	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) >	可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) >																																																		
電源方式 蓄電車による給電 水冷式	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	250V蓄電池 及び 250V充電器 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 蓄電車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V代替蓄電池 及び 125V代替充電器 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)> 125V蓄電池 2A 及び 125V充電器 2A ~125V直流水母線 2A 及び 125V直流水母線 2A-1 電路 125V蓄電池 2B 及び 125V充電器 2B ~125V直流水母線 2B 及び 125V直流水母線 2B-1 電路 125V蓄電池 2H 及び 125V充電器 2H ~125V直流水母線 2H 電路	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備	設計基準事故対応設備 非常用直流水源設備																																																	
燃料源 燃料ポンプ	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディーゲンク 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ディーゲンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車 (重油燃料) <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車 (重油燃料) <屋外>	軽油タンク <屋外>																																																	
燃料ポンプ	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧炉心オブリキティーザル発電設備 燃料ポンプ <いずれも屋外>	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア) >	タンクホール <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア) >	軽油タンク <屋外>																																																	

* : 区分Iである125V充電器 2A、区分IIである125V充電器 2B 及び 125V代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分離設計とする。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>表3.14-68 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>非常用直流水源設備</td><td>可搬型代替直流水源設備</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準地震動5gで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動5gが共通要因となり、同時にその機能が損なわれるこのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内蔵火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内蔵溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用直流水源設備	可搬型代替直流水源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準地震動5gで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動5gが共通要因となり、同時にその機能が損なわれるこのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内蔵火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内蔵溢水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>表2.14.70 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>非常用直流水源設備</td><td>可搬型代替直流水源設備</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内蔵火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内蔵溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用直流水源設備	可搬型代替直流水源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内蔵火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内蔵溢水に対する防護方針について」に示す。）。	
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																				
	非常用直流水源設備	可搬型代替直流水源設備																																				
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準地震動5gで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動5gが共通要因となり、同時にその機能が損なわれるこのない設計とする。																																					
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																					
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内蔵火災に対する防護方針について」に示す。）。																																					
溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内蔵溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																					
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																				
	非常用直流水源設備	可搬型代替直流水源設備																																				
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																					
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																					
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内蔵火災に対する防護方針について」に示す。）。																																					
溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流水源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流水源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内蔵溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																					

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、制御建屋地上2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-69に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表3.14-69 想定する環境条件及び荷重条件(125V代替蓄電池)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>環境条件等</td> <td>対応</td> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-70に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表3.14-70 想定する環境条件及び荷重条件(250V蓄電池)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>環境条件等</td> <td>対応</td> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-71に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-71 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>d. 125V代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替充電器は、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-72に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-72 想定する環境条件及び荷重条件(125V代替充電器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。（詳細は「2.1.2 制御設計の基本方針」に示す。）</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。（詳細は「2.1.2 制御設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.71に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.71 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流電源用発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、可搬型で原子炉補助建屋T.P.10.3mに保管及び設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.72に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.72 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流変換器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。（詳細は「2.1.2 制御設計の基本方針」に示す。）																																																										
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>e. 250V充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-73に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-73 想定する環境条件及び荷重条件(250V充電器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-74に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-74 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			設備名称の相違（燃料油貯油槽）																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-75に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-75 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
	<p>d. 燃料タンク（SA）</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.74に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.74 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク（SA））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>h. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-76 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p> <table border="1" data-bbox="707 404 1212 659"> <caption>表 3.14-76 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリー)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪止め等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料移送系の各機器並びに電源車及び代替所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-77～82 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪止め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.75 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p> <table border="1" data-bbox="1291 404 1796 674"> <caption>表 2.14.75 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリー)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、脚錠等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料油設備の各機器並びに可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器、可搬型代替直流電源設備及び非常用直流電源設備の各遮断器については、設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、脚錠等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪止め等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、脚錠等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>表 3.14-76～79 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p>	<p>表 2.14.76～79 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
	<p>表3.14-77 操作対象機器 (軽油タンク～電源車路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A)出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C)出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E)出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B)出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D)出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(F)出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPS B/石鹼槽タンク 出口室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E) 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPS B/石鹼槽タンク 私出口止め室</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車両ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>駐出弁</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(A)軽油タンク(A)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(F)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		HPS B/石鹼槽タンク 出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		HPS B/石鹼槽タンク 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		車両ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		駐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>表2.14.76 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.77 操作対象機器 (燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>燃料タンク (SA) 給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.78 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～可搬型直流電源用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
B/G(A)軽油タンク(A)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(C)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(E)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(B)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(D)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(F)出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
HPS B/石鹼槽タンク 出口室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(E) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
HPS B/石鹼槽タンク 私出口止め室	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
車両ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																													
駐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																													
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																		
	<p>表3.14-78 操作対象機器 (ガスター・ビン型重設置軽油タンク～電源水路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>GTG軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG軽油タンク(D) 松出日止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG軽油タンク(E) 松出日止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG軽油タンク(F) 松出日止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-79 操作対象機器 (125V代替蓄電池及び125V代替充電器～125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流主母線盤2B-1電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V直流主母線盤2A-1 遮断器(125V直流 主母線盤2A用)</td><td>入 →切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流主母線盤2B-1 遮断器(125V直流 主母線盤2B用)</td><td>入 →切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流主母線盤2A-1 遮断器(不要な負荷)</td><td>入 →切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流主母線盤2B-1 遮断器(不要な負荷)</td><td>入 →切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流主母線盤2A-1 遮断器(125V代替 光電器用)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流主母線盤2B-1 遮断器(125V代替 光電器用)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-80 操作対象機器 (設計基準事故対応設備の交流電源及び直流電源の喪失から 1時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V直流 主母線盤 2A側</td><td>入 →切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流 主母線盤 2A側 (必要な負荷)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流 主母線盤 2B側</td><td>入 →切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V直流 主母線盤 2B側 (必要な負荷)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>250V直流母線盤遮断器 (不要な負荷)</td><td>入 →切</td><td>制御建屋 地下2階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG軽油タンク(A)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG軽油タンク(B)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG軽油タンク(C)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG軽油タンク(D) 松出日止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG軽油タンク(E) 松出日止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG軽油タンク(F) 松出日止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V直流主母線盤2A-1 遮断器(125V直流 主母線盤2A用)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V直流主母線盤2B-1 遮断器(125V直流 主母線盤2B用)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V直流主母線盤2A-1 遮断器(不要な負荷)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V直流主母線盤2B-1 遮断器(不要な負荷)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V直流主母線盤2A-1 遮断器(125V代替 光電器用)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V直流主母線盤2B-1 遮断器(125V代替 光電器用)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V直流 主母線盤 2A側	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V直流 主母線盤 2A側 (必要な負荷)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V直流 主母線盤 2B側	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V直流 主母線盤 2B側 (必要な負荷)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		250V直流母線盤遮断器 (不要な負荷)	入 →切	制御建屋 地下2階	中央制御室	スイッチ 操作		<p>表2.14.79 操作対象機器 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器 ～A直流水母線又はB直流水母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型直流 電源用発電機</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)</td><td>屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>遮断器</td><td>切 →入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可搬型直流 変換器</td><td>停止 →運転</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電) 又は B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)</td><td>切 →入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.79 操作対象機器 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器 ～A直流水母線又はB直流水母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型直流 電源用発電機</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)</td><td>屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>遮断器</td><td>切 →入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可搬型直流 変換器</td><td>停止 →運転</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電) 又は B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)</td><td>切 →入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型直流 電源用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作		遮断器	切 →入					可搬型直流 変換器	停止 →運転	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作		A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電) 又は B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入					A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型直流 電源用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作		遮断器	切 →入					可搬型直流 変換器	停止 →運転	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作		A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電) 又は B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入					A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																
GTG軽油タンク(A)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
GTG軽油タンク(B)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
GTG軽油タンク(C)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
GTG軽油タンク(D) 松出日止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
GTG軽油タンク(E) 松出日止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
GTG軽油タンク(F) 松出日止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																	
吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																
125V直流主母線盤2A-1 遮断器(125V直流 主母線盤2A用)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流主母線盤2B-1 遮断器(125V直流 主母線盤2B用)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流主母線盤2A-1 遮断器(不要な負荷)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流主母線盤2B-1 遮断器(不要な負荷)	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流主母線盤2A-1 遮断器(125V代替 光電器用)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流主母線盤2B-1 遮断器(125V代替 光電器用)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																
125V直流 主母線盤 2A側	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流 主母線盤 2A側 (必要な負荷)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流 主母線盤 2B側	入 →切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
125V直流 主母線盤 2B側 (必要な負荷)	切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
250V直流母線盤遮断器 (不要な負荷)	入 →切	制御建屋 地下2階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																
可搬型直流 電源用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																	
遮断器	切 →入																																																																																																																																																																																																																				
可搬型直流 変換器	停止 →運転	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																	
A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電) 又は B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入																																																																																																																																																																																																																				
A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																
可搬型直流 電源用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																	
遮断器	切 →入																																																																																																																																																																																																																				
可搬型直流 変換器	停止 →運転	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																	
A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電) 又は B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入																																																																																																																																																																																																																				
A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																	

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

示字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
音字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
象字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>表3.14-81 操作対象機器 (設計基準事故対応設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-82 操作対象機器 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ～125V 代替蓄電器電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td><td>発電機 停止→運転</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>遮断器 切→入</td><td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.96V メタカラ 6-2S 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側)用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)用)</td><td>切→入</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機 停止→運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作		遮断器 切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.96V メタカラ 6-2S 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側)用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)用)	切→入					<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																								
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																									
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																									
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																								
電源車	発電機 停止→運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作																																									
	遮断器 切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																								
6.96V メタカラ 6-2S 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側)用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)用)	切→入																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、屋外に設置する可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることで可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：操作スイッチ、操作パネル→泊：操作器 <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p>
	<p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替充電器は操作不要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋の設置場所まで移動可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流変換器は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
	<p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は操作不要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
	<p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>d. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>h. タンクローリー 可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリーは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリーは、D/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁並びにGTG軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、表 3.14-83 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="736 425 1208 562"> <caption>表 3.14-83 125V 代替蓄電池の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、表 3.14-84 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V 蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="720 886 1215 1038"> <caption>表 3.14-84 250V 蓄電池の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
			設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、表 3.14-85 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-85 電源車の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は、表 3.14-86 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 代替充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 代替充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、表 2.14. 80 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14. 80 可搬型直流電源用発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、表 2.14. 81 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、可搬型直流変換器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認	<p>設備、運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 <p>設備、運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表 3.14-86 125V 代替充電器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V 充電器は、表 3.14-87 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V 充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>250V 充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-87 250V 充電器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、表 3.14-88 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンク の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンク は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認		特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認		特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>表 2.14.81 可搬型直流変換器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>可搬型直流変換器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td>又は 停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2.14.82 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽 の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認	又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																	
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																																	
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																	
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																																	
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																																	
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																	
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																																	
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																	
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																																	
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																																	
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																	
運転中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認																																																	
又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																																	
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																	
			<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 																																																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>表3.14-88 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-89に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔壁弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-89 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>表2.14.82 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容 に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.83 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>h. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、表 3.14-90 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、表 2.14.84 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>表3.14-90 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統の操作の対象機器は表 3.14-77～82 と同様である。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備の 125V 系統へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G 軽油タンク出口弁、D/G 軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G 軽油タンク出口弁、HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁、GTG 軽油タンク出口弁及び GTG 軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、可搬型代替直流電源設備の 250V 系統として電源供給を行う場合は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統の操作の対象機器は表 3.14-77～82 と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	<p>表 2.14.84 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替直流電源設備の操作の対象機器は表 2.14.76～79 と同様である。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：燃料系統→泊：燃料油設備 操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																		
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>これにより図3.14-36～38で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-3)</p> <p>図3.14-36 可搬型代替直流電源設備による電源供給のタイムチャート*</p>	<p>これにより、図2.14.32～35で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">可搬型代替直流電源設備による切替 105分</td> </tr> <tr> <td colspan="4">操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転員 (現場) A</td> <td>自動、泊3号炉運転準備*</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動、泊3号炉運転準備*</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替直流電源設備による切替</td> <td>初期充電開始(運転)*</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電開始(運転)*</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期充電終了(運転)*</td> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期充電終了(運転)*</td> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>⑧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：中止制御装置より操作員が停止までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 *2：可搬型代替直流電源設備による切替用1号炉側時間10分、2号炉側時間5分、3号炉側時間3分 *3：初期充電開始(運転)*の時間に余裕を見込んだ時間 *4：可搬型代替直流電源設備による切替用として、1号炉側時間10分、2号炉側時間5分、3号炉側時間3分 *5：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *6：可搬型代替直流電源設備による切替用として、1号炉側時間10分、2号炉側時間5分、3号炉側時間3分 *7：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *8：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	経過時間(時間)				1	2	3	4	可搬型代替直流電源設備による切替 105分				操作手順				運転員 (現場) A	自動、泊3号炉運転準備*	①		自動、泊3号炉運転準備*	②		可搬型代替直流電源設備による切替	初期充電開始(運転)*	③		初期充電開始(運転)*	④		初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	⑤		初期充電終了(運転)*	⑥		初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	⑦		初期充電終了(運転)*	⑧		タイムチャートの相違
経過時間(時間)																																															
1	2	3	4																																												
可搬型代替直流電源設備による切替 105分																																															
操作手順																																															
運転員 (現場) A	自動、泊3号炉運転準備*	①																																													
	自動、泊3号炉運転準備*	②																																													
可搬型代替直流電源設備による切替	初期充電開始(運転)*	③																																													
	初期充電開始(運転)*	④																																													
初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	⑤																																													
	初期充電終了(運転)*	⑥																																													
初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	⑦																																													
	初期充電終了(運転)*	⑧																																													
	<p>図3.14-37 軽油タンク又はガスバーナ発電設備給油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p> <p>図3.14-37 タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>	<p>図2.14.32 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直線)の給電のタイムチャート*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分</td> </tr> <tr> <td colspan="4">操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型タンクローリーの燃料補給</td> <td>保管場所への移動*</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所への移動*</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期充電終了(運転)*</td> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料読み上げ</td> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：可搬型タンクローリーの保管場所は、1号炉側時間10分、2号炉側時間5分、3号炉側時間3分 *2：初期充電終了(運転)*の時間に余裕を見込んだ時間 *3：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *4：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *5：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	経過時間(時間)				1	2	3	4	ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分				操作手順				ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型タンクローリーの燃料補給	保管場所への移動*	①		保管場所への移動*	②		初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③		初期充電終了(運転)*	④		燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤		燃料読み上げ	⑥		タイムチャートの相違							
経過時間(時間)																																															
1	2	3	4																																												
ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分																																															
操作手順																																															
ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型タンクローリーの燃料補給	保管場所への移動*	①																																													
	保管場所への移動*	②																																													
初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③																																													
	初期充電終了(運転)*	④																																													
燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤																																													
	燃料読み上げ	⑥																																													
	<p>図3.14-38 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>図3.14-38 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*</p>	<p>図2.14.33 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート(ホース使用時)*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分</td> </tr> <tr> <td colspan="4">操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料タンク(SA) 5号可搬型タンクローリーの燃料補給</td> <td>保管場所への移動*</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所への移動*</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期充電終了(運転)*</td> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料読み上げ</td> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：可搬型タンクローリーの保管場所は、1号炉側時間10分、2号炉側時間5分、3号炉側時間3分 *2：初期充電終了(運転)*の時間に余裕を見込んだ時間 *3：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *4：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	経過時間(時間)				1	2	3	4	燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分				操作手順				燃料タンク(SA) 5号可搬型タンクローリーの燃料補給	保管場所への移動*	①		保管場所への移動*	②		初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③		初期充電終了(運転)*	④		燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤		燃料読み上げ	⑥		タイムチャートの相違							
経過時間(時間)																																															
1	2	3	4																																												
燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分																																															
操作手順																																															
燃料タンク(SA) 5号可搬型タンクローリーの燃料補給	保管場所への移動*	①																																													
	保管場所への移動*	②																																													
初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③																																													
	初期充電終了(運転)*	④																																													
燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤																																													
	燃料読み上げ	⑥																																													
	<p>図3.14-39 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p> <p>図3.14-39 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>	<p>図2.14.34 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分</td> </tr> <tr> <td colspan="4">操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料タンク(SA) 5号可搬型タンクローリーの燃料補給</td> <td>保管場所への移動*</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所への移動*</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期充電終了(運転)*</td> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料読み上げ</td> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：可搬型タンクローリーの保管場所は、1号炉側時間10分、2号炉側時間5分、3号炉側時間3分 *2：初期充電終了(運転)*の時間に余裕を見込んだ時間 *3：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *4：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	経過時間(時間)				1	2	3	4	燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分				操作手順				燃料タンク(SA) 5号可搬型タンクローリーの燃料補給	保管場所への移動*	①		保管場所への移動*	②		初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③		初期充電終了(運転)*	④		燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤		燃料読み上げ	⑥		タイムチャートの相違							
経過時間(時間)																																															
1	2	3	4																																												
燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分																																															
操作手順																																															
燃料タンク(SA) 5号可搬型タンクローリーの燃料補給	保管場所への移動*	①																																													
	保管場所への移動*	②																																													
初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③																																													
	初期充電終了(運転)*	④																																													
燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤																																													
	燃料読み上げ	⑥																																													
	<p>図3.14-40 可搬型タンクローリーによる可搬型直流電源用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>図3.14-40 可搬型タンクローリーによる可搬型直流電源用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p>	<p>図2.14.35 可搬型タンクローリーによる可搬型直流電源用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">25分 燃料補給完了</td> </tr> <tr> <td colspan="4">操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型直流電源用発電機への燃料 5号可搬型タンクローリーの燃料補給</td> <td>初期充電</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期充電終了(運転)*</td> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期充電終了(運転)*</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料読み上げ</td> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料読み上げ</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：初期充電終了(運転)*の時間に余裕を見込んだ時間 *2：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 *3：初期充電終了(運転)*を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	経過時間(時間)				1	2	3	4	25分 燃料補給完了				操作手順				可搬型直流電源用発電機への燃料 5号可搬型タンクローリーの燃料補給	初期充電	①		初期充電	②		初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③		初期充電終了(運転)*	④		燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤		燃料読み上げ	⑥		タイムチャートの相違							
経過時間(時間)																																															
1	2	3	4																																												
25分 燃料補給完了																																															
操作手順																																															
可搬型直流電源用発電機への燃料 5号可搬型タンクローリーの燃料補給	初期充電	①																																													
	初期充電	②																																													
初期充電終了(運転)*	初期充電終了(運転)*	③																																													
	初期充電終了(運転)*	④																																													
燃料読み上げ	燃料読み上げ	⑤																																													
	燃料読み上げ	⑥																																													
	<p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち電源車及びタンクローリーは、表3.14-91に示すように、電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、表3.14-91に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表2.14.85に示すように、電源となる可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器と切り離し、可搬型直流変換器を非常用直流電源設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">表3.14-91 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th><th>系統隔離</th><th>駆動方式</th><th>状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td><td>125V 直或主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代持走電器用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td><td>125V 直或主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代持走電器用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ 6~25 遮断器 (電車単相絶1 (原子炉建屋西側) 用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ 6~25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(A)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(A)軽油タンク(E) 入口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B/G(B)軽油タンク(F) 入口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2.14.85 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th><th>系統隔離</th><th>駆動方式</th><th>状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td><td>可搬型直流電源接続盤 1 可搬型直流電源接続盤 2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>A 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td><td>燃料タンク (SA) 給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 直或主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代持走電器用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 直或主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代持走電器用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6~25 遮断器 (電車単相絶1 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6~25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時 切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤 1 可搬型直流電源接続盤 2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	A 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止	<p style="color: green;">他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																			
非常用直流電源設備	125V 直或主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代持走電器用)	電気作動	通常時切																																																																																			
非常用直流電源設備	125V 直或主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代持走電器用)	電気作動	通常時切																																																																																			
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6~25 遮断器 (電車単相絶1 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切																																																																																			
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6~25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																			
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																			
非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤 1 可搬型直流電源接続盤 2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																			
非常用交流電源設備	A 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 1 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B 2 -ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																			
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止																																																																																			
	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 合理性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 合理性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-77～82 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約 2,000Ah を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約 6,000Ah を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>c. 125V 代替充電器 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、125V 代替蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて 125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約 700A を有する設計とし、125V 代替蓄電池による電源供給と合わせて、合計 24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.76～79 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>2.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 250V充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、250V蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて250V充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約400Aを有する設計とし、250V蓄電池による電源供給と合わせて、合計24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
	<p>e. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約91kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約49.0kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
	<p>f. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約91kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>b. 燃料タンク（SA）</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii)適合性 基本方針については、「<u>2.3.1</u> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1</u> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>3.14.2.5.3</u>項に記載のとおりである。 (57-2, 57-3, 57-10)</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.2</u> 容量等」に示す。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1</u> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1</u> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>2.14.2.4.3</u>項に記載のとおりである。 (57-2, 57-4, 57-10)</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.2</u> 容量等」に示す。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管するが、これは、可搬型代替交流電源設備である電源車と兼用することとする。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。</p> <p>具体的には、電源車は、125V代替充電器及び250V充電器の最大負荷の合計約248kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約400kVA(340kW)／台の電源車を1台有する設計とする。</p> <p>また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型直流電源用発電機は、可搬型直流変換器の最大出力約30kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約125kVA(100kW)／台の可搬型直流電源用発電機を1台有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型直流電源用発電機に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
		<p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、必要となる負荷は約158.5Aに対して、十分に余裕な容量を確保するため、直流出力約200A／台の可搬型直流変換器が1台必要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台を使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続が必要な電源車ケーブル及びタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表 3.14-92～94 に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>表3.14-92 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ～125V直流水母線盤2A-1及び125V直流水母線盤2B-1電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名稱</th> <th>接続先機器名稱</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名稱	接続先機器名稱	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続	<p>c. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続が必要な可搬型直流電源用発電機ケーブル及び可搬型タンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表 2.14.86～88 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>表2.14.86 接続対象機器設置場所 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2 ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤 ～A直流水母線又はB直流水母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名稱</th> <th>接続先機器名稱</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2</td> <td>屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤</td> <td>原子炉補助建屋T.P.10, 3m</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名稱	接続先機器名稱	接続場所	接続方法	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続	可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉補助建屋T.P.10, 3m	ボルト・ネジ接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>
接続元機器名稱	接続先機器名稱	接続場所	接続方法																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続																				
接続元機器名稱	接続先機器名稱	接続場所	接続方法																				
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続																				
可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉補助建屋T.P.10, 3m	ボルト・ネジ接続																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側) 又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ヘコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>表3.14-93 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-94 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表2.14.87 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型直流電源用発電機接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>可搬型直流電源用 発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.88 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～可搬型直流電源用発電機接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>可搬型直流電源用 発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った二箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、原子炉建屋及び原子炉辅助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設置場所の相違
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉辅助建屋内の異なる区画に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(57-2)</p>	<p>c. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の<u>電源車</u>及び<u>タンクローリー</u>の接続場所は、表<u>3.14-92～94</u>と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の<u>電源車</u>及び<u>タンクローリー</u>は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、<u>第2保管エリア</u>、<u>第3保管エリア</u>及び<u>第4保管エリア</u>の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の<u>可搬型直流電源用発電機</u>、<u>可搬型直流変換器</u>及び<u>可搬型タンクローリー</u>の接続場所は、表<u>2.14.86～88</u>と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の<u>可搬型直流電源用発電機</u>及び<u>可搬型タンクローリー</u>は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と、100m以上の離隔で位置的分散を図り、<u>1号炉西側31mエリア</u>、<u>2号炉東側31mエリア(a)</u>、<u>2号炉東側31mエリア(b)</u>及び<u>展望台行管理道路脇西側60mエリア</u>の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>女川：複数箇所→泊：複数箇所</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.14-95 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 2.14.89 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
		<p>表 3.14-95 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流水源設備</th> <th>内蔵蓄電池式 直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流水源設備</td> <td> 125V 交流器 2A 125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 交流器 2B <原子炉建屋 地下 1階 (原子炉建屋付属機内)> </td> <td> 125V 未電器 2k 125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 蓄電池 2A <制御建屋 地上 2階> 125V 代替充電器 <制御建屋 地上 1階*> 250V 交流器 <制御建屋 地下 2階> </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> 非常用ディーゼル 交流機 高圧印心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)> </td> <td> 125V 蓄電池 2A <制御建屋 地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 制御建屋地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*> 125V 代替充電器 <制御建屋 地上 2階*> 250V 蓄電池 <制御建屋 地下 2階*> 電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア) > </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流水源設備</th> <th>内蔵蓄電池式 直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td> 非常用ディーゼル 交流機(A) ~125V 交流器 2A 電路 非常用ディーゼル 交流機(B) ~125V 交流器 2B 電路 高圧印心スプレイ系 ディーゼル発電機 ~125V 交流器 2B 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 交流器 2A ~125V 直流水源主幹盤 2A 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 交流器 2B ~125V 直流水源主幹盤 2B 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 交流器 2B ~125V 直流水源主幹盤 2B 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 </td> <td> 電源車 ~電源車接続口 (原子炉建屋) ~125V 代替充電器 電路 125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2A-1 及び 125V 交流器 ~125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2B-1 及び 125V 交流器 ~125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2B </td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故等対応設備		非常用直流水源設備	内蔵蓄電池式 直流水源設備	直流水源設備	125V 交流器 2A 125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 交流器 2B <原子炉建屋 地下 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 未電器 2k 125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 蓄電池 2A <制御建屋 地上 2階> 125V 代替充電器 <制御建屋 地上 1階*> 250V 交流器 <制御建屋 地下 2階>	電源	非常用ディーゼル 交流機 高圧印心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 蓄電池 2A <制御建屋 地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 制御建屋地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*> 125V 代替充電器 <制御建屋 地上 2階*> 250V 蓄電池 <制御建屋 地下 2階*> 電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア) >	項目	重大事故等対応設備		非常用直流水源設備	内蔵蓄電池式 直流水源設備	電源	非常用ディーゼル 交流機(A) ~125V 交流器 2A 電路 非常用ディーゼル 交流機(B) ~125V 交流器 2B 電路 高圧印心スプレイ系 ディーゼル発電機 ~125V 交流器 2B 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 交流器 2A ~125V 直流水源主幹盤 2A 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 交流器 2B ~125V 直流水源主幹盤 2B 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 交流器 2B ~125V 直流水源主幹盤 2B 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路	電源車 ~電源車接続口 (原子炉建屋) ~125V 代替充電器 電路 125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2A-1 及び 125V 交流器 ~125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2B-1 及び 125V 交流器 ~125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2B	<p>表 2.14.89 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>内蔵蓄電池式 直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td> A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14.2m*> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m*> </td> <td> 可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> 可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)、2号炉東側 31m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア) > </td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td> A-ディーゼル発電機 ~A充電器電路 B-ディーゼル発電機 ~B充電器電路 A蓄電池及びA充電器 ~A直流水線電路 B蓄電池及びB充電器 ~B直流水線電路 </td> <td> A蓄電池～A直流水線電路 B蓄電池～B直流水線電路 可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流水線又はB直流水線電路 </td> </tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電 交流電力を直流水に変換</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>内蔵蓄電池式 直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>- 空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機構 T.P. 17.8m*> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型直流電源用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m*></td> <td>可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))></td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故等対応設備		非常用直流電源設備	内蔵蓄電池式 直流電源設備	電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14.2m*> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m*>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> 可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)、2号炉東側 31m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア) >	電路	A-ディーゼル発電機 ~A充電器電路 B-ディーゼル発電機 ~B充電器電路 A蓄電池及びA充電器 ~A直流水線電路 B蓄電池及びB充電器 ~B直流水線電路	A蓄電池～A直流水線電路 B蓄電池～B直流水線電路 可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流水線又はB直流水線電路	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電 交流電力を直流水に変換	項目	重大事故等対応設備		非常用直流電源設備	内蔵蓄電池式 直流電源設備	電源の冷却方式	水冷式	- 空冷式	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機構 T.P. 17.8m*>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型直流電源用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m*>	可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	重大事故等対応設備																																																		
	非常用直流水源設備	内蔵蓄電池式 直流水源設備																																																	
直流水源設備	125V 交流器 2A 125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 交流器 2B <原子炉建屋 地下 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 未電器 2k 125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 蓄電池 2A <制御建屋 地上 2階> 125V 代替充電器 <制御建屋 地上 1階*> 250V 交流器 <制御建屋 地下 2階>																																																	
電源	非常用ディーゼル 交流機 高圧印心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 蓄電池 2A <制御建屋 地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 制御建屋地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*> 125V 代替充電器 <制御建屋 地上 2階*> 250V 蓄電池 <制御建屋 地下 2階*> 電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア) >																																																	
項目	重大事故等対応設備																																																		
	非常用直流水源設備	内蔵蓄電池式 直流水源設備																																																	
電源	非常用ディーゼル 交流機(A) ~125V 交流器 2A 電路 非常用ディーゼル 交流機(B) ~125V 交流器 2B 電路 高圧印心スプレイ系 ディーゼル発電機 ~125V 交流器 2B 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 交流器 2A ~125V 直流水源主幹盤 2A 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 交流器 2B ~125V 直流水源主幹盤 2B 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 交流器 2B ~125V 直流水源主幹盤 2B 及び 125V 直流水源主幹盤 2B-1 电路	電源車 ~電源車接続口 (原子炉建屋) ~125V 代替充電器 電路 125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2A-1 及び 125V 交流器 ~125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2B-1 及び 125V 交流器 ~125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 交流器 主幹盤 2B																																																	
項目	重大事故等対応設備																																																		
	非常用直流電源設備	内蔵蓄電池式 直流電源設備																																																	
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14.2m*> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m*>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m*> 可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)、2号炉東側 31m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア) >																																																	
電路	A-ディーゼル発電機 ~A充電器電路 B-ディーゼル発電機 ~B充電器電路 A蓄電池及びA充電器 ~A直流水線電路 B蓄電池及びB充電器 ~B直流水線電路	A蓄電池～A直流水線電路 B蓄電池～B直流水線電路 可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流水線又はB直流水線電路																																																	
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電 交流電力を直流水に変換																																																	
項目	重大事故等対応設備																																																		
	非常用直流電源設備	内蔵蓄電池式 直流電源設備																																																	
電源の冷却方式	水冷式	- 空冷式																																																	
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機構 T.P. 17.8m*>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型直流電源用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>																																																	
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m*>	可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))>																																																	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

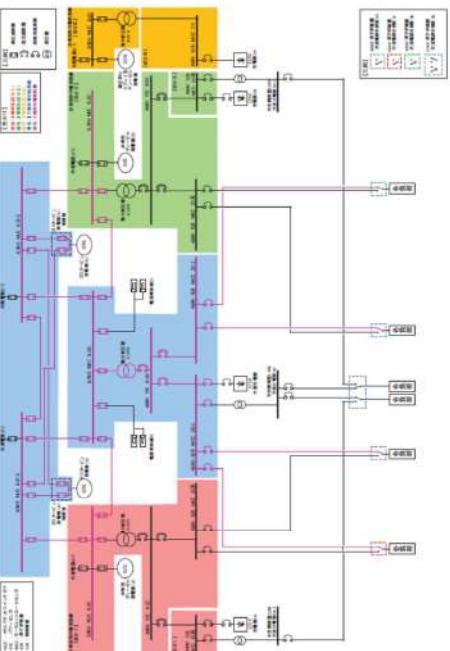
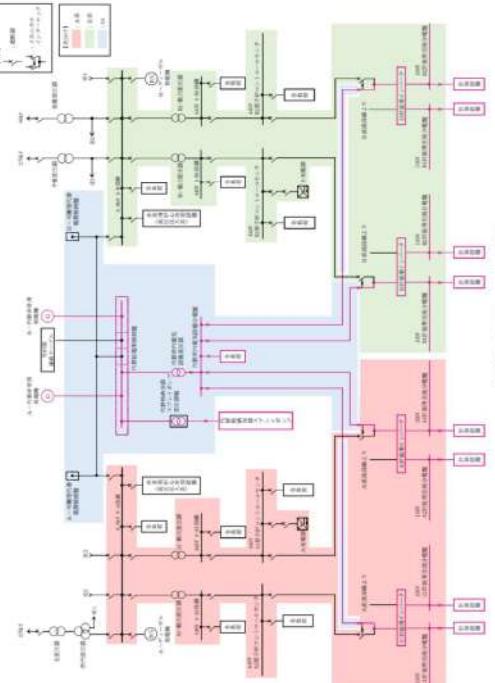
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流遮断設備</th> <th>内内常設蓄電池 直流水供給設備</th> <th>可搬型代替直流遮断設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮断方式</td> <td>蓄電池による遮断</td> <td>蓄電池による遮断 空流電力を蓄電池方に変換</td> </tr> <tr> <td>電源の 冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td> 複数タンク <屋内> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料タンク 油圧油心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料タンク <いすゞも 原子炉建屋 他と同様 (原子炉建屋 付属機材)> </td> <td>—</td> <td> 複数タンク <屋外> ガスチーピング発電設備軽油タンク <屋外> 乾燥塔(重油燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td>燃料液路</td> <td> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料輸送ポンプ 油圧油心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料輸送ポンプ <いすゞも屋外> </td> <td>—</td> <td> タンクローリー <屋外> (第2保管エリザ、 第3保管エリザ及び 第4保管エリザ)> </td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 区分Iである120V蓄電池2A及び125V充電器2A並びに区分IIである120V蓄電池2B及び125V充電器2B並びに120V代用充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分離設計とする。</p>	項目	重大事故等対応設備		非常用直流遮断設備	内内常設蓄電池 直流水供給設備	可搬型代替直流遮断設備	遮断方式	蓄電池による遮断	蓄電池による遮断 空流電力を蓄電池方に変換	電源の 冷却方式	水冷式	—	空冷式	燃料源	複数タンク <屋内> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料タンク 油圧油心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料タンク <いすゞも 原子炉建屋 他と同様 (原子炉建屋 付属機材)>	—	複数タンク <屋外> ガスチーピング発電設備軽油タンク <屋外> 乾燥塔(重油燃料) <屋外>	燃料液路	非常用ディーゼル 発電設備 燃料輸送ポンプ 油圧油心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料輸送ポンプ <いすゞも屋外>	—	タンクローリー <屋外> (第2保管エリザ、 第3保管エリザ及び 第4保管エリザ)>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	重大事故等対応設備																						
	非常用直流遮断設備	内内常設蓄電池 直流水供給設備	可搬型代替直流遮断設備																				
遮断方式	蓄電池による遮断	蓄電池による遮断 空流電力を蓄電池方に変換																					
電源の 冷却方式	水冷式	—	空冷式																				
燃料源	複数タンク <屋内> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料タンク 油圧油心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料タンク <いすゞも 原子炉建屋 他と同様 (原子炉建屋 付属機材)>	—	複数タンク <屋外> ガスチーピング発電設備軽油タンク <屋外> 乾燥塔(重油燃料) <屋外>																				
燃料液路	非常用ディーゼル 発電設備 燃料輸送ポンプ 油圧油心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料輸送ポンプ <いすゞも屋外>	—	タンクローリー <屋外> (第2保管エリザ、 第3保管エリザ及び 第4保管エリザ)>																				

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6 代替所内電気設備</p> <p>3.14.2.6.1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給するための電路を確保することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、電路を構成する「ガスターイン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線2F系」、「緊急用高圧母線2G系」、「緊急用動力変圧器2G系」、「緊急用低圧母線2G系」、「緊急用交流電源切替盤2G系」、「緊急用交流電源切替盤2C系」、「緊急用交流電源切替盤2D系」、「非常用高圧母線2C系」及び「非常用高圧母線2D系」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-39～41に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-96に示す。</p> <p>本系統は、緊急用高圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を操作して系統構成することにより、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.6.3項に詳細を示す。 所内電気設備への接近性の確保については3.14.2.6.4項に詳細を示す。</p>	<p>2.14.2.5 代替所内電気設備</p> <p>2.14.2.5.1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」及び「可搬型代替電源車」、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から代替非常用発電機及び可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電路を構成する「代替所内電気設備変圧器」、「代替所内電気設備分電盤」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.36～41に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.90に示す。</p> <p>本系統は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を起動し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて代替非常用発電機又は可搬型代替電源車に燃料を補給することで代替非常用発電機又は可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.5.3項に詳細を示す。 所内電気設備への接近性の確保については2.14.2.5.4項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

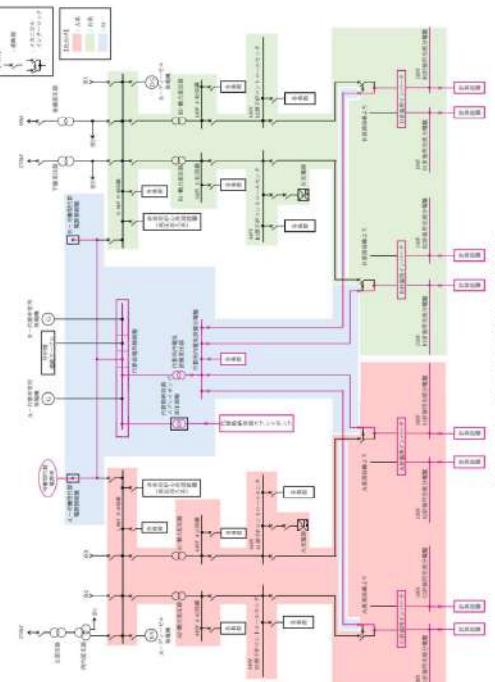
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-39 代替所内電気設備系統図	 図2.14.36 代替所内電気設備系統図 (代替非常用発電機～代替所内電気設備及び代替格納器スプレイポンプ要注器室)	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

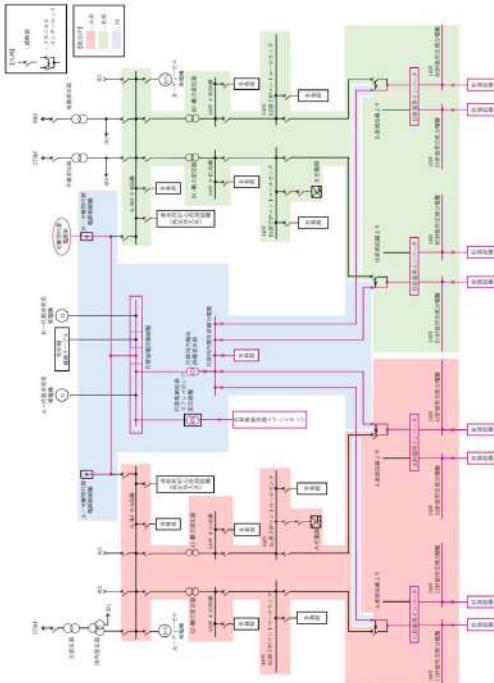
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 図2.14.37 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源市～A-可搬型代替電源接続端～代替格納器スプレイボンブ変圧器盤) (代替格納器スプレイボンブ変圧器盤)	設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.38 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～B-可搬型代替蓄電池～代替所内電気設備 及び代替格納容器スプレーポンプ運行装置)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

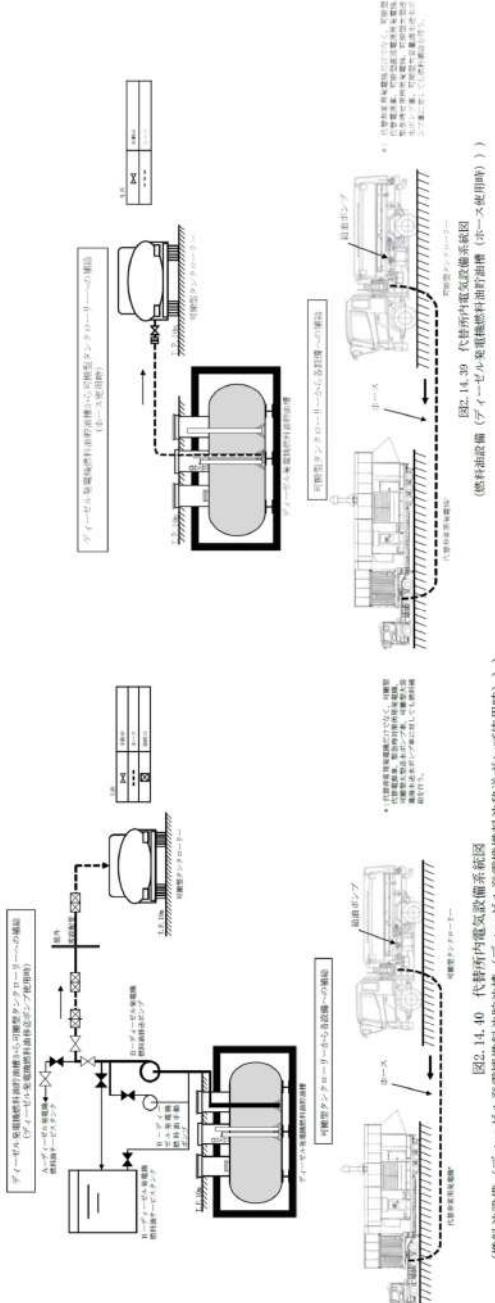
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

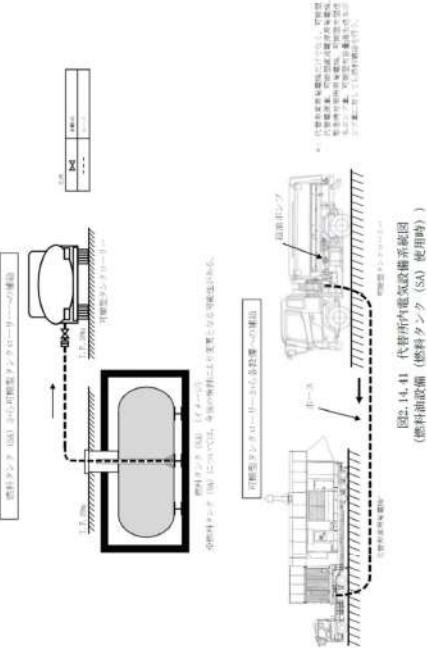
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 	設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.41 代替所内電気設備系統図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA) 使用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 57 条 電源設備

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																						
	<p>表 3.14-96 代替所内電気設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">主要設備</td><td>ガスタービン発電機接続盤^{*1}【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用高圧母線 2F 系^{*2} 【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用高圧母線 2F 系^{*3} 【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用動力変圧器 20 系^{*4} 【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用高圧母線 2G 系^{*5} 【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用交流遮断切替盤 2G 系^{*6} 【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用交流遮断切替盤 2G 系^{*7} 【常設】</td></tr> <tr><td>緊急用交流遮断切替盤 2G 系^{*8} 【常設】</td></tr> <tr><td>非常用高圧母線 2G 系^{*9} 【常設】</td></tr> <tr><td>非常用高圧母線 2D 系^{*10} 【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備（補助）^{*11}</td></tr> <tr> <td>6-2F-1 母線電圧【常設】</td></tr> <tr> <td>6-2F-2 母線電圧【常設】</td></tr> <tr> <td>6-2C 母線電圧【常設】</td></tr> <tr> <td>6-2D 母線電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機(A)接続盤及びガスター ビン発電機(B)接続盤により構成される。 *2 : 緊急用高圧母線 2F 系は、6.9kV メタクラ 6-2F-1 及び 6.9kV メタクラ 6-2F-2 により構成される。 *3 : 緊急用高圧母線 2G 系は、6.9kV メタクラ 6-2G により構成される。 *4 : 緊急用動力変圧器 20 系は、動力変圧器 6-2P により構成される。 *5 : 緊急用高圧母線 2G 系は、160V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコ ントロールセンタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-2 により構成される。 *6 : 緊急用交流遮断切替盤 2G 系は、460V 原子炉建屋交流遮断切替盤 2G および 12 0V 原子炉建屋交流遮断切替盤 2G により構成される。 *7 : 緊急用交流遮断切替盤 2G 系は、460V 原子炉建屋交流遮断切替盤 2G により構 成される。 *8 : 緊急用交流遮断切替盤 2D 系は、460V 原子炉建屋交流遮断切替盤 2D により構 成される。 *9 : 非常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 *10 : 非常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 *11 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設 計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機接続盤 ^{*1} 【常設】	緊急用高圧母線 2F 系 ^{*2} 【常設】	緊急用高圧母線 2F 系 ^{*3} 【常設】	緊急用動力変圧器 20 系 ^{*4} 【常設】	緊急用高圧母線 2G 系 ^{*5} 【常設】	緊急用交流遮断切替盤 2G 系 ^{*6} 【常設】	緊急用交流遮断切替盤 2G 系 ^{*7} 【常設】	緊急用交流遮断切替盤 2G 系 ^{*8} 【常設】	非常用高圧母線 2G 系 ^{*9} 【常設】	非常用高圧母線 2D 系 ^{*10} 【常設】	計装設備（補助） ^{*11}	6-2F-1 母線電圧【常設】	6-2F-2 母線電圧【常設】	6-2C 母線電圧【常設】	6-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.90 代替所内電気設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">主要設備</td><td>代替非常用発電機^{*1}【常設】</td></tr> <tr><td>可搬型代替電源車【可搬】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽^{*2}【常設】</td></tr> <tr><td>燃料タンク (SA)【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*3}【常設】</td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr><td>代替所内電気設備変圧器【常設】</td></tr> <tr><td>代替所内電気設備分電盤【常設】</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備（補助）^{*4}</td></tr> <tr> <td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤^{*1}電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤^{*2}～代替所内電気設備変圧器～代 替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤^{*3}～代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路【常設】)</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{*5}</td><td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : 代替非常用発電機は、A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機によ り構成される。 *2 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *3 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *4 : 可搬型代替電源接続盤は、A-可搬型代替電源接続盤及びB-可搬型代替電源接続盤により構成される。 *5 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設 計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機 ^{*1} 【常設】	可搬型代替電源車【可搬】	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{*2} 【常設】	燃料タンク (SA)【常設】	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*3} 【常設】	可搬型タンクローリー【可搬】	代替所内電気設備変圧器【常設】	代替所内電気設備分電盤【常設】	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	計装設備（補助） ^{*4}	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤 ^{*1} 電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤 ^{*2} ～代替所内電気設備変圧器～代 替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤 ^{*3} ～代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路【常設】)	計装設備（補助） ^{*5}	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。
設備区分	設備名																																								
主要設備	ガスタービン発電機接続盤 ^{*1} 【常設】																																								
	緊急用高圧母線 2F 系 ^{*2} 【常設】																																								
	緊急用高圧母線 2F 系 ^{*3} 【常設】																																								
	緊急用動力変圧器 20 系 ^{*4} 【常設】																																								
	緊急用高圧母線 2G 系 ^{*5} 【常設】																																								
	緊急用交流遮断切替盤 2G 系 ^{*6} 【常設】																																								
	緊急用交流遮断切替盤 2G 系 ^{*7} 【常設】																																								
	緊急用交流遮断切替盤 2G 系 ^{*8} 【常設】																																								
	非常用高圧母線 2G 系 ^{*9} 【常設】																																								
	非常用高圧母線 2D 系 ^{*10} 【常設】																																								
	計装設備（補助） ^{*11}																																								
6-2F-1 母線電圧【常設】																																									
6-2F-2 母線電圧【常設】																																									
6-2C 母線電圧【常設】																																									
6-2D 母線電圧【常設】																																									
設備区分	設備名																																								
主要設備	代替非常用発電機 ^{*1} 【常設】																																								
	可搬型代替電源車【可搬】																																								
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{*2} 【常設】																																								
	燃料タンク (SA)【常設】																																								
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*3} 【常設】																																								
	可搬型タンクローリー【可搬】																																								
	代替所内電気設備変圧器【常設】																																								
	代替所内電気設備分電盤【常設】																																								
	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																																								
	計装設備（補助） ^{*4}																																								
—																																									
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																																								
電路	代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤 ^{*1} 電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤 ^{*2} ～代替所内電気設備変圧器～代 替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤 ^{*3} ～代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路【常設】)																																								
計装設備（補助） ^{*5}	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>2.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台 数：2 使 用 燃 料：軽油 出 力：約 1,450kW (1台当たり) 発電機 台 数：2 型 式：防滴保護、空気冷却自己自由通風型 容 量：約 1,725kVA (1台当たり) 力 率：0.8 (遅れ) 電 壓：6.6kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外 (3号炉東側 32m エリア)</p> <p>(2) 可搬型代替電源車 エンジン 台 数：2 (予備2) 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：2 (予備2) 型 式：回転界磁形同期発電機 容 量：約 2,200kVA (1台当たり) 力 率：0.8 (遅れ) 電 壓：6.6kV 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 (3号炉東側 32m エリア及び3号炉西側 32m エリア) 保 管 場 所：屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア)</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型 式：横置円筒形 基 数：4 容 量：約 146kL (1基当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構 成等)</p> <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構 成等)</p> <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構 成等)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 燃料タンク (SA) 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約 55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 型式：齒車形 台数：2 容量：約 26kL/h (1台当たり) 吐出圧力：約 0.3MPa [gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約 11kW (1台当たり) 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー 容量：約 4 kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備 2) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))</p> <p>(1) ガスターイン発電機接続盤 個数：2 定格電圧：7.2kV 定格電流：約 1,200A 取付箇所：緊急用電気品建屋地下1階</p> <p>(2) 緊急用高圧母線 2F系 個数：2 定格電圧：7.2kV 定格電流：約 1,200A 取付箇所：緊急用電気品建屋地下1階</p>	<p>設備の相違 • 設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(3) 緊急用高圧母線 2G系 個 数：1 定 格 電 壓：7.2kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）		設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）
	(4) 緊急用動力変圧器 2G系 個 数：1 冷 却：自冷 容 量：約750kVA 定 格 電 壓：1次側 6.75kV 2次側 460V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）	(7) 代替所内電気設備変圧器 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約300kVA 定 格 電 壓：1次側 6,600V 2次側 460V 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	設備名称の相違（代替所内電気設備）
	(5) 緊急用低圧母線 2G系 個 数：1 (460V パワーセンタ) 2 (460V 原子炉建屋モータコントロールセ ンタ) 定 格 電 壓：600V 定 格 電 流：約3,000A (460V パワーセンタ) 約800A (460V 原子炉建屋モータコントロー ルセンタ) 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）	(8) 代替所内電気設備分電盤 台 数：1 定 格 電 壓：440V 定 格 電 流：約600A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	設備名称の相違（代替所内電気設備）
	(6) 緊急用交流電源切替盤 2G系 個 数：1 定 格 電 壓：600V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）	(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約1,000kVA 定 格 電 壓：1次側 6,600V 2次側 400V 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 24.8m	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）
	(7) 緊急用交流電源切替盤 2C系 個 数：1 定 格 電 壓：600V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D系 個 数：1 定 格 電 壓：600V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C系 個 数：1 定 格 電 壓：6.9kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D系 個 数：1 定 格 電 壓：6.9kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）</p>		<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.3 独立性及び位置的分散の確保 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-97で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系及び緊急用交流電源切替盤2D系は、設計基準事故対処設備である非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び非常用高圧母線2H系と位置的分散された緊急用電気品建屋（地下階）又は原子炉建屋付属棟内の異なる区画にそれぞれ配置し、同時に機能が喪失しない設計とする。 電路については、代替所内電気設備を、非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によつて同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。 代替所内電気設備は、表3.14-98で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用所内電気設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.91で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。 電源については、代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設計とする。また、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）に保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設計とする。 電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車は空冷式としていること、多様性を有する設計とする。 燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、代替非常用発電機は発電機搭載燃料とし、可搬型代替電源車は車載燃料として、位置的分散された設計とする。 電源盤については、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を、設計基準事故対処設備である非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)と位置的分散された原子炉補助建屋内の異なる区画にそれぞれ配置し、同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>電路については、代替所内電気設備を、非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によつて同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。 代替所内電気設備は、表2.14.92で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用所内電気設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 設置場所の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表3.14-97 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源盤</td> <td>非常用所内電気設備</td> <td>非常用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2F系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2F系電路 高圧供給スプレイ及びディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2F系電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線3C系及び 非常用高圧母線2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線3C系及び 非常用高圧母線2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2F系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	電源盤	非常用所内電気設備	非常用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2F系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2F系電路 高圧供給スプレイ及びディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2F系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線3C系及び 非常用高圧母線2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線3C系及び 非常用高圧母線2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2F系電路	電源供給先	非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	<p>表2.14.91 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m></td> <td>代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリア)> 可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア)></td> </tr> <tr> <td>電源盤</td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m></td> <td>代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路</td> <td>代替非常用発電機～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電 気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電 気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替格納容器ス プレイポンプ変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> <td>可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリア)> 可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア)>	電源盤	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	代替非常用発電機～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電 気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電 気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替格納容器ス プレイポンプ変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																					
電源盤	非常用所内電気設備	非常用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																					
電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2F系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2F系電路 高圧供給スプレイ及びディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2F系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線3C系及び 非常用高圧母線2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線3C系及び 非常用高圧母線2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2F系電路																																					
電源供給先	非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2F系 非常用高圧母線2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																					
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																					
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリア)> 可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア)>																																					
電源盤	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>																																					
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	代替非常用発電機～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電 気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電 気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替格納容器ス プレイポンプ変圧器盤電路																																					
電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P.17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>																																					
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																					
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>																																					
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>表 3.14-98. 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>非常用所内電気設備</td><td>代替所内電気設備</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震Sクラスとし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動5sで機能維持可能な設計とすること、基準地震動5sが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない場所に建屋付属地内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付属地内へ設置すること。津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	地震	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	津波	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震Sクラスとし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動5sで機能維持可能な設計とすること、基準地震動5sが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない場所に建屋付属地内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付属地内へ設置すること。津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	<p>表 2.14.92. 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>非常用所内電気設備</td><td>代替所内電気設備</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	地震	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	津波	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																												
地震	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																												
津波	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震Sクラスとし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動5sで機能維持可能な設計とすること、基準地震動5sが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																												
火災	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない場所に建屋付属地内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付属地内へ設置すること。津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																												
溢水	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																												
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																												
地震	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																												
津波	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																												
火災	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.4 所内電気設備への接近性の確保 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>(1) 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>(2) 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>(3) 地震による内部溢水の影響 原子炉建屋付属棟内に溢水源となる耐震B,Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万が一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置することにより、接近性の向上を図る設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>3.14.2.6.5 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.6.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>2.14.2.5.4 所内電気設備への接近性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉補助建屋T.P.10.3mに設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>(1) 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>(2) 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>(3) 地震による内部溢水の影響 原子炉補助建屋内に溢水源となる耐震B,Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉補助建屋T.P.10.3mへの接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉補助建屋T.P.17.8m及び原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置することにより、接近性の向上を図る設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室又は設置場所から操作可能な設計とする。</p> <p>2.14.2.5.5 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.5.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>操作場所の相違</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.93に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.93 想定する環境条件及び荷重条件（代替非常用発電機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
		<p>b. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.94に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.94 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型代替電源車）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。																
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.95に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.95 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備、運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
		<p>d. 燃料タンク（SA）</p> <p>代替所内電気設備の燃料タンク（SA）は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.96に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.96 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク（SA））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.97 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.97 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
		<p>f. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.98 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.98 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型タンクローリー）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。																
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、緊急用電気品建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、緊急用電気品建屋（地下階）の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-99に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表3.14-99 想定する環境条件及び荷重条件（ガスタービン発電機接続盤）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 断裂設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 断裂設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 断裂設計の基本方針」に示す。）																
風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
	<p>b. 緊急用高圧母線2F系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線2F系は、緊急用電気品建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、緊急用電気品建屋（地下階）の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-100に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表3.14-100 想定する環境条件及び荷重条件（緊急用高圧母線2F系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 断裂設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 断裂設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 断裂設計の基本方針」に示す。）																
風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-101 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-101 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用高圧母線 2G 系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は、原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-102 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-102 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用動力変圧器 2G 系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、原子炉補助建屋 T. P. 17.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.99 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.99 想定する環境条件及び荷重条件(代替所内電気設備変圧器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備名称の相違（代替所内電気設備） 設置場所の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「I.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>e. 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は、原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-103 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 3.14-103 想定する環境条件及び荷重条件（緊急用低圧母線 2G 系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、原子炉補助建屋 T.P. 17.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14. 100 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 2.14. 100 想定する環境条件及び荷重条件（代替所内電気設備分電盤）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋 T.P. 24.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14. 101 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 2.14. 101 想定する環境条件及び荷重条件（代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>															
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は、原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-104に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-104 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2G 系)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
	<p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-105に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-105 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2C 系)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-106に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-106 想定する環境条件及び荷重条件（緊急用交流電源切替盤 2D 系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-107に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-107 想定する環境条件及び荷重条件（非常用高圧母線 2C 系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）																												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<p>j. 非常用高圧母線2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線2D系は、原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-108に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">表3.14-108 想定する環境条件及び荷重条件(非常用高圧母線2D系)</td> </tr> <tr> <td>環境条件等</td> <td>対応</td> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度、放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の大気による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を湛水する系統への影響</td> <td>海水を湛水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.4.2 施設設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）、積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </table> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備で、操作が必要な緊急用高圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系については、中央制御室又は設置場所で容易に操作可能な設計とする。 なお、緊急用高圧母線2F系の遮断器は自動投入するが、中央制御室又は設置場所においても容易に操作可能な設計とする。 表3.14-109～112に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	表3.14-108 想定する環境条件及び荷重条件(非常用高圧母線2D系)		環境条件等	対応	温度・圧力・湿度、放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の大気による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を湛水する系統への影響	海水を湛水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.4.2 施設設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）、積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作が必要な燃料油設備の各機器並びに代替非常用発電機、可搬型代替電源車及び代替所内電気設備分電盤の各遮断器については、中央制御室又は設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14.102～108に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>記載表現の相違 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
表3.14-108 想定する環境条件及び荷重条件(非常用高圧母線2D系)																				
環境条件等	対応																			
温度・圧力・湿度、放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																			
屋外の大気による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																			
海水を湛水する系統への影響	海水を湛水することはない。																			
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.4.2 施設設計の基本方針」に示す。）。																			
風（台風）、積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																			
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																			

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																												
	<p>表3.14-100 操作対象機器 (ガスタービン発電機を緊急用低圧母線2D系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)</td><td>切→入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>-</td><td>操作不要(自動投入)</td><td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)</td><td>切→入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>-</td><td>操作不要(自動投入)</td><td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G</td><td>入</td><td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D</td><td>入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-110 操作対象機器 (ガスタービン発電機を非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)</td><td>切→入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>-</td><td>操作不要(自動投入)</td><td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)</td><td>切→入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>-</td><td>操作不要(自動投入)</td><td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G用)</td><td>切→入</td><td>緊急用電気品建屋地下1階</td><td>-</td><td>操作不要(自動投入)</td><td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G</td><td>入</td><td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>-</td><td>操作不要</td><td></td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C</td><td>入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>-</td><td>操作不要</td><td></td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D</td><td>入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)</td><td>-</td><td>操作不要</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	切→入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属 棟内)	-	操作不要		460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	-	操作不要		460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	-	操作不要		<p>表2.14.102 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.103 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-燃料油サービスタンク入口弁 又は B-燃料油サービスタンク入口弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-燃料油サービスタンク油面制御弁 又は B-燃料油サービスタンク油面制御弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td><td>切→入</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー マンホール</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.104 操作対象機器 (燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク(SA)給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は						B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は						B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービスタンク入口弁 又は B-燃料油サービスタンク入口弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービスタンク油面制御弁 又は B-燃料油サービスタンク油面制御弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切→入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリー マンホール	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク(SA)給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	切→入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																										
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属 棟内)	-	操作不要																																																																																																																																																																																																											
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	-	操作不要																																																																																																																																																																																																											
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属 棟内)	-	操作不要																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																										
A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																											
A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は																																																																																																																																																																																																															
B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は																																																																																																																																																																																																															
B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																										
燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																											
燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																											
A-燃料油サービスタンク入口弁 又は B-燃料油サービスタンク入口弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																											
A-燃料油サービスタンク油面制御弁 又は B-燃料油サービスタンク油面制御弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																											
A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切→入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																											
可搬型タンクローリー マンホール	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																										
燃料タンク(SA)給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																											
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																								
	<p>表 3.14-111 操作対象機器 (電源車を緊急用低圧母線 3C系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-26遮断器 (遮断車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>入 → 切</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>入 → 切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-112 操作対象機器 (電源車を非常用高圧母線 3C系及び非常用高圧母線 3D系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-26遮断器 (遮断車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>入</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>—</td><td>操作不要</td><td></td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>切</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>—</td><td>操作不要</td><td></td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>—</td><td>操作不要</td><td></td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26</td><td>切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>—</td><td>操作不要</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ6-26遮断器 (遮断車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入 → 切	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入 → 切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切 → 入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ6-26遮断器 (遮断車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要		460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要		460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要		460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要		<p>表 2.14.105 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.106 操作対象機器 (代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A一代替非常用発電機及びB一代替非常用発電機</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (3号炉東側 32m エリア)</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>設置場所からの手動投入操作も可能</td></tr> <tr> <td>遮断器</td><td>切 → 入</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.107 操作対象機器 (可搬型代替電源車～A～可搬型代替電源接続盤又はB～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td><td>発電機停止 →運転</td><td>屋外 (3号炉東側 32m エリア)</td><td>屋外 (3号炉東側 32m エリア)</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr> <td>遮断器</td><td>切 → 入</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.108 操作対象機器 (代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤遮断器</td><td>切 → 入</td><td>原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A一代替非常用発電機及びB一代替非常用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア)	中央制御室	操作器操作	設置場所からの手動投入操作も可能	遮断器	切 → 入	—	—	—	—	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型代替電源車	発電機停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア)	操作器操作		遮断器	切 → 入	—	—	—	—	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	代替所内電気設備分電盤遮断器	切 → 入	原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m	原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m	操作器操作		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
6.9kV メタクラ6-26遮断器 (遮断車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入 → 切	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入 → 切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切 → 入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
6.9kV メタクラ6-26遮断器 (遮断車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
6.9kV メタクラ6-26遮断器 (6.9kV メタクラ6-26用)	切 → 入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要																																																																																																																																																																							
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要																																																																																																																																																																							
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要																																																																																																																																																																							
460V 原子炉建屋交流電源切替盤 26	切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	—	操作不要																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																							
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
A一代替非常用発電機及びB一代替非常用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア)	中央制御室	操作器操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																						
遮断器	切 → 入	—	—	—	—																																																																																																																																																																						
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
可搬型代替電源車	発電機停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア)	操作器操作																																																																																																																																																																							
遮断器	切 → 入	—	—	—	—																																																																																																																																																																						
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
代替所内電気設備分電盤遮断器	切 → 入	原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m	原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m	操作器操作																																																																																																																																																																							

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 また、代替非常用発電機は2台同期運転が可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設置場所でのディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 また、代替非常用発電機は2台同期運転が可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設置場所でのディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>f. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク（SA）まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤 代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>b. 緊急用高圧母線 2F 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、ガスタービン発電機起動時に自動投入されるため、重大事故等時に操作を必要としない。なお、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作も可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 緊急用高圧母線2G系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>d. 緊急用動力変圧器2G系 代替所内電気設備の緊急用動力変圧器2G系は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>e. 緊急用低圧母線2G系 代替所内電気設備の緊急用低圧母線2G系は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>f. 緊急用交流電源切替盤2G系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>g. 緊急用交流電源切替盤2C系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2C系は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
	<p>g. 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は操作不要である。 (57-2, 57-4)</p> <p>h. 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。 (57-2, 57-4)</p>		<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>j. 非常用高圧母線 2D 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D 系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号) (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機は、表 2.14.109 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
		<p>b. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、表 2.14.110 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p style="text-align: center;">表 2.14.110 可搬型代替電源車の試験及び検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.111に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔壁弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.111 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																							
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																							
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.112 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14.112 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）		
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.113 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14.113 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>f. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、表2.14.114に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能のように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能のようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.114 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認													
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認													
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、表3.14-113に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-113 ガスタービン発電機接続盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中															

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>b. 緊急用高圧母線2F系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線2F系は、表3.14-114に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線2F系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-114 緊急用高圧母線2F系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）									
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
	<p>c. 緊急用高圧母線2G系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系は、表3.14-115に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線2G系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-115 緊急用高圧母線2G系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）									
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
	<p>d. 緊急用動力変圧器2G系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用動力変圧器2G系は、表3.14-116に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用動力変圧器2G系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-116 緊急用動力変圧器2G系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、表2.14.115に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.115 代替所内電気設備変圧器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>e. 緊急用低圧母線2G系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用低圧母線2G系は、表3.14-117に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用低圧母線2G系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-117 緊急用低圧母線2G系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、表2.14.116に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14.116 代替所内電気設備分電盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中 又は 停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																				
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																				
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																				
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																				
発電用原子炉の状態	項目	内容																				
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																				
外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					
	<p>f. 緊急用交流電源切替盤2G系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系は、表3.14-118に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤2G系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-118 緊急用交流電源切替盤2G系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表2.14.117に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14.117 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中 又は 停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																				
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																				
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																				
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																				
発電用原子炉の状態	項目	内容																				
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																				
外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は、表 3.14-119 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤 2C 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-119 緊急用交流電源切替盤 2C 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は、表 3.14-120 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤 2D 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-120 緊急用交流電源切替盤 2D 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	<p>i. 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、表 3.14-121 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>非常用高圧母線 2C 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-121 非常用高圧母線 2C 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

第57条 電源設備

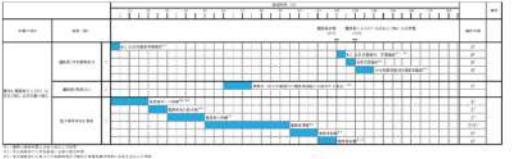
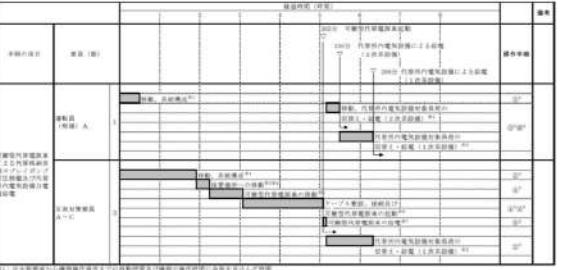
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>j. 非常用高圧母線2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線2D系は、表3.14-122に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。非常用高圧母線2D系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-122 非常用高圧母線2D系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 代替所内電気設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、代替所内電気設備は遮断器を設けることにより通常時の系統構成から遮断器操作により速やかな切替えが可能な設計とする。 切替え操作の対象機器は表3.14-109～112と同様である。 これにより図3.14-42及び図3.14-43で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 代替所内電気設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、代替所内電気設備は遮断器を設けることにより通常時の系統構成から遮断器操作により速やかな切替えが可能な設計とする。 切替え操作の対象機器は表2.14.102～108と同様である。 これにより、図2.14.42～48で示すタイムチャートのとおり速やかに電源供給が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容												
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認												
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 3.14-42 電源車による緊急用低圧母線 26 系受電のタイムチャート*</p>  <p>図 3.14-43 ガスタービン発電機による緊急用低圧母線 26 系受電のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>		 <p>図 2.14.42 代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）のタイムチャート*</p>  <p>図 2.14.43 代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）のタイムチャート*</p> <p>*：1. 本装置運転中の操作時間は、各操作時間の合計を示す。各操作時間は、各操作時間の合計を示す。 2. 本装置運転中の操作時間は、各操作時間の合計を示す。 3. 本装置運転中の操作時間は、各操作時間の合計を示す。 4. 本装置運転中の操作時間は、各操作時間の合計を示す。 5. 本装置運転中の操作時間は、各操作時間の合計を示す。 6. 本装置運転中の操作時間は、各操作時間の合計を示す。</p>	タイムチャートの相違

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p>図2.14.45 ディーゼル発電機燃料油貯槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート (ディーゼル発電機燃料油送ボンプ使用時)*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯槽からの燃料油供給</td> <td>160分</td> <td></td> <td></td> <td>操作手順</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーへの燃料油供給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 可搬型タンクローリーの移動時間は1号が西側3mエリア及び2号が東側3mエリア(b)。 ※2: 1号の移動時間は双方が壁側である。2号の移動時間は双方が壁側である。 ※3: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号が西側3mエリアに直角に搬入管路横断部までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間。 ※4: 2号の移動時間として、2号が東側3mエリアに直角に搬入管路横断部までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間。 ※5: 可搬型タンクローリーの燃料油送ボンプによる燃料油供給時間として、3号が搬入管路横断部までを想定した移動時間。 ※6: 可搬型タンクローリーの燃料油送ボンプによる燃料油供給時間として、作業時間間に余裕を見込んだ時間。 ※7: 中央部搬入から機器操作車までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。 ※8: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。</p>	経過時間(時間)				備考	1	2	3	4	ディーゼル発電機燃料油貯槽からの燃料油供給	160分			操作手順	可搬型タンクローリーへの燃料油供給					タイムチャートの相違
経過時間(時間)				備考																		
1	2	3	4																			
ディーゼル発電機燃料油貯槽からの燃料油供給	160分			操作手順																		
可搬型タンクローリーへの燃料油供給																						

図2.14.45 ディーゼル発電機燃料油貯槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート
(ディーゼル発電機燃料油送ボンプ使用時)*

経過時間(時間)				備考
1	2	3	4	
燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給	105分			操作手順
移動時間				
可搬型タンクローリーの移動時間				
ホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間				
ホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間				
可搬型タンクローリーの燃料油送ボンプによる燃料油供給時間				

※1: 可搬型タンクローリーの移動時間は1号が西側3mエリア及び2号が東側3mエリア(a)。
※2: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号が西側3mエリアに直角に搬入管路横断部までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間。
※3: 2号の移動時間として、2号が東側3mエリアに直角に搬入管路横断部までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間。
※4: 可搬型タンクローリーの燃料油送ボンプによる燃料油供給時間として、3号が搬入管路横断部までを想定した移動時間。
※5: 中央部搬入から機器操作車までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。
※6: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。

図2.14.46 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*

経過時間(時間)				備考
1	2	3	4	
燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給	105分			操作手順
移動時間				
可搬型タンクローリーの移動時間				
ホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間				
ホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間				
可搬型タンクローリーの燃料油送ボンプによる燃料油供給時間				

※1: 可搬型タンクローリーの移動時間は1号が西側3mエリア及び2号が東側3mエリア(a)。
※2: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号が西側3mエリアに直角に搬入管路横断部までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間。
※3: 2号の移動時間として、2号が東側3mエリアに直角に搬入管路横断部までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間間に余裕を見込んだ時間。
※4: 可搬型タンクローリーの燃料油送ボンプによる燃料油供給時間として、3号が搬入管路横断部までを想定した移動時間。
※5: 中央部搬入から機器操作車までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。
※6: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間。

図2.14.47 可搬型タンクローリーによる可搬型代替電源車への燃料補給のタイムチャート*

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、表 3.14-123 に示すように、ガスター ピン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G 系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、通常 時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮 断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交 流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高 圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、重大事故等時に遮断器 操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>図 2.14.48 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート</p> <p>* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	<p>タイムチャートの相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p>表3.14～123 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th><th>系統隔離</th><th>駆動方式</th><th>状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E-1用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E-2用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 2G (代替所内電気設備側)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 3C (代替所内電気設備側)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 2D (代替所内電気設備側)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E-1用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E-2用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 2G (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 3C (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 2D (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	<p>表2.14,118_他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th><th>系統隔離</th><th>駆動方式</th><th>状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>6-A メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>A計装用インバータ 交流電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>B計装用インバータ 交流電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>C計装用インバータ 交流電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>D計装用インバータ 交流電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>B-アニュラス空気淨化ファン 電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td><td>A-ディーゼル発電機燃料移送ボンブ電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td><td>B-ディーゼル発電機燃料移送ボンブ電源切換装置</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>A-可搬型代替電源接続盤</td><td>手動</td><td>通常時切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B-可搬型代替電源接続盤</td><td>手動</td><td>通常時切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1</td><td>手動</td><td>通常時閉止</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1</td><td>手動</td><td>通常時閉止</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1</td><td>手動</td><td>通常時閉止</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>手動</td><td>通常時閉止</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td><td>代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)</td><td>手動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td><td>燃料タンク (SA) 給油口</td><td>手動</td><td>通常時閉止</td></tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用所内電気設備	6-A メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	A計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切	非常用所内電気設備	B計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切	非常用所内電気設備	C計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切	非常用所内電気設備	D計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切	非常用所内電気設備	CV水素濃度計電源盤	手動	通常時切	非常用所内電気設備	B-アニュラス空気淨化ファン 電源切換装置	手動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	A-ディーゼル発電機燃料移送ボンブ電源切換装置	手動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	B-ディーゼル発電機燃料移送ボンブ電源切換装置	手動	通常時切	非常用交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1	手動	通常時閉止	非常用交流電源設備	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1	手動	通常時閉止	非常用交流電源設備	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1	手動	通常時閉止	非常用交流電源設備	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)	手動	通常時切	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止	設備、運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E-1用)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E用)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E-2用)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2E用)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 2G (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 3C (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替装置 2D (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																																												
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																												
非常用所内電気設備	6-A メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	A計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	B計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	C計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	D計装用インバータ 交流電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	CV水素濃度計電源盤	手動	通常時切																																																																																																												
非常用所内電気設備	B-アニュラス空気淨化ファン 電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
可搬型代替交流電源設備	A-ディーゼル発電機燃料移送ボンブ電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
可搬型代替交流電源設備	B-ディーゼル発電機燃料移送ボンブ電源切換装置	手動	通常時切																																																																																																												
非常用交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																												
非常用交流電源設備	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																												
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1	手動	通常時閉止																																																																																																												
非常用交流電源設備	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1	手動	通常時閉止																																																																																																												
非常用交流電源設備	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口1	手動	通常時閉止																																																																																																												
非常用交流電源設備	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)	手動	通常時切																																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止																																																																																																												
	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14～109～112に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.6.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2.14,102～108に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉辅助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>2.14.2.5.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p>	<p>操作場所の相違</p>																																																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.2 容量等</u> 」に示す。	(ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.2 容量等</u> 」に示す。 a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、重大事故等時に必要な容量約 340kW に余裕を考慮し、約 1,380kW／台（力率 0.8 において約 1,725kVA／台）を 2 台有する設計とし、約 2,760kW を確保する設計とする。 (57-5) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 182.3kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。 (57-5) c. 燃料タンク（SA） 代替所内電気設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。 (57-5) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約 26kL/h／台、吐出圧力約 0.3MPa 及び原動機出力約 11kW／台を 2 台有する設計とする。 (57-5)	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
	a. ガスタービン発電機接続盤 代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機 1 台が接続可能であることから、ガスタービン発電機 1 台の定格電流である約 377A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
	b. 緊急用高圧母線 2F 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機 2 台が接続可能であることから、ガスタービン発電機 2 台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系 代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は、重大事故等時に必要な容量約 340kVA に余裕を考慮し、約 750kVA を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>e. 緊急用低圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系のうち、460V バワーセンタにおいては、重大事故等時に必要な容量約 942A に対し、余裕を有する定格電流である約 3,000A を有する設計とし、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタにおいては、重大事故等時に必要な容量約 289A に対し、余裕を有する定格電流である約 800A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系 対象外である。</p> <p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系 対象外である。</p> <p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 対象外である。</p> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p>		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>j. 非常用高圧母線2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線2D系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約754Aに対し、余裕を有する定格電流である約1,200Aを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.6.3 項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>j. 非常用高圧母線2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線2D系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約754Aに対し、余裕を有する定格電流である約1,200Aを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、2.14.2.5.3 項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備、運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2.14.2.5.5.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型代替電源車は、代替非常用発電機が使用できない場合、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源供給する。</p> <p>必要となる負荷は、重大事故等時に必要な容量約340kWに余裕を考慮し、約2,200kVA(1,760kW)/台の可搬型代替電源車が1台必要である。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機又は可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機又は可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の接続が必要な可搬型代替電源車ケーブル及び可搬型タンクローリー・ホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表2.14.119～122に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>表2.14.119 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A～可搬型代替電源接続盤又はB～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>A～可搬型代替電源接続盤又はB～可搬型代替電源接続盤</td> <td>屋外（3号炉西側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.120 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.121 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ サンプリングライン</td> <td>屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m</td> <td>雌手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.122 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>燃料タンク(SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A～可搬型代替電源接続盤又はB～可搬型代替電源接続盤	屋外（3号炉西側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	雌手接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型代替電源車	A～可搬型代替電源接続盤又はB～可搬型代替電源接続盤	屋外（3号炉西側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	雌手接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>a. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 代替所内電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。 代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.119～122と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備のうち、可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ電源供給する系統並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）から代替非常用発電機又は可搬型代替電源車まで燃料を移送する設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.123で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>表 2.14.123 代替所内電気設備の多様性及び位置の分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用交流電源設備 ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td> <td>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機 <屋外（3号炉東側 32m エリア）></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線（6-A）電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線（6-B）電路</td> <td>代替非常用発電機～非常用高圧母線（6-A） 及び非常用高圧母線（6-B）電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>非常用交流電源設備 ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>常設代替交流電源設備 ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17.8m> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> <td>代替非常用発電機（発電機搭載燃料） <屋外> 燃料タンク（SA） <屋外> 可搬型代替電源車（車載燃料） <屋外> 可搬型タンクローリー <屋外（1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア）> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機 <屋外（3号炉東側 32m エリア）>	電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線（6-A）電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線（6-B）電路	代替非常用発電機～非常用高圧母線（6-A） 及び非常用高圧母線（6-B）電路	電源供給先	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	燃料源	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	常設代替交流電源設備 ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17.8m> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	代替非常用発電機（発電機搭載燃料） <屋外> 燃料タンク（SA） <屋外> 可搬型代替電源車（車載燃料） <屋外> 可搬型タンクローリー <屋外（1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア）> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																									
電源	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機 <屋外（3号炉東側 32m エリア）>																									
電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線（6-A）電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線（6-B）電路	代替非常用発電機～非常用高圧母線（6-A） 及び非常用高圧母線（6-B）電路																									
電源供給先	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>																									
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																									
燃料源	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	常設代替交流電源設備 ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>																									
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17.8m> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	代替非常用発電機（発電機搭載燃料） <屋外> 燃料タンク（SA） <屋外> 可搬型代替電源車（車載燃料） <屋外> 可搬型タンクローリー <屋外（1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア）> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>3.14.3.1.1 設備概要</p> <p>非常用交流電源設備は、外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「非常用ディーゼル発電機」及び「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機」並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料を保管する「軽油タンク」並びに非常用ディーゼル発電機近傍で燃料を保管する「非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク」及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機近傍で燃料を保管する「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク」並びに軽油タンクから非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクに燃料を補給する「非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ」及び軽油タンクから高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクに燃料を補給する「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ」並びに非常用所内電気設備として電路を構成する「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「非常用高圧母線2H系」で構成する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系の電源喪失を検出し、自動起動することで、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系に電源を供給する。非常用ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクから非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクに非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で供給され、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクから自重で非常用ディーゼル発電機に供給される。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、非常用高圧母線2H系の電源喪失を検出し、自動起動することで、非常用高圧母線2H系に電源を供給する。高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクから高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で供給され、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクから自重で高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に供給される。</p>	<p>2.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>2.14.3.1.1 設備概要</p> <p>非常用交流電源設備は、外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「ディーゼル発電機」、ディーゼル発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」、ディーゼル発電機近傍で燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油サービスタンク」及びディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクに燃料を補給する「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」、並びに非常用所内電気設備として電路を構成する「非常用高圧母線(6-A)」及び「非常用高圧母線(6-B)」で構成する。</p> <p>ディーゼル発電機は、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の電源喪失を検出し、自動起動することで、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)に電源を供給する。ディーゼル発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクにディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて自動で供給され、ディーゼル発電機燃料油サービスタンクから自重でディーゼル発電機に供給される。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <p>・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

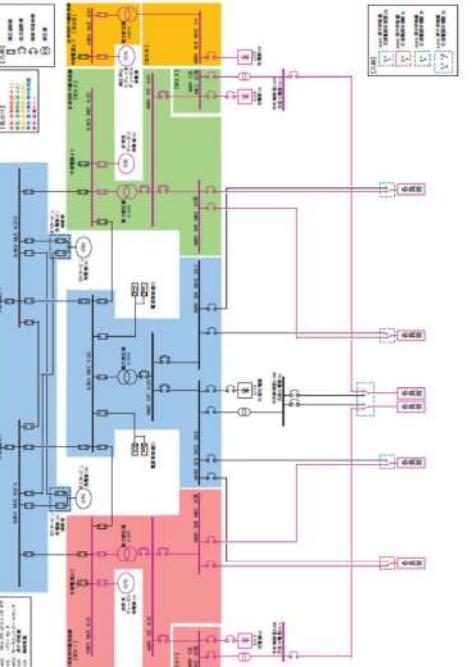
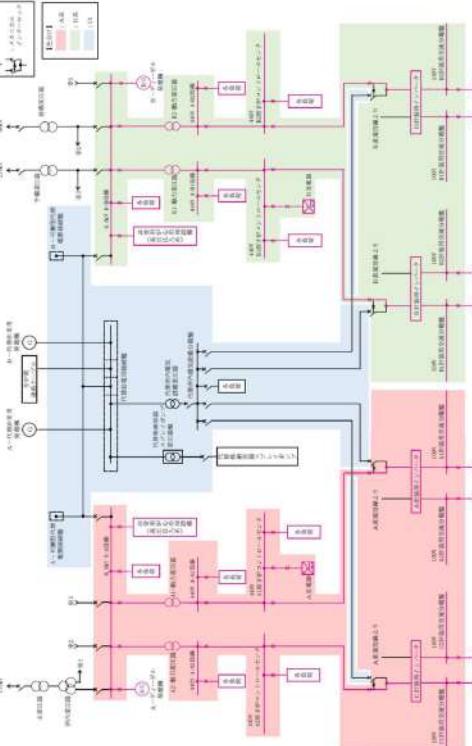
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)、高圧窒素ガス供給系(非常用)、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)、低圧代替注水系(可搬型)、残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)、残留熱除去系(サブレッショングブル水冷却モード)、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)、計装設備及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-44及び図3.14-45に、本系統に関する重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧を表3.14-124に示す。</p> <p>本系統は設計基準事故対処設備であるとともに、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置づける。</p>	<p>非常用交流電源設備のうちディーゼル発電機は、原子炉出力抑制(自動)、原子炉出力抑制(手動)、ほう酸水注入、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ、余熱除去設備、低圧注入系、格納容器内自然対流冷却、原子炉格納容器下部への注水、水素濃度制御設備、水素濃度監視設備、アニュラス空気浄化設備による水素排出、アニュラス部の水素濃度監視、使用済燃料ビットの監視、計測制御装置、中央制御室空調装置、可搬型照明(SA)、放射性物質の濃度低減、通信連絡設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.49～50に、本系統に関する重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧を表2.14.124に示す。</p> <p>本系統は設計基準事故対処設備であるとともに、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置づける。</p>	<p>設備名称の相違(D/G) 炉型による給電対象設備の相違 ・D/Gから電源を供給する設備の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

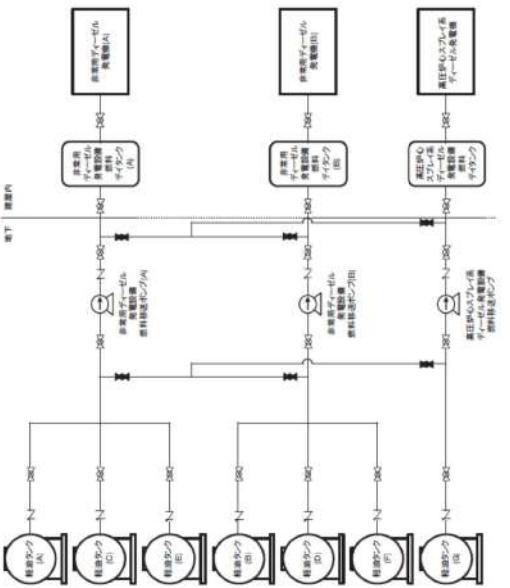
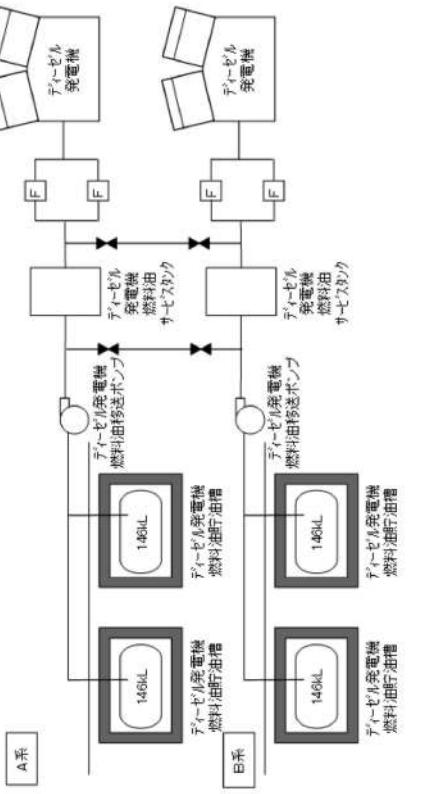
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-44 非常用交流電源設備系統図</p>	 <p>図2.14.49 非常用交流電源設備系統図</p>	<p>炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-45 非常用交流電源設備系統図 (非常用ディーゼル発電設備及び高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送系)</p>	 <p>図2.14.50 非常用交流電源設備系統図 (ディーゼル発電機)</p>	<p>炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表3.14-124 非常用交流電源設備に関する重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>非常用ディーゼル発電機^{*1}【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電機【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料ディータンク^{*2}【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディータンク【常設】 軽油タンク^{*3}【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ^{*4}【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>非常用ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2C系^{*5}及び非常用高圧母線2D系^{*6}電路【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2D^{*7}高壓母線【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{*8}</td><td>6-2C母線電圧 6-2D母線電圧【常設】 6-2D母線電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機(A)及び非常用ディーゼル発電機(B)により構成される。 *2：非常用ディーゼル発電設備燃料ディータンクは、非常用ディーゼル発電設備燃料ディータンク(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料ディータンク(B)により構成される。 *3：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)，非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)，非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)，非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)，非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)，非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *4：非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。 *5：非常用高圧母線2C系は、6.9kVメタクラ6-2Cにより構成される。 *6：非常用高圧母線2D系は、6.9kVメタクラ6-2Dにより構成される。 *7：非常用高圧母線2D系は、6.9kVメタクラ6-2Dにより構成される。 *8：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	非常用ディーゼル発電機 ^{*1} 【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電機【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料ディータンク ^{*2} 【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディータンク【常設】 軽油タンク ^{*3} 【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ^{*4} 【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ【常設】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】	電路	非常用ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2C系 ^{*5} 及び非常用高圧母線2D系 ^{*6} 電路【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2D ^{*7} 高壓母線【常設】	計装設備（補助） ^{*8}	6-2C母線電圧 6-2D母線電圧【常設】 6-2D母線電圧【常設】	<p>表2.14.124 非常用交流電源設備に関する重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>ディーゼル発電機^{*1}【常設】 ディーゼル発電機燃料油サービスタンク^{*2}【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽^{*3}【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*4}【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>ディーゼル発電機^{*5}～非常用高圧母線(6-A)^{*6}及び非常用高圧母線(6-B)^{*7}電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{*8}</td><td>6-A母線電圧 6-B母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。 *3：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *4：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *5：非常用高圧母線(6-A)は、6-Aメタクラにより構成される。 *6：非常用高圧母線(6-B)は、6-Bメタクラにより構成される。 *7：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ディーゼル発電機 ^{*1} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ^{*2} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{*3} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*4} 【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】	電路	ディーゼル発電機 ^{*5} ～非常用高圧母線(6-A) ^{*6} 及び非常用高圧母線(6-B) ^{*7} 電路【常設】	計装設備（補助） ^{*8}	6-A母線電圧 6-B母線電圧	<p>設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	非常用ディーゼル発電機 ^{*1} 【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電機【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料ディータンク ^{*2} 【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディータンク【常設】 軽油タンク ^{*3} 【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ^{*4} 【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】																										
電路	非常用ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2C系 ^{*5} 及び非常用高圧母線2D系 ^{*6} 電路【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2D ^{*7} 高壓母線【常設】																										
計装設備（補助） ^{*8}	6-2C母線電圧 6-2D母線電圧【常設】 6-2D母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	ディーゼル発電機 ^{*1} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ^{*2} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{*3} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*4} 【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】																										
電路	ディーゼル発電機 ^{*5} ～非常用高圧母線(6-A) ^{*6} 及び非常用高圧母線(6-B) ^{*7} 電路【常設】																										
計装設備（補助） ^{*8}	6-A母線電圧 6-B母線電圧																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機 エンジン 種類：4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関 台数：2 出力：約 6,100kW (1台当たり) 回転数：500rpm 起動方式：圧縮空気起動 起動時間：約 10秒 使用燃料：軽油</p> <p>発電機 種類：横軸回転界磁三相同期発電機 台数：2 容量：約 7,625kVA (1台当たり) 力率：0.80 (遅れ) 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 回転数：500rpm 取付箇所：原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)</p> <p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 エンジン 種類：4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関 台数：1 出力：約 3,000kW 回転数：1,000rpm 起動方式：圧縮空気起動 起動時間：約 13秒 使用燃料：軽油</p> <p>発電機 種類：横軸回転界磁三相同期発電機 台数：1 容量：約 3,750kVA 力率：0.80 (遅れ) 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 回転数：1,000rpm 取付箇所：原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)</p>	<p>2.14.3.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ディーゼル発電機 エンジン 型式：4サイクルたて形 16気筒ディーゼル機関 台数：2 出力：約 5,600kW (1台当たり) 回転速度：約 750min⁻¹ 起動方式：圧縮空気起動 起動時間：約 10秒 使用燃料：軽油</p> <p>発電機 型式：横置・回転界磁形・三相同期発電機 台数：2 容量：約 7,000kVA (1台当たり) 力率：0.8 (遅れ) 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 回転速度：約 750min⁻¹ 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 記載表現の相違 ・女川：種類、回転数、横軸回転界磁—泊：型式、回転速度、横置・回転界磁形</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク 種類：たて置円筒形 容量：約 20m³ (1基当たり) 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：45°C 基 数：2 取付箇所：原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)</p> <p>(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク 種類：たて置円筒形 容量：約 14m³ 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：45°C 基 数：1 取付箇所：原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)</p> <p>(5) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基 数：6 (1系列につき3基) ：1 (1系列につき1基) 容量：約 110kL (1基当たり) ：約 170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p> <p>(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 種類：スクリュー式 台数：2 容量：約 4.0m³/h (1台当たり) 全圧力：約 0.5MPa 最高使用温度：66°C 原動機出力：約 2.2kW (1台当たり) 取付箇所：屋外</p> <p>(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 種類：スクリュー式 台数：1 容量：約 4.0m³/h (1台当たり) 全圧力：約 0.5MPa 最高使用温度：66°C 原動機出力：約 2.2kW (1台当たり) 取付箇所：屋外</p>	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク 型式：たて置円筒形 容量：約 13kL (1基当たり) 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：50°C 基 数：1 取付箇所：周辺機棟 T.P. 17.8m</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基 数：4 容量：約 146kL (1基当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 型式：歯車形 台数：2 容量：約 26kL/h (1台当たり) 吐出圧力：約 0.3MPa [gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約 11kW (1台当たり) 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p>	<p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p> <p>記載表現の相違 ・女川：種類→泊：型式</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク及び非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものとする。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機</p> <p>非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機は、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-125に示す設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="718 1111 1212 1365"> <caption>表3.14-125 想定する環境条件及び荷重条件（非常用ディーゼル発電機）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 1.1.2 地震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「1.3 重大事故等対処設備」に示す基本方針のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備のディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものとする。</p> <p>(1) ディーゼル発電機</p> <p>非常用交流電源設備のディーゼル発電機は、ディーゼル発電機建屋T.P.10.3mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.14.125に示す設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1280 1111 1796 1397"> <caption>表2.14.125 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 1.1.2 地震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 1.1.2 地震設計の基本方針 」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 1.1.2 地震設計の基本方針 」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>非常用交流電源設備の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-126に示す設計とする。</p> <p>表3.14-126 想定する環境条件及び荷重条件 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク</p> <p>非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-127に示す設計とする。</p> <p>表3.14-127 想定する環境条件及び荷重条件 (非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク</p> <p>非常用交流電源設備のディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、周辺補機棟T.P.17.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、周辺補機棟内の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.14.126に示す設計とする。</p> <p>表2.14.126 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油サービスタンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備) 設備名称の相違 (D/G) 設置場所の相違</p>															
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク 非常用交流電源設備の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-128に示す設計とする。</p> <p>表3.14-128 想定する環境条件及び荷重条件 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 軽油タンク 非常用交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-129に示す設計とする。</p> <p>表3.14-129 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
		<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 非常用交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.127に示す設計とする。</p> <p>表2.14.127 想定する環境条件及び荷重条件(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備名称の相違（燃料油貯油槽）														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-130に示す設計とする。</p> <p>表3.14-130 想定する環境条件及び荷重条件 (非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水封鎖及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地面上に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水封鎖及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地面上に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 非常用交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.128に示す設計とする。</p> <p>表2.14.128 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水封鎖及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地面上に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用交流電源設備の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-131に示す設計とする。</p> <p>表3.14-131 想定する環境条件及び荷重条件 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水封鎖及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地面上に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水封鎖及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地面上に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水封鎖及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地面上に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>また、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク、軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは操作不要並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は中央制御室及び設置場所にて操作可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>また、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは操作不要並びにディーゼル発電機は中央制御室及び設置場所にて操作可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>																												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料タンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能、外観の確認及び分解が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.2 非常用直流電源設備</p> <p>3.14.3.2.1 設備概要</p> <p>通常用直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V蓄電池2A」、「125V蓄電池2B」及び「125V蓄電池2H」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V充電器2A」、「125V充電器2B」及び「125V充電器2H」で構成する。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから重大事故等対処設備に8時間電源供給を行い、並びに125V蓄電池2Hから重大事故等対処設備（設計基準拡張）に8時間電源供給を行う。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-46に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-132に示す。</p> <p>本系統は設計基準事故対処設備であるとともに、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bを重大事故等対処設備として位置づけ、また、125V蓄電池2H及び125V充電器2Hを想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 3.14-46 非常用直流電源設備系統図</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表3.14-132 非常用直流電源設備に関する重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>125V蓄電池 2A【常設】 125V蓄電池 2B【常設】 125V蓄電池 2H【常設】 125V充電器 2A【常設】 125V充電器 2B【常設】 125V充電器 2H【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>125V蓄電池 2A 及び 125V充電器 2A ～125V直流水母線盤 2A 及び 125V直流水母線盤 2A-1 電路【常設】 125V蓄電池 2B 及び 125V充電器 2B ～125V直流水母線盤 2B 及び 125V直流水母線盤 2B-1 電路【常設】 125V蓄電池 2H 及び 125V充電器 2H ～125V直流水母線盤 2H 電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td><td>125V直流水母線 2A 電圧【常設】 125V直流水母線 2B 電圧【常設】 125V直流水母線 2A-1 電圧【常設】 125V直流水母線 2B-1 電圧【常設】 HPCS 125V直流水母線電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V蓄電池 2A【常設】 125V蓄電池 2B【常設】 125V蓄電池 2H【常設】 125V充電器 2A【常設】 125V充電器 2B【常設】 125V充電器 2H【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V蓄電池 2A 及び 125V充電器 2A ～125V直流水母線盤 2A 及び 125V直流水母線盤 2A-1 電路【常設】 125V蓄電池 2B 及び 125V充電器 2B ～125V直流水母線盤 2B 及び 125V直流水母線盤 2B-1 電路【常設】 125V蓄電池 2H 及び 125V充電器 2H ～125V直流水母線盤 2H 電路【常設】	計装設備（補助）*	125V直流水母線 2A 電圧【常設】 125V直流水母線 2B 電圧【常設】 125V直流水母線 2A-1 電圧【常設】 125V直流水母線 2B-1 電圧【常設】 HPCS 125V直流水母線電圧【常設】		設備、運用の相違（設計基準拡張）
設備区分	設備名														
主要設備	125V蓄電池 2A【常設】 125V蓄電池 2B【常設】 125V蓄電池 2H【常設】 125V充電器 2A【常設】 125V充電器 2B【常設】 125V充電器 2H【常設】														
附属設備	—														
燃料流路	—														
電路	125V蓄電池 2A 及び 125V充電器 2A ～125V直流水母線盤 2A 及び 125V直流水母線盤 2A-1 電路【常設】 125V蓄電池 2B 及び 125V充電器 2B ～125V直流水母線盤 2B 及び 125V直流水母線盤 2B-1 電路【常設】 125V蓄電池 2H 及び 125V充電器 2H ～125V直流水母線盤 2H 電路【常設】														
計装設備（補助）*	125V直流水母線 2A 電圧【常設】 125V直流水母線 2B 電圧【常設】 125V直流水母線 2A-1 電圧【常設】 125V直流水母線 2B-1 電圧【常設】 HPCS 125V直流水母線電圧【常設】														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A 個 数：1 電 壓：125V 容 量：約 8,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び 制御建屋地下中1階</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B 個 数：1 電 壓：125V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(3) 125V 蓄電池 2H 個 数：1 電 壓：125V 容 量：約 400Ah 取 付 箇 所：原子炉建屋地上中2階(原子炉建屋付属棟内)</p> <p>(4) 125V 充電器 2A 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(5) 125V 充電器 2B 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(6) 125V 充電器 2H 個 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 50A 取 付 箇 所：原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>3.14.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>非常用直流電源設備については、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>非常用直流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備については、設計基準事故時の直流電源供給機能を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備については、制御建屋地下2階、制御建屋地下1階、制御建屋地下中1階、原子炉建屋地上中2階（原子炉建屋付属棟内）及び原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう表3.14-133に示す設計とする。</p> <p>表3.14-133 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波に上りその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、非常用直流電源設備は操作不要である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波に上りその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（設計基準拡張）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																
風（台風）・積雪	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波に上りその機能が損なわれない設計とする。																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用直流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計とする。</p> <p>また、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V蓄電池2H、125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3 燃料補給設備</p> <p>3.14.3.3.1 設備概要</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇することを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>本設備は、燃料を保管する「軽油タンク」及び「ガスタービン発電設備軽油タンク」並びに軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を運搬する「タンクローリー」並びに流路である「非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁」、「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁」、「ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁」及び「ホース」で構成する。</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプII)は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</p> <p>本設備の概要図を図3.14-47及び図3.14-48に、本設備に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-134に示す。</p>	<p>2.14.3.2 燃料補給設備</p> <p>2.14.3.2.1 設備概要</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇することを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>本設備は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」並びに流路である「ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁」及び「ホース・接続口」で構成する。</p> <p>緊急時対策所用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの軽油の補給は、配管・弁類及びホースを用いる設計とする。</p> <p>本設備の概要図を図2.14.51～53に、本設備に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.129に示す。</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補給時に使用する配管・弁類の記載を追加した。 <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-47 燃料補給設備系統図 (軽油タンク)</p>	<p>図2.14-51 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油供給ポンプ(使用時))</p> <p>図2.14-52 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油供給ポンプ(使用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-48 燃料補給設備系統図 (ガスチーピング装置燃料タンク)</p>	<p>図2.14-53 燃料補給設備系統図 (燃料タンク (SA) 使用時)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表 3.14-134 燃料補給設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>軽油タンク*【常設】 ガスケーピン発電設備軽油タンク*【常設】 タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料源</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスケーピン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td>燃料補給先</td><td>タンクローリー 大容量送水ポンプ(タイプI)【可搬】 熱交換器ユニット【可搬】 可搬型蓄圧ガス供給装置【可搬】 大容量送水ポンプ(タイプII)【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 * 2 : ガスケーピン発電設備軽油タンクは、ガスケーピン発電設備軽油タンク(A)、ガスケーピン発電設備軽油タンク(B)及びガスケーピン発電設備軽油タンク(C)により構成される。</p>	設備区分	設備名	主要設備	軽油タンク*【常設】 ガスケーピン発電設備軽油タンク*【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料源	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスケーピン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	燃料補給先	タンクローリー 大容量送水ポンプ(タイプI)【可搬】 熱交換器ユニット【可搬】 可搬型蓄圧ガス供給装置【可搬】 大容量送水ポンプ(タイプII)【可搬】	電路	—	<p>表 2.14.129 燃料補給設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽*【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料源</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td></tr> <tr> <td>燃料補給先</td><td>可搬型タンクローリー 緊急時対策所用発電機 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1 - ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 A 2 - ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1 - ディーゼル発電機燃料油貯油槽 及びB 2 - ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A - ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 及びB - ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽*【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料源	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	燃料補給先	可搬型タンクローリー 緊急時対策所用発電機 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大容量海水送水ポンプ車	電路	—	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																														
主要設備	軽油タンク*【常設】 ガスケーピン発電設備軽油タンク*【常設】 タンクローリー【可搬】																														
附属設備	—																														
燃料源	—																														
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスケーピン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																														
燃料補給先	タンクローリー 大容量送水ポンプ(タイプI)【可搬】 熱交換器ユニット【可搬】 可搬型蓄圧ガス供給装置【可搬】 大容量送水ポンプ(タイプII)【可搬】																														
電路	—																														
設備区分	設備名																														
主要設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽*【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																														
附属設備	—																														
燃料源	—																														
燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																														
燃料補給先	可搬型タンクローリー 緊急時対策所用発電機 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大容量海水送水ポンプ車																														
電路	—																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.3.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 種類：横置円筒形 基数：4 容量：約146kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(2) 燃料タンク（SA） 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 種類：齒車形 台数：2 容量：約26kL/h（1台当たり） 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約11kW（1台当たり） 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) タンクローリー</p> <p>容　　量：約4.0kL（1台当たり） 使　用　燃　料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台　　数：2（予備1） 設　置　場　所：屋外 保　管　場　所：屋外 <small>（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</small></p>	<p>(4) 可搬型タンクローリー</p> <p>容　　量：約4kL（1台当たり） 使　用　燃　料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台　　数：2（予備2） 設　置　場　所：屋外 保　管　場　所：屋外 <small>（1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)）</small></p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p>3.14.3.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるがないよう、表3.14-135で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>燃料補給設備は、表3.14-136で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.14-135 燃料補給設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃料源</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>燃料補給設備</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク <屋内></td> <td>軽油タンク <屋外></td> </tr> <tr> <td>常用ディーゼル発電設備 燃料タンク <主任心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料タンク <いわゆる原子炉建屋地上部構 (原子炉建屋付属地内)></td> <td>ガステーピング発電設備軽油タンク <屋外></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料混浴</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外></td> <td>タンクローリー <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)</td> </tr> <tr> <td>高圧給水システムディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外></td> <td>高圧給水システムディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガステーピング発電設備軽油タンク <屋外></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3.14-136 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通要因内 地震</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>燃料補給設備</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属地内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に基準する可能性のない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波で機能維持可能な設計とすることで、基準津波が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機構及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.14.3.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。</p> <p>2.14.3.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるがないよう、表2.14.130で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>燃料補給設備は、表2.14.131で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.14.130 燃料補給設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃料源</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>燃料補給設備</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機構 T.P. 17.8m></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク(SA) <屋外></td> <td>可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料路路</td> <td></td> <td>可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) ></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2.14.131 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通要因内 地震</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>燃料補給設備</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.14.3.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.3.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備	軽油タンク <屋内>	軽油タンク <屋外>	常用ディーゼル発電設備 燃料タンク <主任心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料タンク <いわゆる原子炉建屋地上部構 (原子炉建屋付属地内)>	ガステーピング発電設備軽油タンク <屋外>	燃料混浴	非常用ディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外>	タンクローリー <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)	高圧給水システムディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外>	高圧給水システムディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外>		ガステーピング発電設備軽油タンク <屋外>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因内 地震	非常用交流電源設備	燃料補給設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属地内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に基準する可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波で機能維持可能な設計とすることで、基準津波が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機構及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機構 T.P. 17.8m>	燃料タンク(SA) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	燃料路路		可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) >	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>			項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因内 地震	非常用交流電源設備	燃料補給設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。		
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																			
燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備																																																																			
	軽油タンク <屋内>	軽油タンク <屋外>																																																																			
	常用ディーゼル発電設備 燃料タンク <主任心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料タンク <いわゆる原子炉建屋地上部構 (原子炉建屋付属地内)>	ガステーピング発電設備軽油タンク <屋外>																																																																			
燃料混浴	非常用ディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外>	タンクローリー <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)																																																																			
	高圧給水システムディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外>	高圧給水システムディーゼル発電設備 燃料送送ポンプ <いわゆる屋外>																																																																			
		ガステーピング発電設備軽油タンク <屋外>																																																																			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																			
共通要因内 地震	非常用交流電源設備	燃料補給設備																																																																			
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。																																																																			
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属地内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に基準する可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波で機能維持可能な設計とすることで、基準津波が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。																																																																			
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺機構及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																			
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																			
		設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																			
燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備																																																																			
	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺機構 T.P. 17.8m>																																																																			
	燃料タンク(SA) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																																																			
燃料路路		可搬型タンクローリー <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)) >																																																																			
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																																																																			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																			
共通要因内 地震	非常用交流電源設備	燃料補給設備																																																																			
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。																																																																			
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																			
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																			
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																			

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.14-137に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.14-138に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.14-139に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-137 想定する環境条件及び荷重条件（軽油タンク）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3.14-138 想定する環境条件及び荷重条件（ガスタービン発電設備軽油タンク）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.132～133に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.134に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア（b）に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.135に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表2.14.132 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 保管場所の相違</p>
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																											
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																											
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																											
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
		<p>表 2.14.133 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク（SA））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.134 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.135 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型タンクローリー）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、極留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、極留め等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																											
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																											
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																											
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、極留め等で固定可能な設計とする。																																											
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>表 3.14-140 操作対象機器 (軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(F)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS B-G軽油タンク 出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(B) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(D) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(F)軽油タンク(F) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS B-G軽油タンク 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 → 運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-141 操作対象機器 (ガスターイン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>GTG 軽油タンク(A)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(B)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(C)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(A) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(B) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(C) 止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 → 運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(F)軽油タンク(F)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS B-G軽油タンク 出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(A) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(B) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(D) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(F)軽油タンク(F) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS B-G軽油タンク 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(A) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>表 2.14.136 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.137 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>燃料油移送ポンプ出口連 絡サンプリング弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>周辺補機棟</td><td>周辺補機棟</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は D-燃料油 サービスタンク入口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td><td>切 → 入</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー^{マシンホール}</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外</td><td>周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.138 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>燃料タンク (SA) 給油口</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口連 絡サンプリング弁	全閉 → 全開	周辺補機棟	周辺補機棟	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は D-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違</p> <p>設置場所、操作場所、操作方法の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(F)軽油タンク(F)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
HPCS B-G軽油タンク 出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(A)軽油タンク(A) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(A)軽油タンク(B) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(A)軽油タンク(E) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(B)軽油タンク(B) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(D)軽油タンク(D) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
B/G(F)軽油タンク(F) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
HPCS B-G軽油タンク 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
車載ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
GTG 軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
GTG 軽油タンク(B)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
GTG 軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
GTG 軽油タンク(A) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
GTG 軽油タンク(B) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
GTG 軽油タンク(C) 止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
車載ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
燃料油移送ポンプ出口連 絡サンプリング弁	全閉 → 全開	周辺補機棟	周辺補機棟	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は D-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																							

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンクは、表3.14-142に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。 軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。 具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。 また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。 軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-143に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。 また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。 ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p>	<p>表2.14.139 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース引出し</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.140に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。 具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。 また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。 具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																	
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、表 3.14-144 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>燃料補給設備の燃料タンク（SA）は、表 2.14.141 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク（SA）内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク（SA）の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク（SA）は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.142 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、表 2.14.143 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

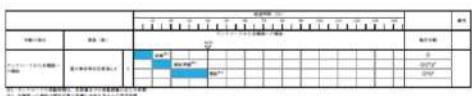
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
	<p>表3.14-142 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-143 ガスターイン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-144 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	<p>表2.14.140 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.141 燃料タンク（SA）の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク（SA）内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.142 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.143 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク（SA）内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																																																																																
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																																																																																
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																																																																																
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																																																																																
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																																																																																
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
	発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																															
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク（SA）内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																																																																																
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																																																																																
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																																																																																
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 燃料補給設備のタンクローリーは、本来の用途以外の用途には使用しない。 燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、本来の用途以外の用途として使用するため、切り替えて使用する。</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。 なお、必要な燃料補給設備の操作の対象機器は表3.14-140及び表3.14-141と同様である。 これにより、図3.14-49及び図3.14-50で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>  <p>図3.14-49 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>  <p>図3.14-50 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	<p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 燃料補給設備の可搬型タンクローリー及び燃料タンク(SA)は、本来の用途以外の用途には使用しない。 燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、本来の用途以外の用途として使用するため、切り替えて使用する。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。 なお、必要な燃料補給設備の操作の対象機器は表2.14.136～139と同様である。 これにより、図2.14.54～56で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>  <p>図2.14.54 可搬型タンクローリーによる各機器への燃料補給のタイムチャート(ホース使用時)*</p> <p>*1: 可搬型タンクローリーの作業時間(注1)と作業時間(注2)及び2号炉運転時間(注3)の合計時間。 *2: 可搬型タンクローリーの作業時間として、1号炉作業時間(注4)からディーゼル発電機燃料油貯油槽まで想定した移動時間及びホース敷設時間。 *3: 可搬型タンクローリーの作業時間に余裕を見込んだ時間 *4: 可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク(SA)は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>操作対象の相違</p> <p>タイムチャートの相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号) <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>		<p>図2.14.55 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)*</p> <p>※1: 可搬型タンクローリーの移動時間(1号炉西側3kmより及び2号炉東側3kmエリア) ※2: 緊急停電箇所は原子炉建屋内</p> <p>※3: 緊急停電箇所から1号炉西側3kmエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※4: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側3kmエリアから原子炉建屋までを想定した移動時間及び可搬型タンクローリーの移動時間に余裕時間(10分)を足した時間</p> <p>※5: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側3kmエリアから原子炉建屋までを想定した移動時間</p> <p>※6: 可搬型タンクローリーの燃料油移送ポンプを考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※7: 燃料油移送ポンプの操作時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※8: 燃料油移送ポンプの操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	タイムチャートの相違
(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号) <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>		<p>図2.14.56 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの 燃料補給のタイムチャート*</p> <p>※1: 可搬型タンクローリーの移動時間(1号炉西側3kmより及び2号炉東側3kmエリア)</p> <p>※2: 緊急停電箇所から1号炉西側3kmエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※3: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側3kmエリアからタンク (SA) までを想定した移動時間及び可搬型タンクローリーの移動時間に余裕時間(10分)を足した時間</p> <p>※4: 可搬型タンクローリーの燃料油移送ポンプを考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	※ : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																				
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、通常時は接続先の系統と分離して保管しており、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-145に示すように、通常時は軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリーを分離して保管し、かつ、D/G軽油タンク払出口止め弁、D/G軽油タンク入口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク入口弁、GTG軽油タンク払出口止め弁及びGTG軽油タンク入口弁を閉止することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、通常時は接続先の系統と分離して保管しており、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)は、表2.14.144に示すように、通常時はディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と可搬型タンクローリーを分離して保管し、かつ、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁及び燃料タンク(SA)給油口を閉止することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>操作対象の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料捕給）</p>																																																																																																				
	<p>表3.14-145 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(A) B/G(B)軽油タンク(B)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(C)軽油タンク(C) B/G(D)軽油タンク(D)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(E)軽油タンク(E) B/G(F)軽油タンク(F)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(G)軽油タンク(G) B/G(H)軽油タンク(H)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(I)軽油タンク(I) B/G(J)軽油タンク(J)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(K)軽油タンク(K) B/G(L)軽油タンク(L)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(M)軽油タンク(M) B/G(N)軽油タンク(N)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(O)軽油タンク(O) B/G(P)軽油タンク(P)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(Q)軽油タンク(Q) B/G(R)軽油タンク(R)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(S)軽油タンク(S) B/G(T)軽油タンク(T)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(U)軽油タンク(U) B/G(V)軽油タンク(V)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(W)軽油タンク(W) B/G(X)軽油タンク(X)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(Y)軽油タンク(Y) B/G(Z)軽油タンク(Z)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(A) GTG軽油タンク(B)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(C) GTG軽油タンク(D)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(E) GTG軽油タンク(F)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(G) GTG軽油タンク(H)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(I) GTG軽油タンク(J)</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) B/G(B)軽油タンク(B)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(C)軽油タンク(C) B/G(D)軽油タンク(D)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(E)軽油タンク(E) B/G(F)軽油タンク(F)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(G)軽油タンク(G) B/G(H)軽油タンク(H)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(I)軽油タンク(I) B/G(J)軽油タンク(J)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(K)軽油タンク(K) B/G(L)軽油タンク(L)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(M)軽油タンク(M) B/G(N)軽油タンク(N)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(O)軽油タンク(O) B/G(P)軽油タンク(P)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(Q)軽油タンク(Q) B/G(R)軽油タンク(R)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(S)軽油タンク(S) B/G(T)軽油タンク(T)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(U)軽油タンク(U) B/G(V)軽油タンク(V)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(W)軽油タンク(W) B/G(X)軽油タンク(X)	手動	通常時 閉止	非常用交流電源設備	B/G(Y)軽油タンク(Y) B/G(Z)軽油タンク(Z)	手動	通常時 閉止	常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(A) GTG軽油タンク(B)	手動	通常時 閉止	常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(C) GTG軽油タンク(D)	手動	通常時 閉止	常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(E) GTG軽油タンク(F)	手動	通常時 閉止	常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(G) GTG軽油タンク(H)	手動	通常時 閉止	常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(I) GTG軽油タンク(J)	手動	通常時 閉止	<p>表2.14.144 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常用交流電源設備</td> <td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備 代替所内電気設備</td> <td>燃料タンク(SA)給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備 代替所内電気設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止	<p>他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) B/G(B)軽油タンク(B)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(C)軽油タンク(C) B/G(D)軽油タンク(D)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(E)軽油タンク(E) B/G(F)軽油タンク(F)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(G)軽油タンク(G) B/G(H)軽油タンク(H)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(I)軽油タンク(I) B/G(J)軽油タンク(J)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(K)軽油タンク(K) B/G(L)軽油タンク(L)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(M)軽油タンク(M) B/G(N)軽油タンク(N)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(O)軽油タンク(O) B/G(P)軽油タンク(P)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(Q)軽油タンク(Q) B/G(R)軽油タンク(R)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(S)軽油タンク(S) B/G(T)軽油タンク(T)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(U)軽油タンク(U) B/G(V)軽油タンク(V)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(W)軽油タンク(W) B/G(X)軽油タンク(X)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
非常用交流電源設備	B/G(Y)軽油タンク(Y) B/G(Z)軽油タンク(Z)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(A) GTG軽油タンク(B)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(C) GTG軽油タンク(D)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(E) GTG軽油タンク(F)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(G) GTG軽油タンク(H)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(I) GTG軽油タンク(J)	手動	通常時 閉止																																																																																																				
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																				
非常用交流電源設備	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																				
	A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																				
	B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																				
	B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																				
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し																																																																																																				
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備 代替所内電気設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																				
		<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>																																																																																																				

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-140 及び表 3.14-141 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.3.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1)容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 軽油タンク 燃料補給設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 74kL を上回る、容量約 830kL を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 74kL を上回る、容量約 330kL を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.136～139 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外又は周辺補機棟で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>2.14.3.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. 燃料タンク (SA) 燃料補給設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（燃料貯油槽）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型重大事故等対処設備の燃料消費量を上回る、容量約26kL/h／台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW／台を2台有する設計とする。 (57-5)	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
	(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	
	(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時に機能喪失しない設計とする。 これらの詳細については、 <u>3.14.3.3.3項</u> に記載のとおりである。 (57-2, 57-3)	(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時に機能喪失しない設計とする。 これらの詳細については、 <u>2.14.3.2.3項</u> に記載のとおりである。 (57-2, 57-4)	
	3.14.3.3.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.2 容量等</u> 」に示す。	2.14.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.2 容量等</u> 」に示す。	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. タンクローリー</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具を設けることにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の接続が必要なタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表3.14-146及び表3.14-147に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される緊急時対策所用発電機及び可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ緊急時対策所用発電機及び可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、配管・弁類及びホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインに配管・弁類及びホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の接続が必要な可搬型タンクローリーホース(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。)は、現場で容易に接続可能な設計とする。表2.14.145～147に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（大飯審査実績の参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>表3.14-146 接続対象機器設置場所 (軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>各燃料補給先</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-147 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>各燃料補給先</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号) (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 a. タンクローリー 燃料補給設備のタンクローリーを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	<p>表2.14.145 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>各燃料補給先</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.146 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口遮蔽 サンプリングライン</td> <td>原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m 周辺袖機棟 T.P. 17.8m</td> <td>難手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>各燃料補給先</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.147 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA)～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>各燃料補給先</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号) (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリー 燃料補給設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口遮蔽 サンプリングライン	原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m 周辺袖機棟 T.P. 17.8m	難手接続	可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																												
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																												
タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																												
タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																												
タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																												
可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口遮蔽 サンプリングライン	原子炉辅助建屋 T.P. 17.8m 周辺袖機棟 T.P. 17.8m	難手接続																																																												
可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																												
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																												
可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーの接続場所は、表3.14-146及び表3.14-147と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、接続場所で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号) (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 燃料補給設備のタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。 (57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.145～147と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、接続場所で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項第五号) (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)の複数箇所に分散して保管する設計とする。 (57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項第六号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>保管場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの詳細については、<u>3.14.3.3.3項</u>に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの詳細については、<u>2.14.3.2.3項</u>に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA58-9 r. 11. 0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.15 計装設備【58条】

令和5年10月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件
 - ・重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを重大事故等対処設備に位置付けた。【比較表 p58-2, 8, 9, 11, 16, 17, 18, 19, 22, 23, 28, 29, 70】
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件
 - ・最新審査知見の反映の観点から、以下の資料を新規追加した。
 - 補足説明資料 58-12 別紙（別紙5 原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について、別紙6 原子炉圧力容器の水位の推定手段について）
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記5件
 - ・技術的能力 1.15 まとめ資料で 1.11 及び 1.12 のパラメータも抽出対象としたことに伴い、本条文でも使用済燃料ピット関連パラメータを追加した。
【比較表 p58-3, 9, 10, 11, 13, 14, 19, 20, 23, 26, 27, 36, 38, 46, 68, 69, 71】
 - ・重要監視パラメータと重要代替監視パラメータの計測装置間を電気的に分離する方法（ヒューズ、アイソレータ等による分離）を追記した。【比較表 p58-9】
 - ・第6.4.2図（交流／直流の単線結線図）を交流及び直流の単線結線図に書き分けた。【比較表 p58-73, 74】
 - ・第6.4.4図（パラメータ記録時に使用する設備の系統概要図）を追加した。【比較表 p58-75】
 - ・最新審査知見の反映の観点から、以下の資料を新規追加した。
添付資料（2.15 計装設備【58条】）、補足説明資料 58-6（単線結線図）、58-11（パラメータの抽出について）、58-12 別紙（別紙1 格納容器内水位上昇時の計装設備への影響について、別紙2 格納容器内水位の計測設備について、別紙3 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数の考え方について）、58-13（重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ）、58-14（「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表）
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：下記2件
 - ・從来から第6.4.4表で重要代替監視パラメータに位置付けていた原子炉格納容器内水素処理装置温度及び格納容器水素イグナイタ温度を本文側にも反映した。
【比較表 p58-10, 16, 23, 32, 33, 43, 71】
 - ・記録に係る重大事故等対処設備であるデータ収集計算機及びデータ表示端末は、第61条及び第62条まとめ資料内の表現と整合を図るため、設備名称をデータ伝送設備（発電所内）とした。【比較表 p58-6, 9, 11, 20, 21, 24, 29, 36, 75】

1-3) バックフィット関連事項

なし

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2. まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備、運用又は体制の相違

- ・設備又は運用の主な相違を表1に示す。また、重大事故等対処設備一覧を表3に示す。

2-2) 記載方針の相違

- ・記載方針の主な相違を表2に示す。

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1：設備又は運用の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	(重大事故等対処設備の補助パラメータ)	重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータは重大事故等対処設備	重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータは重大事故等対処設備	泊では、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータは重大事故等対処設備に位置付けている。（女川実績の反映） (例：比較表 p58-2)
②	(多重化された計器) 当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器	当該パラメータの他チャンネルの計器	当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器	PWRは、原子炉で加熱された1次冷却材を蒸気発生器において2次冷却材と熱交換を行う複数のループで構成しており、一部のパラメータ（※）については当該ループのパラメータを他ループの同様パラメータにより推定が可能である。 (例：比較表 p58-3、第6.4.4表) ※1次冷却材温度（広域一高温側）、1次冷却材温度（広域一低温側）、1次冷却材圧力（広域）、主蒸気ライン圧力
③	(可搬型の重大事故等対処設備) ・可搬型計測器 ・可搬型格納容器水素ガス濃度 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力 ・格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S A）	・可搬型計測器	・可搬型計測器 ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット ・原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型） ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット ・使用済燃料ピット水位（可搬型） ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	・女川では、可搬型の重大事故等対処設備は可搬型計測器のみであるが、泊では炉型の相違に伴う設備、対応手段の相違により、可搬型計測器以外にも可搬型の重大事故等対処設備がある。（例：比較表 p58-3） ・泊では、重大事故等時において、海水を通水して原子炉格納容器内の自然対流冷却を行う場合は、原子炉格納容器外の原子炉補機冷却水配管に可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）を取り付け、原子炉格納容器内の冷却状況を計測、記録する手段を整備している。（大飯と同様） ・泊では、重大事故等時において、原子炉補機冷却水により原子炉格納容器内の自然対流冷却を行う場合に、原子炉補機冷却系統水の沸騰防止のために窒素ボンベにより加圧することから原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）を設置し監視する手順を整備している。（大飯と同様） ・泊の原子炉格納容器は鋼製であり、重大事故等時のアニュラス内の温度環境が、水素濃度計の使用可能温度範囲を超過することから、水素濃度計をアニュラス外に可搬型で設置し、計測することとしている。大飯の原子炉格納容器はコンクリート製PCCVであり、重大事故等時のアニュラス内の温度環境は鋼製に比べ悪化しにくく、使用可能温度範囲に収まることから、水素濃度計をアニュラス内に常設している。（伊方と同様） ・泊では、使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタを用いて、使用済燃料ピットの水位及び放射線量率を計測する手段を整備している。また、常設の使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態を監視する場合には、可搬型の使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置により使用済燃料ピット監視カメラを冷却する手段を整備している。大飯も同様の設備構成であるが、記載方針の相違（相違理由①）により58条では記載していない。

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1：設備又は運用の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
④	(記録に係る重大事故等対処設備) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・SPDS 表示装置	・安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ収集装置, SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置)	・データ伝送設備 (発電所内) (データ収集計算機及びデータ表示端末)	女川では、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置でパラメータの値を収集、SPDS 伝送装置で記録し、SPDS 表示装置により記録したパラメータを確認できる設備構成としている。泊では、データ伝送設備 (発電所内) のうち、データ収集計算機でパラメータの値を収集、記録し、データ表示端末により記録したパラメータを確認できる設備構成としている。大飯と泊の設備構成は同様。 (例：比較表 p58-6)
⑤	(記録に係る重大事故等対処設備) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	—	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）	泊では、重大事故等時において、海水を通水して原子炉格納容器内の自然対流冷却を行う場合は、原子炉格納容器外の原子炉補機冷却水配管に可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）を取り付け、原子炉格納容器内の冷却状況を計測、記録する手段を整備している。（大飯も同様）（例：比較表 p58-6）
⑥	(重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備の分離) パラメータ相互を分離	パラメータ相互をヒューズにより電気的に分離	ヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離（東海第二、島根と同様）	泊は、ヒューズの他にアイソレータ等により電気的に分離している（東海第二及び島根2号炉と同様）。ここで、等にはアナログ信号入力ユニット、ディストリビュータ、測温抵抗体温度変換器が該当する。（比較表 p58-9）
⑦	(可搬型計測器の計装ケーブルの接続方法) 具体的な記載なし	ボルト・ネジ接続	プラグ接続	泊では、計測するパラメータの端子台にジャンパボストを設置しており、バナナプラグを差し込むことが可能であるため工具は不要である。（玄海3/4号炉と同様） (比較表 p58-27)

表2：記載方針の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	(パラメータ抽出の対象) 技術的能力に係る審査基準 1.1～1.10, 1.13, 1.14	技術的能力に係る審査基準 1.1～1.14	技術的能力に係る審査基準 1.1～1.14	泊では、重大事故等時において、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等のために監視が必要なパラメータとして、技術的能力 1.11, 1.12 に係るパラメータも抽出している。（女川実績の反映）（例：比較表 p58-3）
②	(原子炉格納容器内の水素処理装置を監視するパラメータ) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を 第 6.4-3 表(代替パラメータによる主要パラ メータの推定) の他、重要代替監視パラメー タによる主要パラメータの推定) にのみ重要代替パラメータとして記載	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を 第 6.4-3 表(代替パラメータによる主要パラ メータの推定) の他、重要代替監視パラメー タによる主要パラメータの推定) の他、重要代替監視パラメータとして必要な箇所に記載	原子炉格納容器内水素処理装置温度、格納容 器水素イグナイタ温度を第 6.4.4 表(代替パ ラメータによる主要パラメータの推定) の他、 重要代替監視パラメータとして必要な箇所に記載	泊では、原子炉格納容器内の水素処理装置を監視するパラメータである原子炉格納容器内水素処理装置温度、格納容器水素イグナイタ温度は重要代替監視パラメータとして、まとめ資料内の必要な箇所に記載している。（女川実績の反映） (例：比較表 p58-16)

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表3：重大事故等対処設備一覧（1／2）			
設備 重要監視パラメータ／重要代替監視パラメータ (常設) 1次冷却材高温側温度（広域） 1次冷却材低温側温度（広域） 1次冷却材圧力 加圧器水位 原子炉水位 高圧注入流量 余熱除去流量 恒設代替低圧注水積算流量 格納容器スプレイ積算流量 格納容器内温度 格納容器圧力（広域） AM用格納容器圧力 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 静的触媒式水素再結合装置温度 原子炉格納容器水素燃焼装置温度 アニユラス水素濃度 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器補助給水流量 主蒸気圧力 原子炉補機冷却水サージタンク水位 燃料取替用水ピット水位 ほう酸タンク水位 復水ピット水位	女川原子力発電所2号炉 (常設) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力 原子炉圧力（SA） 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA広帯域） 原子炉水位（SA燃料域） 高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量） 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器代替スプレイ流量 原子炉格納容器下部注水流量 ドライウェル温度 圧力抑制室内空気温度 サプレッションブル水温度 原子炉格納容器下部温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 格納容器内水素濃度（D/W） 格納容器内水素濃度（S/C） 格納容器内雰囲気水素濃度 格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W） 格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C） 起動領域モニタ 平均出力領域モニタ フィルタ装置水位（広帯域） フィルタ装置入口圧力（広帯域） フィルタ装置出口圧力（広帯域） フィルタ装置水温度 フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置出口水素濃度	泊発電所3号炉 (常設) 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材圧力（広域） 加圧器水位 原子炉容器水位 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 B－格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用） 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用） 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 原子炉格納容器内水素処理装置温度 格納容器水素イグナイタ温度 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域） 補助給水流量 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク水位 燃料取替用水ピット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ピット水位 使用済燃料ピット水位（AM用） 使用済燃料ピット温度（AM用） 使用済燃料ピット監視カメラ	

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3：重大事故等対処設備一覧（2／2）

設備	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
重要監視パラメータ／重要代替監視パラメータ（続き）	(可搬型) 可搬型格納容器水素ガス濃度 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S A）	(常設) 耐圧強化ペント系放射線モニタ 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 復水貯蔵タンク水位 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 代替循環冷却ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉建屋内水素濃度 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 格納容器内雰囲気酸素濃度 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ	(可搬型) 格納容器内水素濃度 アニュラス水素濃度（可搬型） 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型） 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度 使用済燃料ピット水位（可搬型） 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置
補助パラメータ（重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ）	—	6-2F-1母線電圧 6-2F-2母線電圧 6-2C母線電圧 6-2D母線電圧 6-2H母線電圧 4-2C母線電圧 4-2D母線電圧 125V直流主母線2A電圧 125V直流主母線2B電圧 125V直流主母線2A-1電圧 125V直流主母線2B-1電圧 250V直流主母線電圧 HPCS125V直流主母線電圧 高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力	6-A, B母線電圧 A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量（AM用） 原子炉補機冷却水供給母管流量（AM用）
記録装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 可搬型温度計測装置	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備（発電所内） 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）
その他	可搬型計測器	可搬型計測器	可搬型計測器

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.15 計装設備【58条】	6.4 計装設備（重大事故等対処設備）	6.4 計装設備（重大事故等対処設備）	【大飯】章番号の相違 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
2.15.1 適合方針 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータにより、検討した炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な原子炉施設の状態を把握するための設備を設置又は保管する。 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、「表2.15-3 重大事故等における対応手段と整備する手順」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の重要な監視パラメータ及び有効な監視パラメータとする。	6.4.1 概要 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ（炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ）は、添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された主要パラメータ（重要監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。	6.4.1 概要 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ）は、添付書類十の「第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された主要パラメータ（重要監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な原子炉施設の状態を把握するためのパラメータは、「表2.15-3 重大事故等における対応手段と整備する手順」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータとする。 重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータは、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。計測範囲を表2.15-1, 2に、設計基準最大値等を表2.15-4に示す。	当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ（重要代替監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備（重大事故等対処設備）について、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。計測範囲を第6.4-1表に、設計基準最大値等を第6.4-2表に示す。 計装設備（重大事故等対処設備）の系統概要図を第6.4-1図から第6.4-5図に示す。	当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、添付書類十の「第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ（重要代替監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備（重大事故等対処設備）について、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。計測範囲を第6.4.1表に、設計基準最大値等を第6.4.2表に示す。 計装設備（重大事故等対処設備）の系統概要図を第6.4.1図から第6.4.4図に示す。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。なお、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。重大事故等対処設備の補助パラメータの対象を第6.4-4表に示す。</p>	<p>また、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。なお、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。重大事故等対処設備の補助パラメータの対象を第6.4-4表に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）（女川実績の反映）</p>

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
<p>原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。</p> <p>重要な監視パラメータ又は有効監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）の計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の推定は、「表 2.15-3 重大事故等における対応手段と整備する手順」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時のパラメータ推定又は計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>計器故障時、当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測するとともに、重要代替パラメータが複数ある場合は、推定する重要な監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し、優先順位を定める。推定手段及び優先順位を表 2.15-5 に示す。</p> <p>具体的なパラメータは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型格納容器水素ガス濃度 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力 格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA） アニュラス水素濃度 <p>(2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】)</p> <p>アニュラス水素濃度については、「2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】」に記載する。</p>	<p>6.4.2 設計方針 (1)監視機能喪失時に使用する設備</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ又は有効監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）の計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合は、添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時の代替パラメータによる推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>計器故障時に、当該パラメータの他チャンネルの計器がある場合、他チャンネルの計器により計測するとともに、重要代替監視パラメータが複数ある場合は、推定する重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた計測される値の確からしさを考慮し、優先順位を定める。推定手段及び優先順位を第6.4-3表に示す。</p> <p>【比較のため伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <table border="1"> <tr> <td>現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータは、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。</td> <td>現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータは、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。</td> </tr> </table>	現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータは、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。	現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータは、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。	<p>6.4.2 設計方針 (1)監視機能喪失時に使用する設備</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ又は有効監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）の計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合は、添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時の代替パラメータによる推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>計器故障時に、当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測するとともに、重要代替監視パラメータが複数ある場合は、推定する重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた計測される値の確からしさを考慮し、優先順位を定める。推定手段及び優先順位を第6.4.3表に示す。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型） 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 使用済燃料ピット水位（可搬型） 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備構成の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・可搬型の重大事故等対処設備について本ページ後段に主要な設備を示すため、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする左記構文を記載している（伊方と同様）。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・泊は、後段の女川記載表現（6.4.2の(2)以降）の反映により、パラメータそのものではなくパラメータを計測する設備とした。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・大飯はアニュラス水素濃度について53条で整理しているのに対し、泊は計装設備として58条においても基準適合性を整理する（大飯の記載内容が無いことについて伊方と同様）。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由①）</p>
現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータは、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。	現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータは、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。				

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため58-6, 7より再掲</p> <p>重大事故等対処設備は非常用母線に接続され、代替電源である空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）及び電源車から給電可能な設計とする。また、全交流動力電源喪失時においても、空冷式非常用発電装置からの給電までは十分な容量を有した蓄電池（安全防護系用）から給電可能な設計とする。全交流動力電源が喪失した場合において、計測設備へ交流電源を給電するため、空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。空冷式非常用発電装置は、計測設備へ交流電源を給電できる設計とする。また、常設直流電源系統が喪失した場合においても、直流電源を給電するため、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器を使用する。蓄電池（安全防護系用）又は電源車及び可搬式整流器は、計測設備へ直流電源を給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） ・蓄電池（安全防護系用）（2.14 電源設備【57条】） ・電源車（2.14 電源設備【57条】） ・可搬式整流器（2.14 電源設備【57条】） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、タンクローリー、</p>	<p>(2) 計器電源喪失時に使用する設備</p> <p>非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計装設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>【伊方3号炉1.14まとめ資料より転載】</p> <p>d. 代替電源（直流）による給電対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、交流動力電源又は代替電源（交流）による非常用直流母線への給電が復旧する見込みがない場合及び蓄電池（非常用）からの給電ができない場合、代替電源（直流）により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>代替電源（直流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（重大事故等対処用） ・可搬型直流電源装置（75kVA電源車及び可搬型整流器による構成） <p>1.14.2.4 代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1) 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>蓄電池（非常用）は、全交流動力電源喪失時において、事象発生後、2時間以内に中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で不要な負荷を切離すことにより8時間、その後、事象発生から8時間以内に不要な負荷を切離し、蓄電池（重大事故等対処用）へ切替えすることで24時間にわたり給電を確保する。</p> <p>(2) 可搬型直流電源装置による代替電源（直流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に、蓄電池（重大事故等対処用）からの給電にて母線電圧が低下する前（事象発生後約24時間）に、可搬型直流電源装置による代替電源（直流）からの給電を行う。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄</p>	<p>(2) 計器電源喪失時に使用する設備</p> <p>非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計装設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>【大飯】記載方針等の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備しており、これら電源による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能。 ・泊では所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池（非常用）と後備蓄電池）による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合は、可搬型代替直流電源設備（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）による給電により対応する。（伊方と同様） <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器について、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合においても可搬型格納容器水素ガス濃度は、電源を空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。計測できるパラメータ最大値等を表2.15-4に示す。</p> <p>可搬型計測器による測定においては、測定対象の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し測定又は監視できる設計とする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し測定又は監視できる設計とする。</p>	<p>電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型計測器 	<p>電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型計測器 	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の可搬型計測器の電源は、乾電池のほかACアダプタからも給電ができるのにに対し、泊は乾電池のみである。万一、乾電池の電源が無くなったとしても、乾電池の予備を配備しており、すぐに交換可能である（大飯と同様）。 <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川実績の反映により、前段（6.4.1概要）で記載している。 <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川実績の反映により、主要な設備として可搬型計測器を記載している。

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となる重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータが計測又は監視及び記録ができる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。重大事故等の対応に必要となる現場のパラメータについても、記録できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・SPDS表示装置 ・可搬型温度計測装置 <p>比較のため 58-4, 5 へ再掲</p> <p>重大事故等対処設備は非常用母線に接続され、代替電源である空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）及び電源車から給電可能な設計とする。また、全交流動力電源喪失時においても、空冷式非常用発電装置からの給電までは十分な容量を有した蓄電池（安全防護系用）から給電可能な設計とする。全交流動力電源が喪失した場合において、計測設備へ交流電源を給電するため、空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。空冷式非常用発電装置は、計測設備へ交流電源を給電できる設計とする。また、常設直流電源系統が喪失した場合においても、直流電源を給電するため、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器を使用する。蓄電池（安全防護系用）又は電源車及び可搬式整流器は、計測設備へ直流電源を給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） ・蓄電池（安全防護系用）（2.14 電源設備【57条】） ・電源車（2.14 電源設備【57条】） ・可搬式整流器（2.14 電源設備【57条】） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、タンクローリー、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器については、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。</p>	<p>(3) パラメータ記録時に使用する設備</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは計測又は監視及び記録ができる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>主要な設備については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS表示装置） 	<p>(3) パラメータ記録時に使用する設備</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは計測又は監視及び記録ができる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送設備（発電所内）（データ収集計算機及びデータ表示端末） ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） 	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・泊は、女川と同様に現場で読み取った値を紙に記録するもの（可搬型計測器、現場指示計）については、設備ではなく手順（技術的能力 1.15）として整理している。一方、大飯は、紙に記録するものを考慮し、「原則」を記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】設備名称の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違（相違理由④） 【女川】設備の相違（相違理由⑤）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第58条 計装設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合においても可搬型格納容器水素ガス濃度は、電源を空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>			

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.15.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち重要代替パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とすることで、重要な監視パラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替パラメータは重要な監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重要な監視パラメータの計測、重要代替パラメータの他チャンネルの計測及び重要代替パラメータの計測における電源は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源（空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）及び電源車）から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>6.4.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>補助パラメータを計測する設備は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。なお、補助パラメータを計測する設備のうち、想定される重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>重要な監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>6.4.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>補助パラメータを計測する設備は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。なお、補助パラメータを計測する設備のうち、想定される重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>重要な監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.15.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち、多重性を有するパラメータはチャンネル相互を物理的、電気的に分離し、チャンネル間の独立性を図るとともに、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータ間においてもパラメータ相互を分離し、パラメータ間の独立性を図ることで、他の設備に悪影響を及ぼさないよう独立した設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置は、電源操作によって、通常の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力及び格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）並びに可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>6.4.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置は、チャンネル相互を物理的、電気的に分離し、チャンネル間の独立を図る設計とする。また、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においてもパラメータ相互をヒューズにより電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【島根2号炉まとめ資料より転載】</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>6.4.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置は、チャンネル相互を物理的、電気的に分離し、チャンネル間の独立を図る設計とする。また、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においてもパラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータの計測装置は、電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）及び可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）（東二及び島根と同様）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・上段の記載と合わせた。</p> <p>【大飯】記載表現及び設備名称の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違（相違理由③）</p>

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.15.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、設計基準対象施設の計測機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の計測範囲が、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できるため、設計基準対象施設と同仕様の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位（広帯域） ・原子炉水位（燃料域） ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・格納容器内雰囲気水素濃度 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W） ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C） ・起動領域モニタ ・平均出力領域モニタ ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 ・原子炉補機冷却水系系統流量 ・残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ・残留熱除去系ポンプ出口圧力 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ・格納容器内雰囲気酸素濃度 ・使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式） <p>常設の重大事故等対処設備は、必要な計測範囲を有する計器により計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（SA広帯域） ・原子炉水位（SA燃料域） ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量） ・残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷 	<p>6.4.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、設計基準対象施設の計測機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の計測範囲が、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できるため、設計基準対象施設と同仕様の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度（広域－高温側） ・1次冷却材温度（広域－低温側） ・1次冷却材圧力（広域） ・加圧器水位 ・原子炉容器水位 ・高压注入流量 ・低压注入流量 ・格納容器内温度 ・原子炉格納容器圧力 ・格納容器再循環サンプ水位（広域） ・格納容器再循環サンプ水位（狭域） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・出力領域中性子束 ・中間領域中性子束 ・中性子源領域中性子束 ・蒸気発生器水位（狭域） ・蒸気発生器水位（広域） ・補助給水流量 ・主蒸気ライン圧力 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位 ・補助給水ピット水位 ・燃料取替用水ピット水位 ・ほう酸タンク水位 <p>常設の重大事故等対処設備は、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・B一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用） ・格納容器圧力（AM用） ・格納容器水位 ・原子炉下部キャビティ水位 ・原子炉格納容器内水素処理装置温度 ・格納容器水素イグナイタ温度 ・使用済燃料ピット水位（AM用） 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>却ライン洗浄流量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室内空気温度 ・サプレッションプール水温度 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・ドライウェル水位 ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・フィルタ装置水位 (広帯域) ・フィルタ装置入口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・原子炉建屋内水素濃度 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・使用済燃料プール監視カメラ <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断ができ、系統の目的に応じて必要となる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時に発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度 (AM用) ・使用済燃料ピット監視カメラ <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断ができ、系統の目的に応じて必要となる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>データ伝送設備 (発電所内) は、想定される重大事故等時に発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
可搬型の重大事故等対処設備は、設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定するための計測範囲及び、十分に余裕のある個数を有する設計とする。	【比較のため伊方3号炉まとめ資料より転載】 可搬型格納容器水素ガス濃度は、3号炉及び4号炉それぞれで1個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1個、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで1個の合計4個を分散して保管する設計とする。	可搬型の重大事故等対処設備は、設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定するための計測範囲及び、十分に余裕のある個数を有する設計とする。	【女川】記載方針の相違（大飯実績の反映） 【大飯】記載表現の相違
可搬型格納容器水素ガス濃度は、3号炉及び4号炉それぞれで1個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1個、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで1個の合計4個を分散して保管する設計とする。	【比較のため伊方3号炉まとめ資料より転載】 可搬型の格納容器水素濃度及びアニュラス水素濃度(AM)の計測装置は、1セット1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する。	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは1セット1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計2個を分散して保管する設計とする。	【大飯】設備名称の相違 【伊方】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 【大飯】運用の相違 ・泊は、機能要求がある時期の保守点検による待機除外を想定している（伊方と同様）。 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・女川の記載表現の反映により「含めて」とした（後段の可搬型計測器の表現引用）。 【大飯】記載方針の相違 ・大飯は複数号炉の審査であるものの、1ユニット当たりの保有数は同じである。
可搬型の原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力は、3号炉及び4号炉それぞれで1個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1個、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで1個の合計4個を分散して保管する設計とする。	【伊方3号炉まとめ資料より転載】 可搬型の原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の計測装置は、1セット1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する。	原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）は1セット1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計2個を分散して保管する設計とする。	【大飯】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 【大飯】運用の相違 ・泊は、機能要求がある時期の保守点検による待機除外を想定している（伊方と同様）。

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位は、重大事故等時により変動する可能性のある使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計5個を保管する設計とする。</p>	<p>【伊方3号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>使用済燃料ピット広域水位(AM)の計測装置は、重大事故等時により変動する可能性のある使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする。保有数は1セット2個に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めた合計3個とする。</p>	<p>使用済燃料ピット水位（可搬型）は1セット2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計3個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・女川の記載表現の反映により「含めて」とした（後段の可搬型計測器の表現引用）。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は複数号炉の審査であるものの、1ユニット当たりの保有数は同じである</p> <p>【大飯】設備名称の相違 【大飯】記載内容の相違 ・54条と58条の条文間における記載内容の相違であり、58条では他の可搬型の計測設備と記載表現を統一するため、「重大事故等時により～設計とする。」は記載していない（54条ではその旨記載）。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。</p> <p>【大飯】運用の相違 ・泊は、機能要求がある時期の保守点検による待機除外を想定している（伊方と同様）。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・女川の記載表現の反映により「含めて」とした（後段の可搬型計測器の表現引用）。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は複数号炉の審査であるものの、1ユニット当たりの保有数は同じである。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・分散して保管していることを明記した。</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・54条と58条の条文間における記載内容の相違であり、58条では他の可搬型の計測設備と記載表現を統一するため、「重大事故等時により～設計とする。」は記載していない（54条ではその旨記載）。</p> <p>【大飯】設備名称の相違 【大飯】設備の相違 ・泊は、1個で必要な測定範囲を測定できる可搬型エリヤモニタを選定しているため、1セットは1個である（大飯はレンジの異なる2個で必要な測定範囲を測定する）。</p>
<p>【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリヤモニタは、重大事故等時により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とし、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリヤモニタは3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計5個を保管する設計とする。</p>	<p>【伊方3号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>可搬型使用済燃料ピットエリヤモニタは、重大事故等時により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とし、取り付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。可搬型使用済燃料ピットエリヤモニタは1セット2個使用する。保有数は1セット2個に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めた合計3個とする。</p>	<p>使用済燃料ピット可搬型エリヤモニタは1セット1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計2個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・女川の記載表現の反映により「含めて」とした（後段の可搬型計測器の表現引用）。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は複数号炉の審査であるものの、1ユニット当たりの保有数は同じである。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・分散して保管していることを明記した。</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・54条と58条の条文間における記載内容の相違であり、58条では他の可搬型の計測設備と記載表現を統一するため、「重大事故等時により～設計とする。」は記載していない（54条ではその旨記載）。</p> <p>【大飯】設備名称の相違 【大飯】設備の相違 ・泊は、1個で必要な測定範囲を測定できる可搬型エリヤモニタを選定しているため、1セットは1個である（大飯はレンジの異なる2個で必要な測定範囲を測定する）。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上用の空気を供給し、3号炉及び4号炉それぞれで1セット1個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1セット1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を保管する設計とする。</p>	<p>【伊方3号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備は、使用済燃料ピット監視カメラの機能維持に必要な容量を有する設計とし、1セット1個使用する。保有数は1セット1個に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計2個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は1セット1個を使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計2個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、機能要求がある時期の保守点検による待機除外を想定している（伊方と同様）。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の記載表現の反映により「含めて」とした（後段の可搬型計測器の表現引用）。 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、1個で必要な測定範囲を測定できること、大飯は複数号炉であることから、合計個数が異なる。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 分散して保管していることを明記した。 <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 54条と58条の条文間における記載内容の相違であり、58条では他の可搬型の計測設備と記載表現を統一するため、「使用済燃料ピット監視カメラへ供給し」は記載していない（54条ではその旨記載）。 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、機能要求がある時期の保守点検による待機除外を想定している（伊方と同様）。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の記載表現の反映により「含めて」とした（後段の可搬型計測器の表現引用）。 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、ツインプラントであるため、台数が異なる。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 分散して保管していることを明記した。 <p>【大飯】記載方針の相違</p>
可搬型計測器は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）計測用として3号炉及び4号	可搬型計測器は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）の計測用として26個（測定時	可搬型計測器は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）の計測用として1セット38	【大飯】記載方針の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>炉それぞれで40個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで40個、機能要求のない時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として40個（3号及び4号炉共用）の合計120個を分散して保管する設計とする。</p> <p>【女川2号炉58条本文添付資料より転載】</p> <p>可搬型計測器は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）の計測用として1セット26個（測定時の故障を想定した予備1個含む）使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として26個を含めて合計52個を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）計測用として、3号炉及び4号炉それぞれで3個使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで3個、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで1個の合計8個を分散して保管する設計とする。</p> <p>詳細仕様については、表2.15-1, 2に示す。</p>	<p>の故障を想定した予備1個含む）使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として26個を含めて合計52個を分散して保管する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>格納容器再循環ユニット入口温度及び格納容器再循環ユニット出口温度の計測装置である可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）は、1セット4個（測定時の故障を想定した1個含む）使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として4個を加えた合計8個を保管する。</p>	<p>個（測定時の故障を想定した予備1個含む）使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として38個を含めて合計76個を分散して保管する。</p> <p>また、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）は、1セット3個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を含めて合計4個を分散して保管する。</p> <p>設備仕様については、第6.4.1表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 【大飯】【女川】記載表現の相違 他の可搬型の計測設備の記載と整合させた。なお、女川も58条添付資料では「1セット」の記載あり。 【大飯】【女川】設備構成の相違 可搬型計測器で計測するパラメータ数の相違により保有数が異なる。 【大飯】運用の相違 泊は、女川と同様に保守点検による待機除外を考慮する。 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】設備の相違 可搬型計測器で計測するパラメータ数の相違により保有数が異なる。 【大飯】設備名称の相違 【大飯】記載方針の相違 泊は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】運用の相違 泊は、機能要求がある時期の保守点検による待機除外を想定している（伊方と同様）。 【大飯】記載表現の相違 女川の記載表現の反映により「含めて」とした（前段の可搬型計測器の表現引用）。 【大飯】記載方針の相違 大飯は複数号炉の審査であるものの、1ユニット当たりの保有数は同じである。

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.15.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータは、重大事故等時の原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材高温側温度（広域） ・1次冷却材低温側温度（広域） ・1次冷却材圧力 ・加圧器水位 ・原子炉水位 ・格納容器内温度 ・格納容器再循環サンプ水位（広域） ・格納容器再循環サンプ水位（狭域） ・原子炉格納容器水位 ・原子炉下部キャビティ水位 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・出力領域中性子束 ・中間領域中性子束 ・中性子源領域中性子束 ・蒸気発生器水位（狭域） ・蒸気発生器水位（広域） <p>なお、出力領域中性子束、中間領域中性子束及び中性子源領域中性子束については、重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。インターフェイスシステムLOCA時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入流量 	<p>6.4.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室内空気温度 ・サブレッショングール水温度 ・原子炉格納容器下部温度 ・原子炉格納容器下部水位 ・ドライウェル水位 ・格納容器内水素濃度（D/W） ・格納容器内水素濃度（S/C） ・起動領域モニタ ・平均出力領域モニタ <p>なお、起動領域モニタ及び平均出力領域モニタについては、想定される重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広域域） 	<p>6.4.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度（広域－高温側） ・1次冷却材温度（広域－低温側） ・1次冷却材圧力（広域） ・加圧器水位 ・原子炉容器水位 ・格納容器内温度 ・格納容器再循環サンプ水位（広域） ・格納容器再循環サンプ水位（狭域） ・格納容器水位 ・原子炉下部キャビティ水位 ・原子炉格納容器内水素処理装置温度 ・格納容器水素イグナイタ温度 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・出力領域中性子束 ・中間領域中性子束 ・中性子源領域中性子束 ・蒸気発生器水位（狭域） ・蒸気発生器水位（広域） <p>なお、出力領域中性子束、中間領域中性子束及び中性子源領域中性子束については、想定される重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力（AM用） 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】パラメータ名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】【女川】建屋名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の原子炉周辺建屋は、泊の周辺補機棟に相当する。 ・女川の原子炉建屋原子炉棟内は、泊の周辺補機棟に相当する。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のISLOCA時に使用する計器は、原子炉補助建屋内に設置しており、後段に記載している。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計器設置箇所の相違による。

第58条 計装設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器補助給水流量 ・主蒸気圧力 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位（燃料域） ・原子炉水位（SA広帯域） ・原子炉水位（SA燃料域） ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量） ・残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・格納容器内雰囲気水素濃度 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W） ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C） ・フィルタ装置水位（広帯域） ・フィルタ装置出口圧力（広帯域） ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 ・残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ・残留熱除去系ポンプ出口圧力 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・原子炉建屋内水素濃度 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・格納容器内雰囲気酸素濃度 ・使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ・使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ ・高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水流量 ・主蒸気ライン圧力 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位 ・燃料取替用水ピット水位 ・補助給水ピット水位 ・原子炉補機冷却水供給母管流量（AM用） ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量（AM用） 	<p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p>

常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事

【大飯】記載箇所の相違
・計器設置箇所の相違による。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去流量 ・恒設代替低圧注水積算流量 ・格納容器スプレイ積算流量 ・格納容器圧力（広域） ・AM用格納容器圧力 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位 ・ほう酸タンク水位 ・燃料取替用水ピット水位 ・復水ピット水位 	<p>故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・フィルタ装置入口圧力（広帯域） ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・原子炉補機冷却水系系統流量 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力 <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、屋外（CST連絡トンネル／バルブ室）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク水位 <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-2F-1母線電圧 ・6-2F-2母線電圧 ・6-2C母線電圧 ・6-2D母線電圧 ・6-2H母線電圧 ・4-2C母線電圧 ・4-2D母線電圧 ・125V直流主母線2A電圧 ・125V直流主母線2B電圧 ・125V直流主母線2A-1電圧 ・125V直流主母線2B-1電圧 ・250V直流主母線電圧 ・HPCS125V直流主母線電圧 	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。インターフェイスシステムLOCA時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入流量 ・低圧注入流量 <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用） ・ほう酸タンク水位 ・6-A, B母線電圧 ・A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量（AM用） 	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計器設置箇所の相違による。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計器設置箇所の相違による。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p>

第58条 計装設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>使用済燃料ピット水位(AM用)及び使用済燃料ピット温度(AM用)は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;">比較のため58-20へ再掲</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力及び格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)並びに可搬型計測器は、原子炉周辺建屋、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋及び制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。作業は計測場所で可能な設計とする。</p>	<p>【伊方3号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>使用済燃料ピット水位(AM)及び使用済燃料ピット温度(AM)の計測装置は、燃料取扱棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>【伊方3号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>可搬型の格納容器水素濃度、アニュラス水素濃度(AM)及び原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の計測装置は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所(計測場所)で可能な設計とする。</p>	<p>・A-高圧注入ポンプ電動機機械冷却水流量(AM用)</p> <p>使用済燃料ピット水位(AM用)及び使用済燃料ピット温度(AM用)は、燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット及び可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット及び可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)は、周辺補機棟内及び緊急時対策所待機所内に保管し、周辺補機棟内に設置するため、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位(可搬型)は、燃料取扱棟内及び周辺補機棟内に保管し、燃料取扱棟内に設置するため、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピット水位(可搬型)の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、周辺補機棟内及び原子炉補助建屋内に保管し、周辺補機棟内、原子炉補助建屋内又は屋外に設置するため、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(相違理由①) 【大飯】建屋名称の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の記載表現の反映により、「想定される重大事故等時」を記載した。</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由③) 【大飯】設備名称の相違 【大飯】記載箇所の相違 【大飯】記載方針の相違 ・大飯はアニュラス水素濃度について53条で整理しているのに対し、泊は計装設備として58条においても基準適合性を整理する(伊方と同様)。</p> <p>【大飯】保管場所の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の記載表現の反映により「想定される」と記載とした。 ・操作対象の明確化による。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由①) 【女川】設備の相違(相違理由③) 【大飯】設備名称の相違 【大飯】建屋名称の相違 【大飯】保管場所の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の記載表現の反映により「想定される」と記載とした。 ・操作対象の明確化による。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(相違理由①) 【女川】設備の相違(相違理由③) 【大飯】設備名称の相違 【大飯】建屋名称の相違 【大飯】保管場所及び設置場所の相違 【大飯】建屋名称の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の記載表現の反映により「想定される」と記載とした。 ・操作対象の明確化による。</p>
<p>【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>可搬式使用済燃料ピット水位は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>			
<p>【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリヤモニタは、制御建屋内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等時における制御建屋内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>			

第58条 計装設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため大飯3／4号炉54条まとめ資料より転載】 使用済燃料ピット監視カメラは、重大事故等における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境を考慮して空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。	【伊方3号炉54条まとめ資料より転載】 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、原子炉周辺建屋内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等における原子炉周辺建屋内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用するため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。	使用済燃料ピット監視カメラは、燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境を考慮して空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。	【大飯】記載方針の相違（相違理由①） 【大飯】建屋名称の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・女川の記載表現の反映により「想定される」と記載した。
【比較のため58-19から再掲】 可搬型格納容器水素ガス濃度、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力及び格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S A）並びに可搬型計測器は、原子炉周辺建屋、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等における原子炉周辺建屋及び制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。作業は計測場所で可能な設計とする。		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）は、原子炉補助建屋内及び緊急時対策所待機所内に保管し、周辺補機棟内に設置するため、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の操作は、想定される重大事故等において、設置場所で可能な設計とする。	【大飯】記載箇所の相違 【大飯】設備名称の相違 【大飯】建屋名称の相違 【大飯】保管場所及び設置場所の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・女川の記載表現の反映により「想定される」と記載した。 【大飯】記載方針の相違 ・操作対象の明確化による。（伊方と同様）
安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置は、重大事故等における中央制御室、原子炉周辺建屋、緊急時対策所のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。	安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。データ収集装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。	データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。データ収集計算機は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。	【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】設備構成の相違（相違理由④） 【女川】設備名称の相違 【大飯】設置場所の相違 【女川】建屋名称の相違 【女川】設備構成の相違（相違理由④）
	安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置は、緊急時対策建屋緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置は、緊急時対策建屋緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、制御建屋内及び緊急時対策建屋緊急時対策所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型計測器の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、緊急時対策所指揮所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、原子炉補助建屋内及び緊急時対策所待機所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型計測器の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由④） 【女川】設備名称の相違 【女川】建屋名称の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は、可搬型計測器について、他の可搬型の計測設備と一緒に前段で記載している。 【女川】建屋名称の相違</p>